

第5回いなべ市行政改革推進委員会事項書

日時 令和7年5月23日（金）午後2時～

場所 いなべ市役所 シビックコア棟2F会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 説明事項

第3回いなべ市行政改革推進委員会の主なご意見

4 審議事項

（1）第3次いなべ市行政改革アクションプラン・・・資料1 資料2

（2）公共施設等総合管理計画の現状と課題・・・資料3

5 次回の会議について

開催日時：令和7年7月25日（金）午後2時から

場 所：いなべ市役所 シビックコア棟2F会議室

6 閉会

座席表

当日資料1

(敬称略)

前四日市看護医療大学学長、
神戸松蔭大学 客員教授
丸山 康人

林会計事務所 所長 林 伸一		株式会社デンソー 大安製作所 所長 岡本 孝文
株式会社百五銀行 いなべ支店 支店長 佐々木 文昭		トヨタ車体株式会社 いなべ工場 工務部工場管理室 総務グループ長 近藤 雄司
いなべ市商工会 事務局長 伊藤 章子		一般社団法人グリーン クリエイティブいなべ 代表理事 岡 正光

行政改革アクションプラン説明席

副市長 山下 正史	企画部長 森川 里佳	政策課長 小谷 直仁	オブザーバー 小林 直樹	審議事項 担当部長	審議事項 担当所属長
総務部長 近藤 栄人	市民部長 松宮 みどり	環境部長 岡 武史	福祉部長 岡 真水	審議事項 担当所属長	審議事項 担当所属長
健康こども部長 寺尾 あき	農林商工部長 宮木 崇年	建設部長 太田 東洋	水道部長 寺本 靖彦	審議事項 担当所属長	審議事項 担当所属長
教育部長 伊藤 功	会計管理者 三好 宏尚	議会事務局長 日紫喜 巍人		審議事項 担当所属長	審議事項 担当所属長
事務局 児玉 吏	事務局 向山 英雄	事務局 黒田 悠介	事務局 石川 千裕	審議事項 担当所属長	審議事項 担当所属長

審議事項
担当所属長

傍聴席

第3次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール

No	日程	内 容
1	R7/4/16～5/2	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
2	R7/5/9 第4回 行政改革 推進委員会	第7回総合計画審議会と同時開催 ○第3次いなべ市総合計画の策定について ・行政改革アクションプラン ・推進委員会と幹事会 ・部会名簿 ○スケジュール及び役割分担
3	R7/5/12～6/30	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標
4	R7/5/23 第5回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題
5	R7/6/2～6/30	第3次いなべ市行政改革アクションプラン等の成果指標の確認委託 (公認会計士)
6	R7/7/25 第6回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題
7	R7/8/22 第7回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題
8	R7/10/24 第8回 行政改革 推進委員会	予備日 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題
9	R7/11/7 第9回 行政改革 推進委員会	第9回総合計画審議会と同時開催 ○ 第3次いなべ市総合計画（案）の審議
10	R7/11/14～12/13	○パブリックコメント
11	R8/1/16 第10回 行政改革 推進委員会	第10回総合計画審議会と同時開催 ○パブリックコメント（回答案） ○第3次いなべ市総合計画（答申）

第3次いなべ市行政改革大綱：第3回いなべ市行政改革推進委員会の主なご意見	
インフラについて	<p>1 公共施設の老朽化について、50年から60年くらい経過している建物もあるので、維持していくにもコストがかかることに加え、危険も伴うので委員会で漏れなく検討していく必要がある。</p> <p>2 老朽化している施設の数がかなり多く、手を付けられていないという問題に対して、補助金等がある場合は、その機会をうまく活用して整理していく必要がある。</p> <p>3 施設以外に、水道管の老朽化により道路に穴が開くなどのインフラの問題等もあり、全国的にも不安が広がっており、その調査や対応についても検討していく必要がある。</p>
情報収集・情報発信について	<p>1 情報発信も大事であるが、一方で、行政に必要な情報をどう集めるかという情報収集についても重要であり、質の高い情報収集能力が必要である。</p> <p>2 国や県との連携の中で新しい情報が入ってきたときに、庁内で共有できる体制づくりがあり、その中で必要な情報を発信するというように、情報収集・共有といった側面を考えて情報発信をする必要がある。</p> <p>3 いなべの魅力発信が大事</p> <p>4 若い世代に地元に戻ってきてもらうためにも、魅力ある地域づくりを若い世代にも発信する必要がある。</p>
公民連携、職員力の向上	<p>1 地域活性化起業人などの外部人材を活用して、民間の効率的・効果的なノウハウを吸収できるような環境づくりを行うとともに、職員の研修を重ねながら、職員力の向上につなげていくことが大事。</p> <p>2 職員採用の問題も含めて、地元の企業と連携していくことが大事。</p> <p>3 公民連携について、民間の企業だけではなく、市民の力であったり各種団体の力を活性化していきながら連携していく努力が必要(PFIやPPPを積極的に活用している近隣市町を参考に)。</p> <p>4 地域の中で民間企業の方々と一緒に研修していくことも重要</p>
定住、その他	<p>1 いなべ市出身で大学進学を機に、いなべを離れる人が多く、その人たちをどうやっていなべ市に戻すのかということが大きな課題であり、議論の必要がある。</p> <p>2 通勤で通っている若い人たちが夜も過ごせる場所なども含めて、地元の企業の方々と一緒に連携していく必要である。</p> <p>3 南側にデンソー、北側にトヨタ車体、西側にトヨタ合成、その真ん中に市役所、消防署、警察署とネットワークを繋ぐことで、有事の際に避難所や橋の状況など、いろいろな情報共有が一斉にできるようなネットワーク体制の構築の検討をしましょう。</p>

行政改革アクションプラン 実施項目の説明順(5/23)

1	企画部	4	多様な働き方の実現	政策課	P3
全12項目中6項目		5	RPA、BPRの推進	政策課、情報課	P6
議会事務局	7	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	議事課、庶務課、政策課、	P7	
	7	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	情報課	P8	
	7	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	法務課	P9	
	21	行政手続のオンライン化の拡充	情報課	P17	
市民部	22	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	情報課、市民課	P18	
	23	公民連携(PPP／PFI)事業の推進	政策課	P19	
2	総務部	1	職員の育成による市民サービスの向上	職員課	P1
全13項目中6項目		2	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上	職員課	P2
総務部	4	多様な働き方の実現	職員課	P4	
	4	多様な働き方の実現	業務課	P5	
	10	公用車の適正化	管財課	P10	
	15	徴収率の維持・向上	納税課	P11	
	17	市有財産の有効活用・処分	管財課	P15	
3	市民部	15	徴収率の維持・向上	保険年金課	P12
全2項目中2項目					
4	福祉部	15	徴収率の維持・向上	介護保険課	P13
全1項目中1項目					
5	農林商工部	18	寄附金制度の有効活用	商工観光課	P16
全1項目中1項目					
6	水道部	15	徴収率の維持・向上	水道総務課	P14
全1項目中1項目					

※徴収率の維持・向上の説明に当たっては、納税課の内容とほぼ同じ内容とした上で、直近5年間の収納率や差押等の活動状況の補足説明をお願いします。

いなべ市公共施設等総合管理計画 【改訂版】



いなべ市
令和6年5月

目次

公共施設等総合管理計画について	1
(1) 策定趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	2
(4) 対象となる公共施設等について	3
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1. 人口推移と将来の見通し	4
(1) 人口動態の推移と展望	4
2. 財政の推移と実績	5
(1) 歳入の推移と実績	5
(2) 歳出の状況と展望	6
3. 資産の老朽化状況	7
4. 公共建築物の現況と課題	8
(1) 公共建築物の保有状況	8
(2) 公共建築物の保有状況の比較	9
(3) 公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	10
5. インフラ施設の現況と課題	12
(1) インフラ施設の保有状況	12
(2) インフラ施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	13
(3) 主要なインフラ施設の更新費推計の考え方	13
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針	15
1. 現状と課題に関する基本認識	15
2. 公共施設等の課題解決に向けた基本方針	16
3. 基本方針を実現するための実施方針	17
4. 長寿命化等の実施の効果	21
5. 公共施設等総合管理計画の推進に向けて	24
第3章 施設類型ごとの管理に関する方向性	25
1. 公共建築物に関する基本方針	26
(1) 行政系施設	28
(2) 市民文化系施設	31
(3) 社会教育系施設	34
(4) 学校教育系施設	37
(5) 子育て支援施設	41
(6) ボーッ・レクリエーション系施設	45
(7) 産業系施設	49
(8) 保健・福祉施設	51

(9) 公営住宅.....	5 4
(10) 供給処理施設.....	5 6
(11) その他施設（駅関連施設、斎場、普通財産、賃借施設等）.....	5 8
2. インフラ施設に関する基本方針.....	6 0
(1) 道路.....	6 1
(2) 橋梁.....	6 2
(3) 上水道.....	6 4
(4) 下水道.....	6 5
(5) その他インフラ施設等.....	6 6
まとめ	6 7

- ・令和3（2021）年3月末時点の公有財産調書と令和3（2021）年度に実施した施設所管部門への施設調査結果より作成しています。
- ・特に断りがない場合、「市民一人当たり」等の表現は、「令和2（2020）年の国勢調査」の人口を分母としています。
- ・調査時点以降の施設の増減等を加味していないため、現時点の建築年度や延床面積の数値と一致しない場合があります。
- ・端数処理等の関係上、表中に記載の個別数値の合算値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

公共施設等総合管理計画について

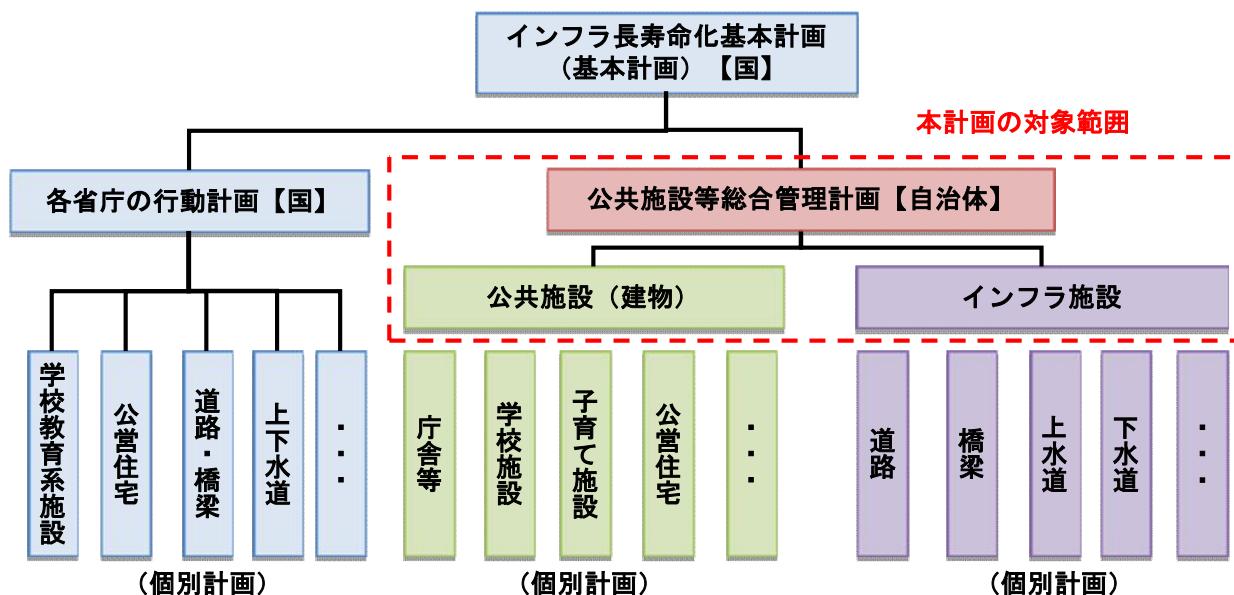
(1) 策定趣旨

わが国では、高度経済成長期に多くの公共施設・インフラ施設（以下、「公共施設等」という。）が整備され、その老朽化対策が大きな課題となっています。また、地方自治体は厳しい財政状況が続く中で、今後の人口動態の変化に伴う公共施設等の利用需要の変化に対応していくことが求められています。

以上の背景を踏まえ、総務省は平成26（2014）年4月22日、全国の地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請を行いました。同計画では、各地方公共団体が保有する公共施設等を、長期的な視点により適切な維持管理や計画的な更新また長寿命化等を行い、将来の財政負担の軽減や平準化を図るための基本的な方針を示すことが求められています。

本市においては、人口減少や少子高齢化の進行や財政規模の縮小が想定されている中で、公共施設等の老朽化に伴う更新需要に対応し、将来にわたって持続可能な行政サービスが展開できるよう基本的な方針を示すため本計画を策定します。

図表1 公共施設等総合管理計画の体系^{※1}



(2) 計画の位置づけ

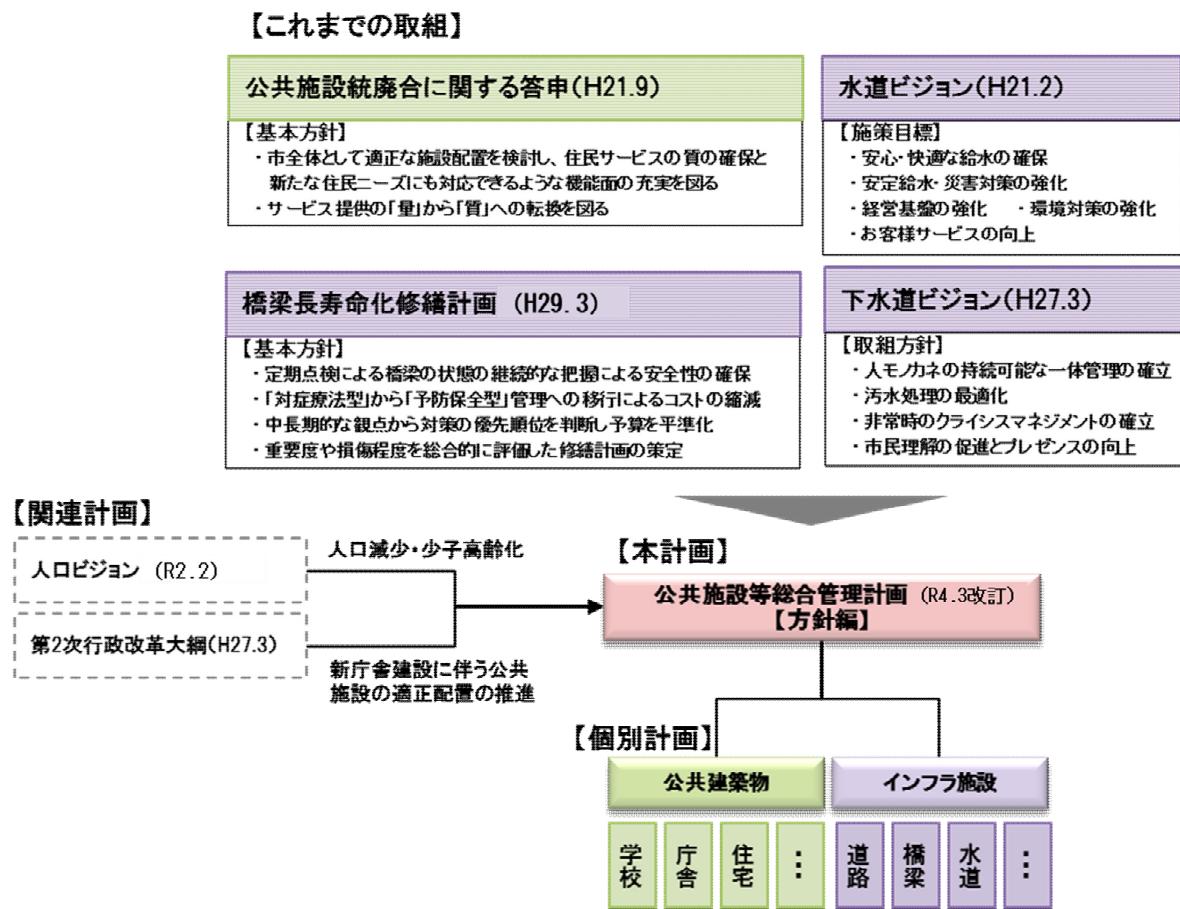
本市では、これまでに「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」（平成21年9月）に基づき、合併により保有することとなった複数の重複・類似する公共建築物の統廃合に向けた取組を行ってきました。また、インフラ施設については、橋梁、上水道、下水道の各類型において長寿命化に向けた修繕計画等の個別計画を立案してきました。

^{※1} 各類型ごとの個別計画（再編計画、長寿命化計画等）は、国の行動計画及び本計画を参考に、それぞれの省庁から全国の地方自治体に策定するよう要請があります。

本計画では、各類型ごとの答申や個別計画の方針等の考え方を整理し、今後の財政状況や人口動態を踏まえ、本市の公共施設等全体を適切に維持管理、更新していくための基本的な方針を策定しています。

本計画の策定後には、策定済の個別計画に基づく各種事業の推進とともに、個別計画が未策定の分野は計画を策定し、今ある公共施設等を将来のいなべ市民に継承していくための取組を実施していきます。

図表2 本計画と国の施策、既存計画との関係



(3) 計画期間

公共施設等のあり方については、今後数十年の人口動態や財政状況等を見据えて検討する必要があること、30年後から想定されているインフラ施設の更新ピークまでに対策を図る必要があること等を考慮し、計画期間は平成28（2016）年度から令和27（2045）年度までの30年間とします※2。

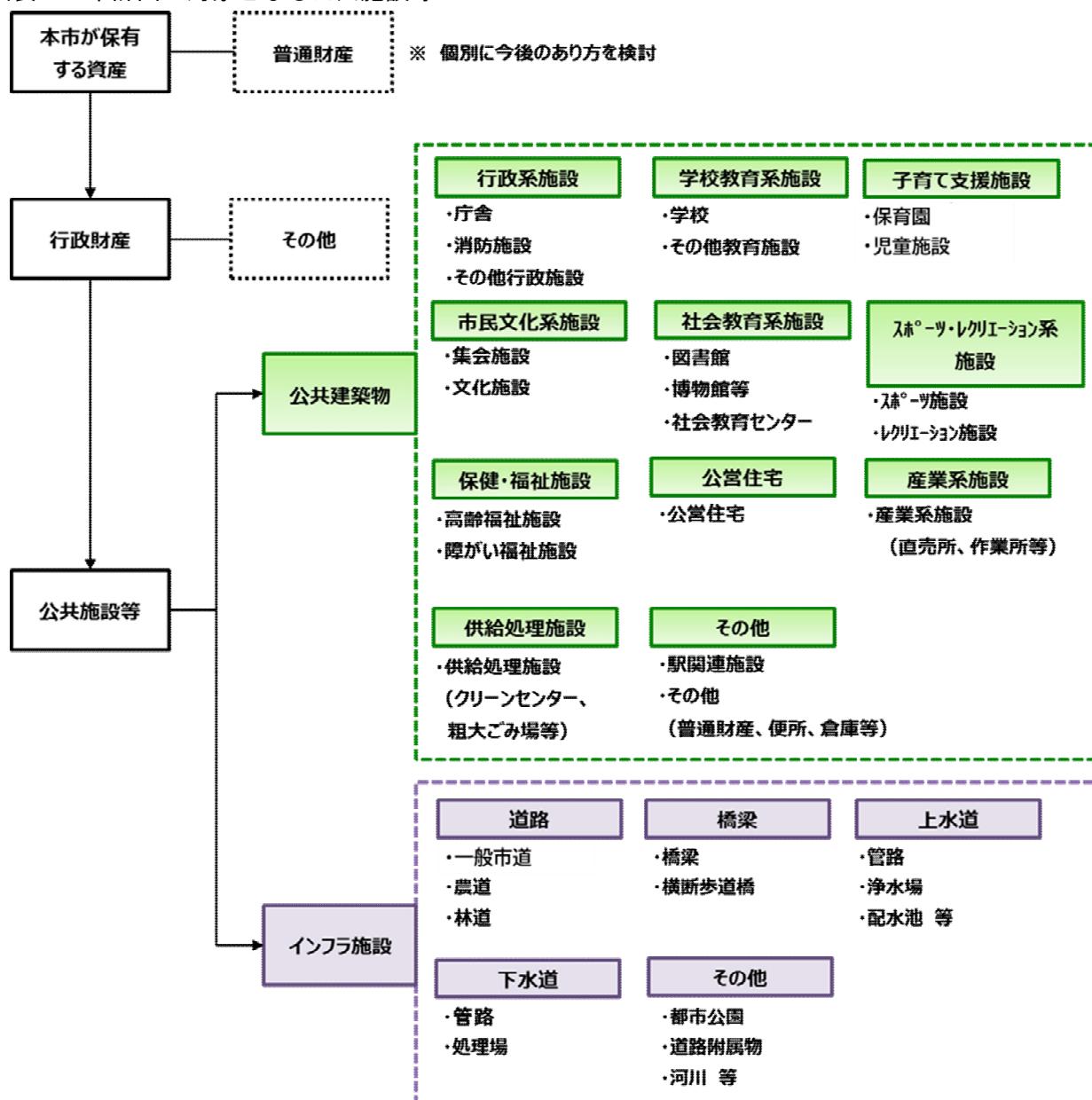
なお、今後の社会経済情勢の変化や本市の財政状況等を踏まえた見直しが必要であることから、平成28（2016）年度よりスタートした第2次いなべ市総合計画にあわせて、本計画に掲げる方針等を令和3（2021）年度に見直しをしています。今後も10年ごとに見直しを図っていくものとします。

※2 総務省の公共施設等総合管理計画の策定要請に関する通知では、計画期間を10年以上とすることが求められています。

(4) 対象となる公共施設等について

本計画の対象は、本市が保有する資産のうち、普通財産及びその他の行政財産を除く公共施設等とします。本計画では、公共施設等の比較による課題整理を行うため、公共建築物（11類型）とインフラ施設（5類型）に区分しています。

図表3 本計画の対象となる公共施設等



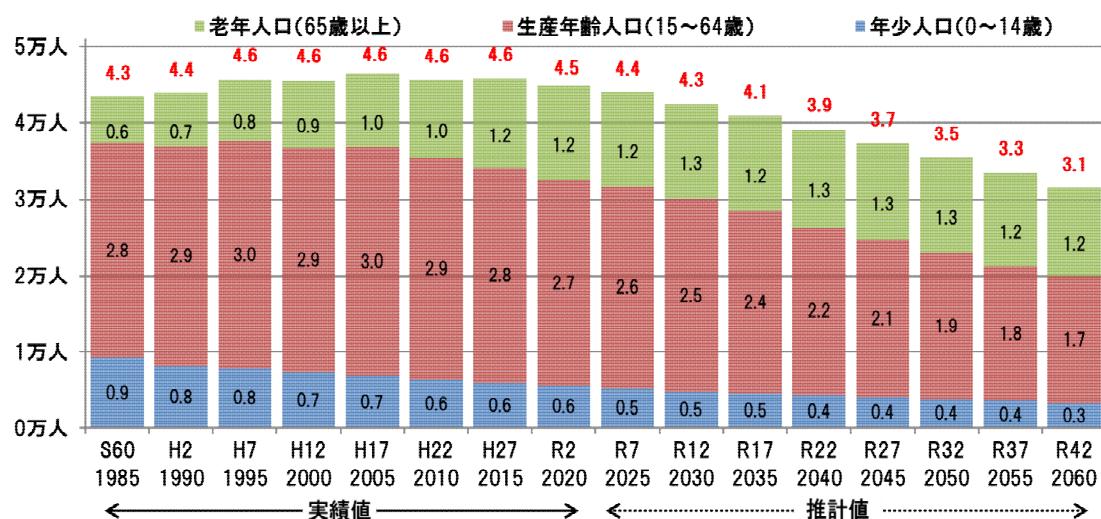
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 人口推移と将来の見通し

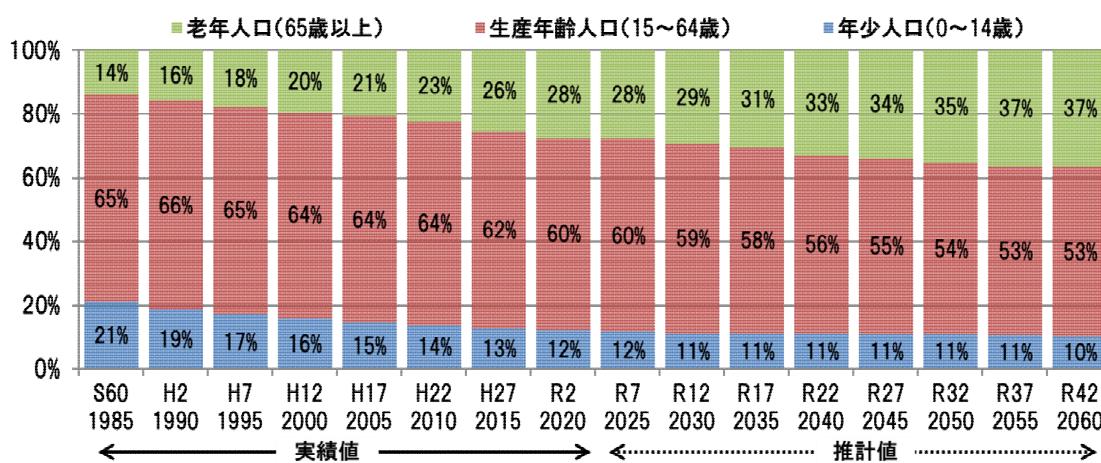
(1) 人口動態の推移と展望

本市の総人口は、昭和 60（1985）年度からピーク時期である平成 17（2005）年度までの 20 年間に 4.3 万人から 4.6 万人へと増加してきました。将来人口推計^{※3}では、総人口は令和 2（2020）年度以降減少し続け、本計画期間の最終年度である令和 27（2045）年度には 3.7 万人（-0.9 万人）と、今後 30 年間でおよそ 2 割減少することが想定されています。年齢階級別にみると、老人人口は令和 22（2040）年度まで増加しその後緩やかな減少傾向、生産年齢人口と年少人口は一貫して減少傾向になると推計されています。今後は、将来の人口減少や少子高齢化の進行による需要の減少やニーズの変化を見据えたうえで、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

図表 1-1 総人口の推移と将来推計



図表 1-2 人口構成の推移と将来推計



^{※3} 目標人口には、「いなべ市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」（令和2年2月改定）における定住対策や移住・交流対策等の施策の効果を加味した場合の市独自推計による人口の将来展望の数値を採用しています。

2. 財政の推移と実績

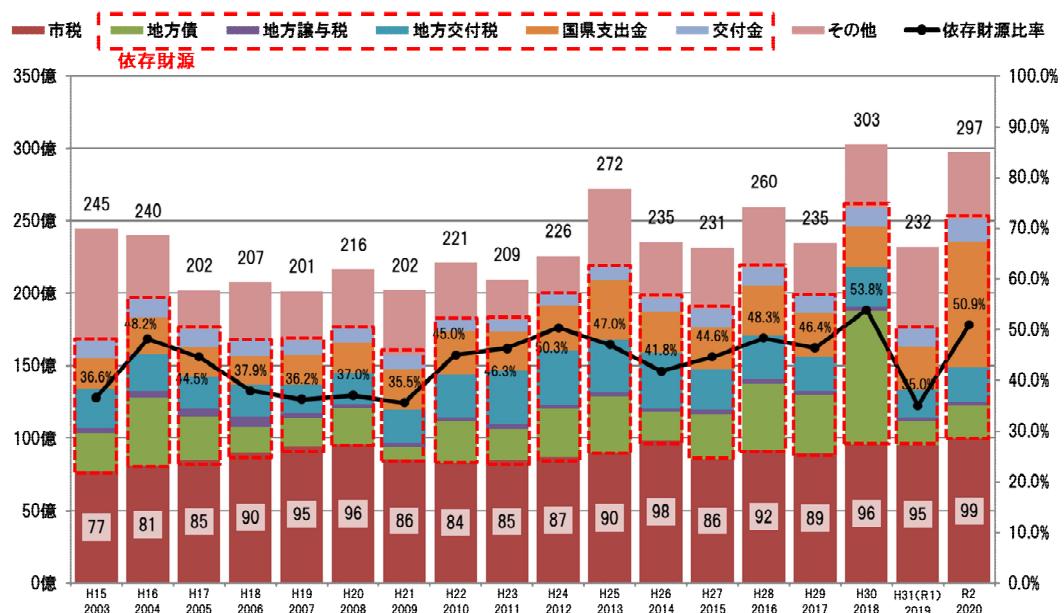
(1) 島入の推移と実績

本市の島入総額は、市町村合併時の平成 15 (2003) 年度から平成 26 (2014) 年度までの 12 年間に概ね 200 億円台前半で推移していましたが、平成 30 (2018) 年度以降は 300 億円を超える年も見受けられます。

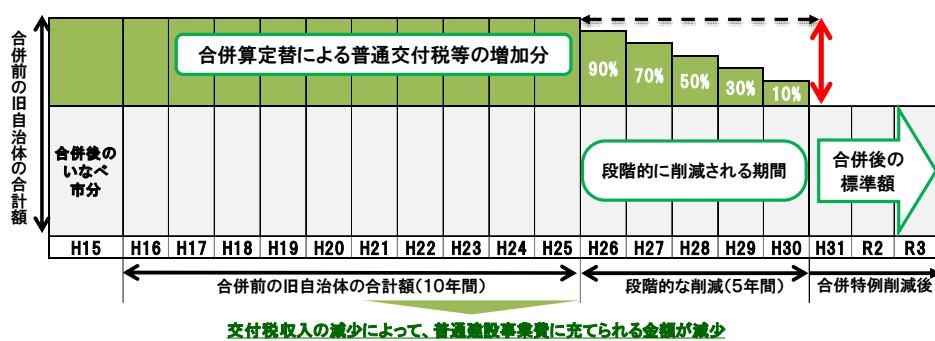
島入総額の費目別の状況をみると、最も多くを占めている市税は 77 億円から 99 億円で推移しており、依存財源^{※4}は概ね 70 億円から 160 億円程度で推移してきました。

依存財源比率は、地方債の発行状況等によって年度によってばらつきがあるものの、平成 21 (2009) 年度までは概ね 30% 台で推移していました。平成 22 (2010) 年度以降は、リーマンショック後の市税収の減少や経済対策等による交付税や国県支出金の増加等の影響によって 40% 以上で推移しています。近年では、合併に伴う国の特例措置の終了等によって地方交付税の段階的な削減が始まっています。今後の島入規模は縮小していくことが想定されます。また、生産年齢人口の減少により、住民税等の収入の減少が見込まれます。

図表 1-3 島入総額と内訳の推移



図表 1-4 合併特例の終了による地方交付税の段階的削減の考え方



^{※4} 依存財源とは、国や県から交付される財源や借金（地方交付税、国・県支出金、地方債等）のことです。

(2) 岁出の状況と展望

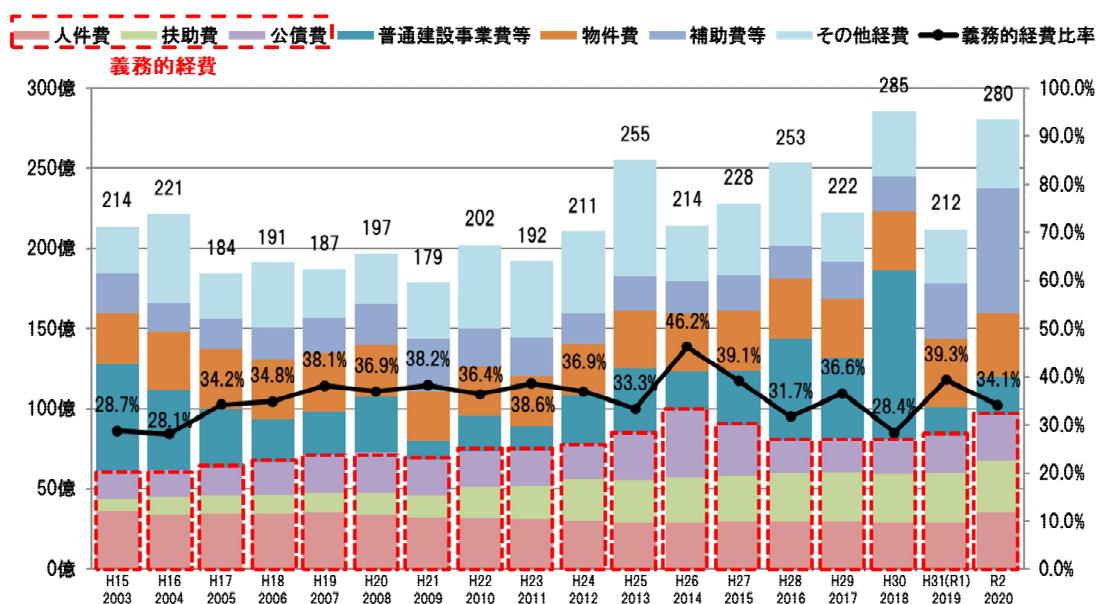
本市の歳出総額は、市町村合併時の平成 15 (2003) 年度から平成 26 (2014) 年度までの 12 年間に歳入規模の増減にあわせて概ね 100 億円台後半から 200 億円台前半で推移していましたが、平成 30 (2018) 年度以降は 300 億円に迫る年も見うけられます。

歳出総額の費目別の状況をみると、平成 20 (2008) 年度までは人件費、普通建設事業費等、物件費の占める割合が高くなっていましたが、近年は扶助費や公債費等の義務的経費※5の占める割合が高くなっています。

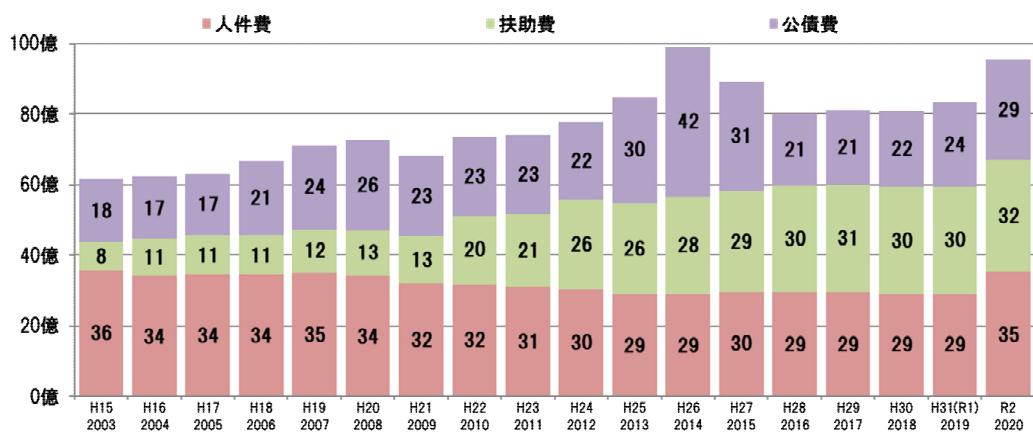
義務的経費比率は、合併後の平成 16 (2004) 年度までは 20% 台で推移していましたが、その後 30% 以上で推移しています。

本市では、合併後 12 年間での定員適正化による職員定数の削減等の取組により、人件費の抑制に努めてきましたが、今後は医療・介護ニーズの高い老人人口の比率が高まることで、扶助費等の社会保障費の増大が想定されます。

図表 1-5 岁出総額と内訳の推移



図表 1-6 義務的経費の実績



※5 義務的経費とは、職員等の入件費、借金の元本や利子の返済に相当する公債費、高齢福祉や児童福祉に係る扶助費のことです。

3. 資産の老朽化状況

本市の資産の老朽化状況について、有形固定資産減価償却率（償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合）を指標として把握します。

（算定式）

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{（有形固定資産取得額} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額）}}$$

この比率は、資産の経年の程度を示し、経年が進んでいるほど値が大きくなり、老朽化が進んだ資産を除却・更新等することで値が改善することから、公共施設マネジメントを行う上で有用な指標とされています。

令和元（2019）年度一般会計等決算ベースの有形固定資産減価償却率は51.1%で、本計画が策定された平成28（2016）年度から2.1%増加しており、資産の老朽化が進んでいます。公共施設の老朽化が今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、長期的な視点による本計画に基づいた公共施設の管理に関する取組を進めていく必要があります。

図表 1-7 本市における有形固定資産減価償却率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有形固定資産 減価償却率（%）	49.0	50.1	51.4	51.1

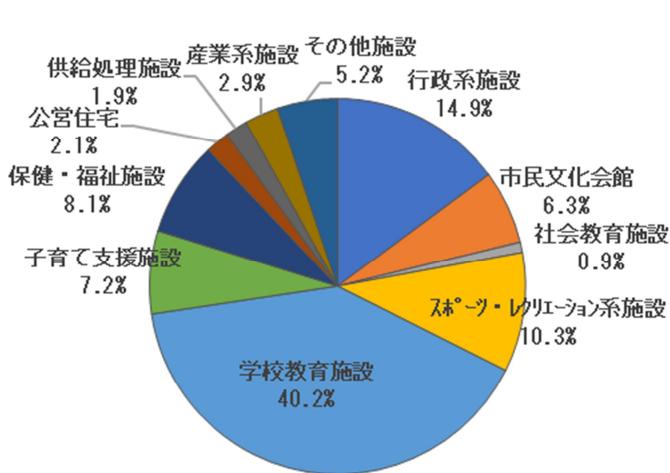
4. 公共建築物の現況と課題

(1) 公共建築物の保有状況

本市では、延床面積 23.4 万m²の公共建築物を保有しており、延床面積全体のうち、学校教育系施設が 40.2%、行政系施設が 14.9%、スポーツ・レクリエーション系施設が 10.3%を占めています。

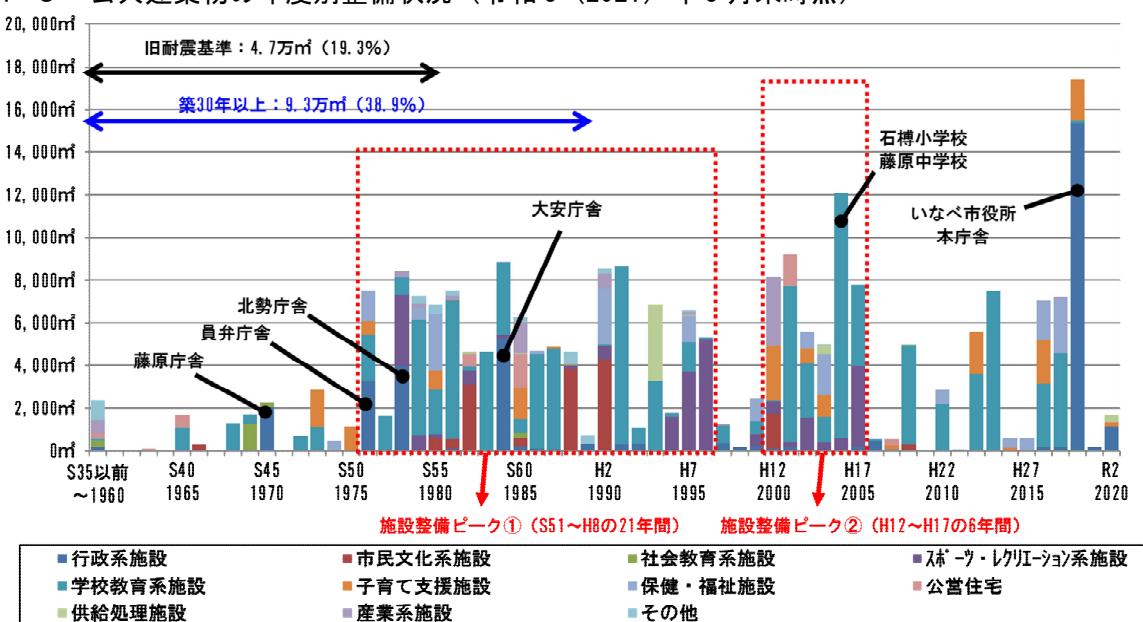
年度別の整備状況をみると、築 30 年以上経過した施設が延床面積全体の 38.9%を占めており、これらの大規模改修時期が到来しています。また、本市の公共建築物は、1970 年代から 1990 年代前半の 21 年間と合併前後の 6 年間に施設整備のピーク時期があることから、今後、これらの施設の大規模改修や建替え時期が集中することが想定されます。

図表 1-8 公共建築物の類型ごとの保有状況※6（令和 3（2021）年 3 月末時点）



公共建築物の類型	延床面積 (m ²)	構成比 (%)
行政系施設	34,857	14.9
市民文化会館	14,844	6.3
社会教育施設	2,094	0.9
スポーツ・レクリエーション系施設	24,086	10.3
学校教育施設	94,298	40.2
子育て支援施設	16,761	7.2
保健・福祉施設	19,048	8.1
公営住宅	4,836	2.1
供給処理施設	4,505	1.9
産業系施設	6,855	2.9
その他施設	12,113	5.2
合計	234,298	100.0

図表 1-9 公共建築物の年度別整備状況（令和 3（2021）年 3 月末時点）



※6 その他施設には、駅関連施設、普通財産等の施設が含まれています。また、公園及び下水道の建築物は、インフラ施設として区分していることから除外しています。

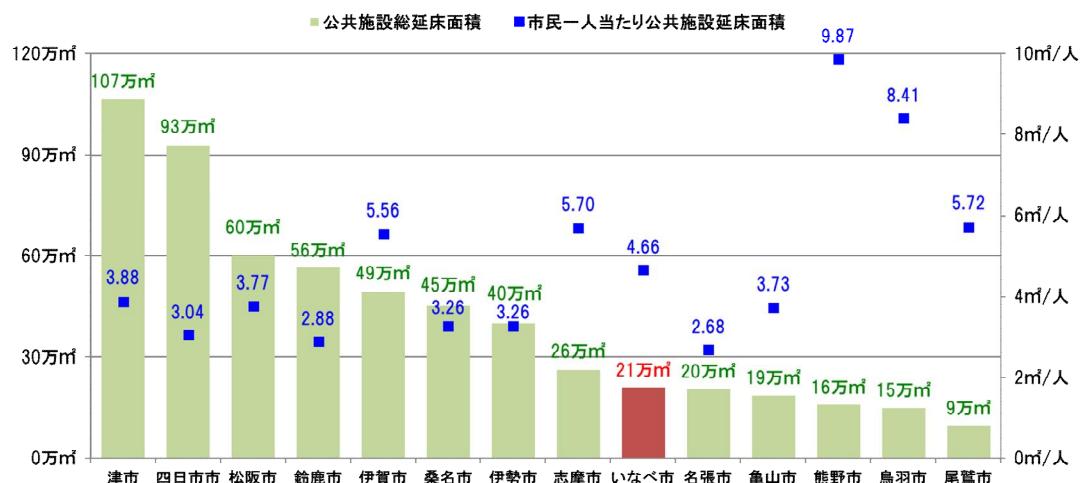
(2) 公共建築物の保有状況の比較

本市の公共施設延床面積^{※7}21万m²は、県内14市中6番目に小さい状況です。一方、市民一人当たり延床面積4.66m²/人は、県内14市平均の4.74m²/人よりは小さいですが、14市中6番目に大きい状況となっています。

なお、全国の自治体における住民一人当たり延床面積の平均は約4.5m²/人と、本市の市民一人当たりの延床面積は、同程度の水準となっています。

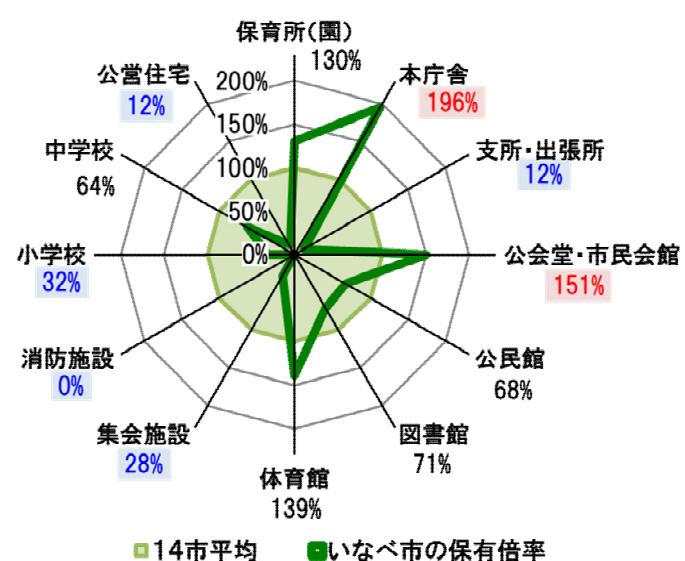
類型ごとの市民一人当たり延床面積では、本庁舎、公会堂・市民会館で14市平均の1.5倍以上を保有しています。これは、市町村合併による類似・重複施設が生じたことによるものと考えられます。一方、支所・出張所や集会施設、公営住宅等は、県内14市平均と比較して小さく、比較的効率化が図られています。

図表1-10 県内14市との公共施設延床面積の比較



図表1-11 県内14市との類型ごとの市民一人当たり保有状況比較

保育所(園)、本庁舎等の類型ごとに「いなべ市の市民一人当たりの延床面積÷14市の市民一人当たりの延床面積の平均」を算定し、類型ごとの保有状況を比較した。
平均よりも50%以上と多い用途を赤字、平均の50%未満と少ない用途を青字で記載した。
なお、保育所(園)、小学校、中学校については、「年少人口一人当たり延床面積」により保有状況を比較した。
【本庁舎の計算例】
いなべ市の市民一人当たり延床面積(0.30m²/人)÷14市の市民一人当たり延床面積の平均(0.15m²/人)≈196%



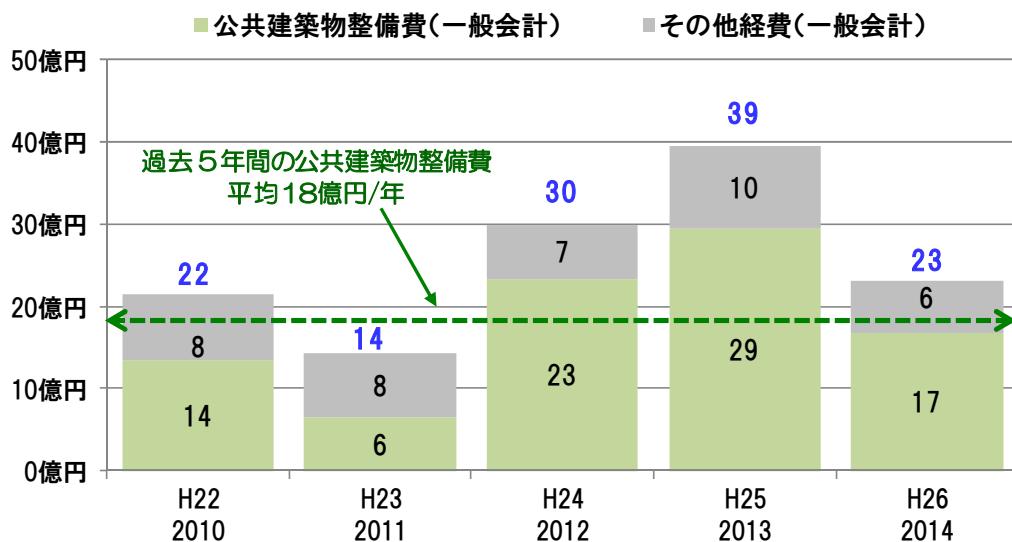
^{※7} 令和元（2019）年度の公共施設状況調査年比較表（総務省）と令和2（2020）年の国勢調査人口による比較を行っています。

(3) 公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

① 公共建築物の更新可能額について

一般会計の普通建設事業費は、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までの 5 年間に概ね 50 億円後半から 90 億円程度で推移してきました。普通建設事業費のうち、過去 5 年間の公共建築物整備費^{※8}は、6 億円から 29 億円で推移しており、平均 18 億円/年となっています（試算の考え方方は脚注に掲載）。

図表 1-1-2 公共建築物整備費の推移



② 公共建築物の将来更新費と不足額について

現在の公共建築物を全て保有し続け、事後保全型による管理・更新を行う場合、令和 4（2022）年度から令和 42（2060）年度までの今後 39 年間で公共施設の日常修繕及び建替えに必要な将来更新費は、平均 21 億円/年と推計（推計の考え方方は 11 ページに掲載）されます。

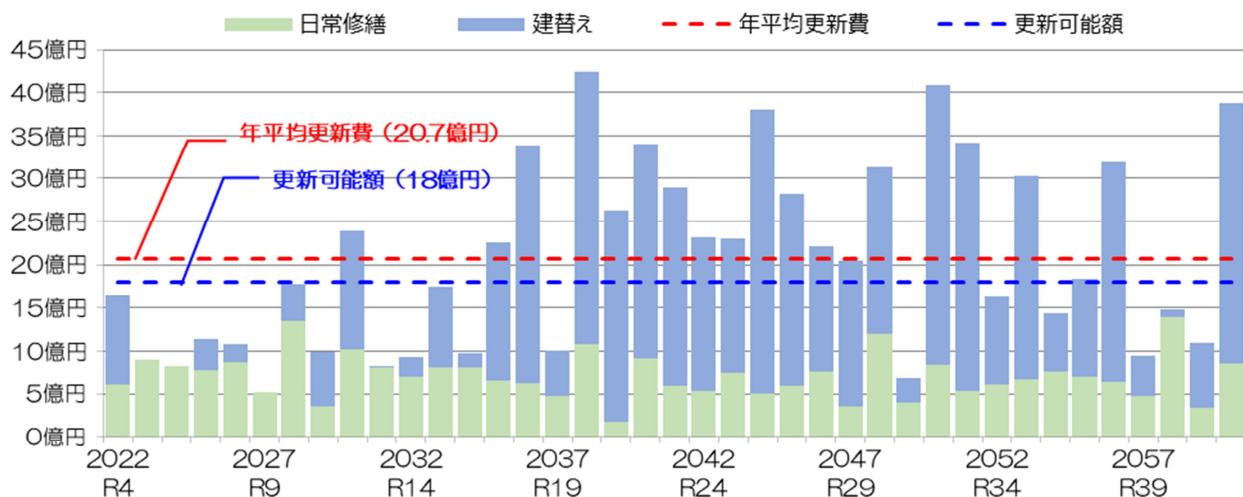
将来更新費と過去 5 年間の公共建築物整備費を比較すると、令和 4（2022）年度から令和 42（2060）年度までの 39 年間の公共建築物の更新費は、過去の公共建築物整備費（18 億円/年）の 1.2 倍程度必要となる（平均 3 億円/年の不足額が生じる）可能性があります。

また、将来更新費の状況を年代別にみると、令和 18（2036）年度以降に大きな更新費が必要となることが想定されます。

今後は、将来更新費の抑制を目指すため、公共建築物の総量の縮減による更新費の削減や更新時期の平準化による単年度の更新費の平準化、新たな更新財源の確保等、縮小が想定される財政規模に見合った公共建築物の更新のあり方を検討していく必要があります。

^{※8} 一般会計の 5 年間の決算統計の普通建設事業費の内訳より、公共建築物整備費は「総務費、民生費、労働費、商工費、土木費（住宅）、消防費、教育費」の合計金額から用地取得費分、国県直轄事業費分を除いた 1 年当たりの平均額を採用しています。

図表 1-1-3 公共建築物の将来更新費（事後保全型）と不足額



③ 公共建築物の更新費推計の考え方

公共施設（建物）の更新費（事後保全型）は、以下の考え方で令和4（2022）年度から令和42（2060）年度までを算出しています。

建物の老朽化が進んだ場合などに日常修繕（部分的な修繕により機能回復）を周期的に実施し、耐用年数が来たタイミングで建替えをすることとします。なお、本市におけるこれまでの管理の実態を踏まえて定期的な大規模改修の実施は位置付けないものとします。

【日常修繕の考え方】：建物の老朽化が進んだ場合などに、日常修繕を実施する。日常修繕の費用は、公共施設（建物）の更新費の10%の費用を計上する。

【大規模改修の考え方】：大規模改修については、本市におけるこれまでの管理の実態として未実施の建物が多いという現状を踏まえ、試算において費用を計上しないこととする。

【建替えの考え方】：築60年目に建替えを実施するものとし費用を計上する（木造は築40年目で建替えするものとし費用を計上する）。

【更新単価の考え方】：建替えに係る費用は、公共施設（建物）の用途別に延床面積1m²当たりの単価に延床面積を乗じて算出している。単価には建替えに伴う解体、仮設移転費用、設計費等を含んでいる。

図表 1-1-4 施設類型ごとの更新単価表

公共建築物の類型	建替え
行政系施設	40 万円/m ²
市民文化系施設	40 万円/m ²
社会教育系施設	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/m ²
子育て支援施設	33 万円/m ²
学校教育系施設	33 万円/m ²
保健・福祉施設	36 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²
産業系施設	40 万円/m ²
供給処理施設	36 万円/m ²
その他施設	36 万円/m ²

5. インフラ施設の現況と課題

(1) インフラ施設の保有状況

① 道路

本市では、一般市道として実延長 895.6km（道路部面積 5.0k m²）を保有しています。また、その他に農道として 122km を、林道として 84km を保有しています。

図表 1-15 一般市道・農道・林道の保有状況（令和 2（2020）年度）

道路種別	実延長 (km)
一般市道	896
農道	122
林道	84

② 橋梁

本市では、橋梁として 561 橋、延長 6.6km を保有しています。

図表 1-16 橋梁の保有状況（令和 2（2020）年度）

種別	橋梁数	総延長
橋梁	561	6.6

③ 上水道

本市では、上水道の管路として延長 671km、建築物として浄水場・ポンプ室が 1,933 m²、配水池・水源地を 3,355 m² 保有しています。

図表 1-17 上水道管路の保有状況（令和 2（2020）年度）

種別	総延長 (km)	面積 (m ²)
管路（総延長）	671	—
（送水管）	73	—
（導入管）	11	—
（配水管）	587	—
浄水場・ポンプ室	—	1,933
配水池・水源池	—	3,355

④ 下水道

本市では、公共下水道の管路として延長 454km、農業集落排水の管路として延長 69km、処理場 11 箇所、マンホールポンプ 319 箇所を保有しています。

図表 1-18 下水道（公共下水道・農業集落排水）の管路の保有状況（令和 2（2020）年度）

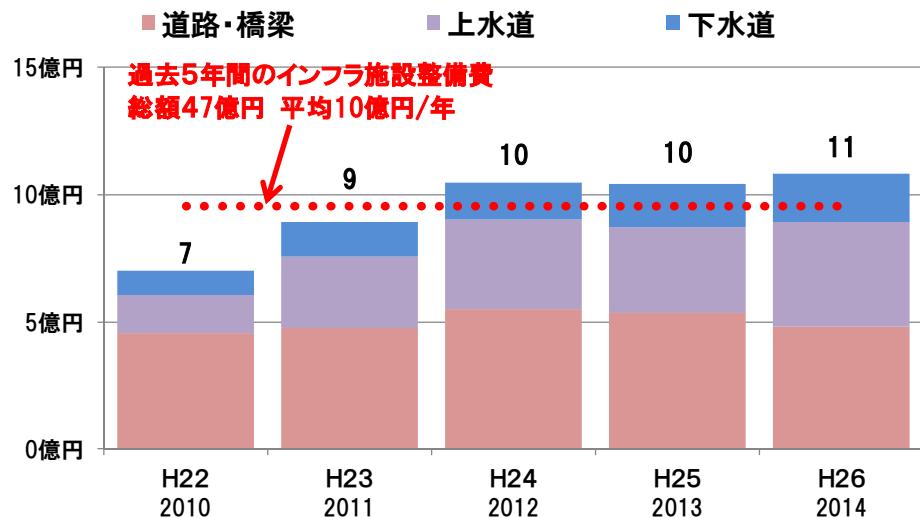
種別	総延長 (km)	面積 (m ²)	箇所数
管路（公共下水道）	454	—	—
管路（農業集落排水）	69	—	—
処理場	—	1,520	11
マンホールポンプ	—	—	319

(2) インフラ施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

① 主要なインフラ施設(道路・橋梁・上水道・下水道)の更新可能額について

インフラ施設整備費は、過去の一般会計（道路・橋梁）、企業会計（上水道）、特別会計（公共下水道、農業集落排水）の工事請負費の実績から、平均10億円/年で推移してきました。インフラ施設整備費を極端に削減することは困難なため、過去の実績である更新可能額を10億円/年と設定します。

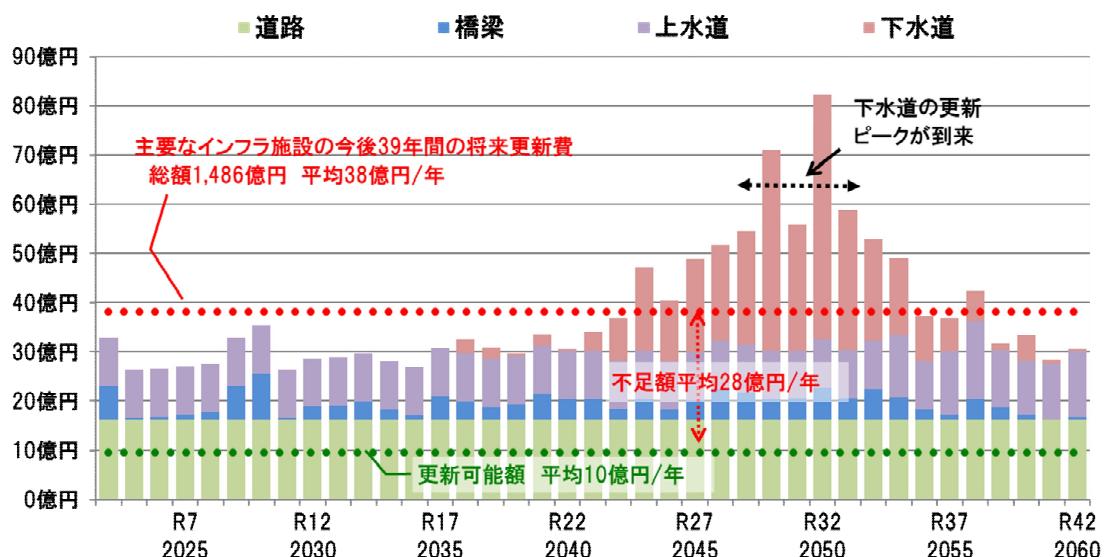
図表1-19 インフラ施設の普通会計・特別会計・事業会計における整備費の推移



② 主要なインフラ施設の将来更新費と不足額について

現在のインフラ施設を全て保有し続け、事後保全型による管理・更新を行う場合、令和4（2022）年度から令和42（2060）年度までの更新や布設替え等に必要な将来更新費は、平均38億円/年（総額1,486億円）と推計されます。将来更新費とインフラ施設整備費を比較すると、過去のインフラ施設整備費の3.8倍程度が必要となる（平均28億円/年の不足額が生じる）可能性があります。また、将来更新費の状況を年度別にみると、令和28（2046）年度からは下水道の更新ピーク時期には、80億円/年程度の更新費が必要となる期間も生じます。

図表1-20 主要なインフラ施設の将来更新費（事後保全型）と不足額



(3) 主要なインフラ施設の更新費推計の考え方

本計画における更新費推計は、公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）による以下の考え方で実施しています。

① 道路

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定し、耐用年数 15 年で毎年均等に実施しています。

図表 1-2-1 道路更新費の推計単価

種別	更新単価（円／m ² ）
一般市道	4,700
自転車歩行者道	2,700

② 橋梁

橋梁の更新単価は、道路橋年報（平成 19 年度版）に示された道路橋の工事実績を基に設定しています。平成 27（2015）年度末時点での耐用年数 60 年を超過している橋梁の更新は、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間で毎年均等に実施しています。

図表 1-2-2 橋梁更新費の推計単価

種別	更新単価（千円／m ² ）	備考
RC 橋、PC 橋、石橋、木橋、その他	413	PC 橋に更新
鋼橋	500	鋼橋に更新

③ 上水道

上水道の管路の布設替えの 1m 当たり単価は、下水道と同様に、流域別下水道整備総合計画調査指針及び同解説（平成 27 年 1 月）を参考に設定しています。年度別の布設延長が不明なことから、更新は、耐用年数である 40 年で毎年均等に実施しています。

図表 1-2-3 上水道の更新単価一覧

導水管/送水管		配水管			
管径	更新単価（千円／m）	管径	更新単価（千円／m）	管径	更新単価（千円／m）
300mm 未満	100	150mm 以下	97	800mm 以下	178
300～500mm 未満	114	200mm 以下	100	900mm 以下	199
		250mm 以下	103	1000mm 以下	224
		300mm 以下	106	1100mm 以下	250
		350mm 以下	111	1200mm 以下	279
		400mm 以下	116	1350mm 以下	628

下水道の管路の布設替えの 1m 当たり単価は、更生工法を前提とし、流域別下水道整備総合計画調査指針及び同解説（平成 27 年 1 月）を参考に設定しています。更新は、耐用年数 50 年で実施しています。

図表 1-2-4 下水道の推計単価

管径	更新単価（千円／m）	管径	更新単価（千円／m）	備考
250mm 以下	61	1001～2000mm	749	更生工法を前提
251～500mm	116	2001～3000mm	1,690	
501～1000mm	295	3001mm 以上	2,347	

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1. 現状と課題に関する基本認識

第1章 公共施設等の現状及び将来の見通しから、「人口」「財政」「施設」の3つの視点で整理した本市の抱える課題は以下のとおりです。

① 人口減少及び少子高齢化によるニーズの変化への対応

- 本市の総人口は平成17（2005）年をピークに減少に転じ、今後長期にわたる人口減少が予測されており、総人口の減少にあわせて公共施設等に対する需要が減少することが想定されます。
- 過去から継続してきた年少人口の減少と老人人口の増加傾向が今後も継続することが想定されており、少子高齢化が一層進行するとともに、生産年齢人口は平成17（2005）年以降から減少に転じていることから、将来世代の負担が増大する可能性があります。

② 将来更新費の不足額の解消

- 市町合併に伴う特例措置の終了や生産年齢人口の減少等による財政規模の縮小、老人人口の増加による扶助費の増大等が想定されており、今後は必要な財源の確保が困難となっていくことが想定されます。
- 上記のような厳しい財政状況において、今後は公共建築物及びインフラ施設の更新に多額の費用が必要となることが見込まれており、更新財源が不足する可能性があります。

③ 公共建築物及びインフラ施設の老朽化と更新時期のピークへの対応

- 公共建築物については、延床面積の3分の1以上が築30年以上を経過しており、老朽化が進行しています。また、公共施設の整備時期は、1970年代後半から1990年代前半と合併前後の2時期に集中しており、今後長期間にわたって大規模改修時期や建替え時期が集中する可能性があります。
- インフラ施設については、2030年代後半から2050年代にかけて更新時期が集中することが想定されます。

図表2-1 今後想定される課題と課題解決に向けた取組の視点

視点	現況及び見通し	今後想定される課題
人口	・今後30年間で総人口は2割程度減少 ・少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少	・公共施設等に対する需要の減少 ・公共施設等に対するニーズの変化
財政	・合併特例の終了による財政規模縮小 ・高齢化等の進行による扶助費の増加	・財政規模の縮小による投資余力の減少 ・更新費等の確保が困難となる可能性
建築物	・築30年以上の建築物が3分の1以上 ・他市と比較して一人当たり保有量が多い	・老朽化に伴う更新需要の増大 ・更新需要の増大による市民負担の増大
インフラ	・市町村合併により多くのインフラを抱える ・30年後には更新時期がピークを迎える	・維持するために多くの更新費が必要 ・更新費が大幅に不足する可能性

課題解決に向けた取組の視点

将来の人口動態と市民ニーズの変化への対応を図りつつ、財政規模縮小を見据えて公共施設等の保有量を見直し、今後増大する更新需要に対応するための更新財源を確保

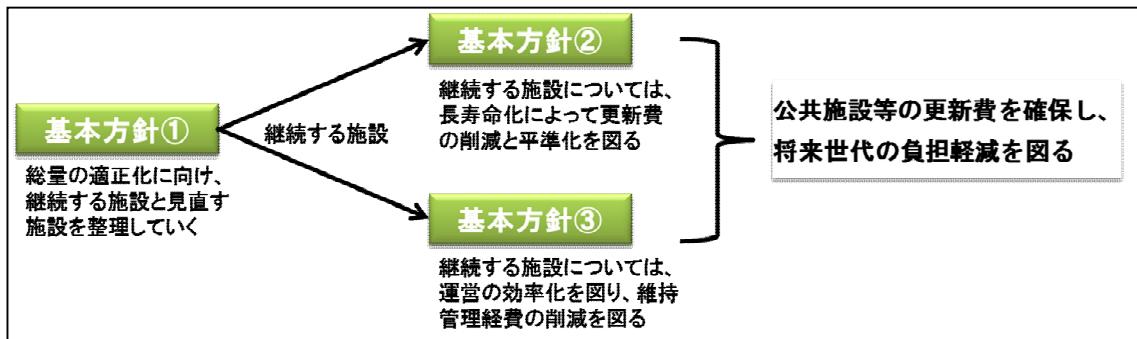
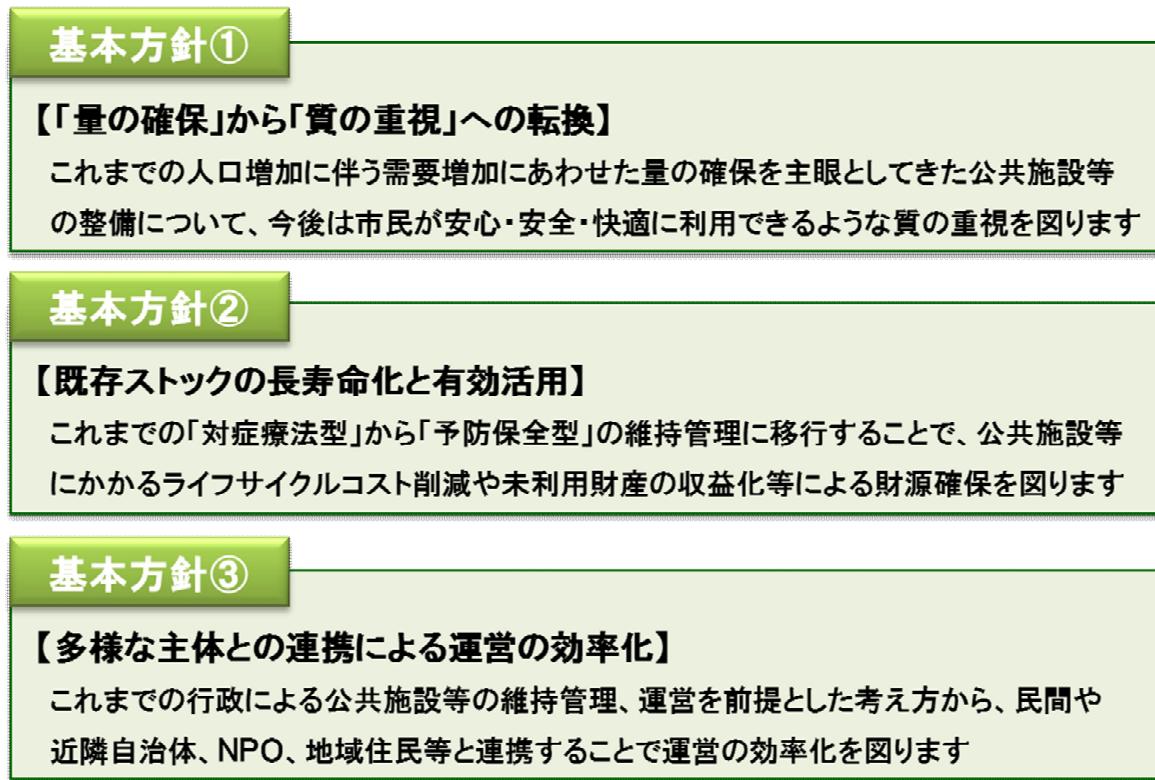
2. 公共施設等の課題解決に向けた基本方針

ここでは、公共施設等の課題解決に向けた取組の視点やこれまでの取組の経緯等を踏まえ、本市の公共施設等のあり方について検討していきます。

本市では、これまでに平成18（2006）年7月に設置されたいなべ市行政改革推進委員会において、合併特例債や交付税の合併特例措置の終了への対応、今後増大する市民の福祉等へのニーズに対応するため、公共施設のあり方について検討し、平成21（2009）年9月には「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」を整理してきました。また、橋梁や上水道、下水道の各分野において長寿命化計画等を策定し、今後の更新需要の予測やライフサイクルコスト^{※9}の削減に向けた検討を行ってきました。

本計画では、同答申や長寿命化計画等の考え方を踏まえつつ、公共建築物やインフラ施設を対象とした公共施設等全体の今後のあり方に関して以下の基本方針を定めます。

図表2-2 課題解決に向けた基本方針の考え方



^{※9} ライフサイクルコスト（LCC）とは、建設費、サービスを提供するための人件費や委託費、保全のための修繕費や点検費、解体費用など、公共施設等の一生にかかる費用のことです。

3. 基本方針を実現するための実施方針

今後は、基本方針の実現に向けて、以下の実施方針に基づく各種取組を推進します。

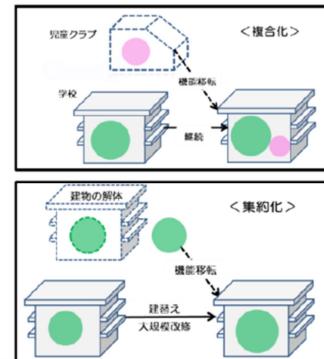
方針① 【「量の確保」から「質の重視」への転換】

① 廃止・休止・転用等の実施方針

- ・公共建築物については、「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」（平成 21 年 9 月）における公共建築物の方向性の考え方（図表 2-3）等を参考にし、国の補助制度等の制限を踏まえた上で、設置の意義が薄れた施設又は利用率の少ない施設の廃止・休止・転用、地域や特定の団体等に利用が限定される施設の譲渡、合併に伴う類似・重複施設の複合化や統廃合等の方向性を検討します。

図表 2-3 公共建築物の統廃合等の考え方（いなべ市公共施設統廃合に関する答申の内容に一部加筆）

- 廃止 : 設置条例を廃止すること（公の施設でなくなること）
休止 : 安全な利用に支障が生じた場合等に、利用を出来なくすること
転用 : 当初の設置目的から用途変更を行うこと
譲渡 : 施設の所有権を譲り渡すこと
複合化 : 既存の異なる種類の公共施設を統合した、複合施設を整備すること
集約化 : 既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備すること
民営化 : 市が事業主体であることをやめ、民間が事業主体となって市民サービスや各種事務事業を実施すること
民間委託 : 市が行政責任を果たすうえで必要な監督権等を留保しつつ、その事務事業を民間企業やNPO法人等に委託すること



② 安心安全確保の実施方針

- ・土砂災害、風水害等の避難所として指定されている公共建築物については、優先的に修繕や改修、建替え等を検討し、安全性の確保を推進します。修繕や改修、建替え等による安全性の確保が困難な場合には、周辺施設や民間施設等との役割分担を検討します。
- ・点検・診断等で劣化・損傷等が認められた公共施設等については、財政負担に留意しつつ、優先度、重要度の高いものから順次修繕・改修を実施します。
- ・防犯・防災・事故防止等の観点から、老朽化し今後とも利用見込みのない公共施設等については、解体・除却等を推進します。
- ・公共施設等の除却にあたっては、国の財政措置の活用を図ります。
- ・上記までのハード面の対策に加えて、防災情報伝達システムを活用した災害情報の円滑な共有方策等ソフト面における安心安全の確保にも取り組んでいきます。

③ 耐震化の実施方針

- ・今後も長期にわたって維持していく公共建築物については、耐震性が低い施設から優先的に対策を検討します。なお、コスト削減効果が見込まれる場合には、耐震改修とあわせて長寿命化に向けた大規模改修を実施します。
- ・インフラ施設については、点検・診断等に基づく優先順位を定め、橋梁、管路、設備等の耐震化を推進します。なお、耐震改修とあわせて長寿命化を考慮した工法や素材等の採用に努めます。

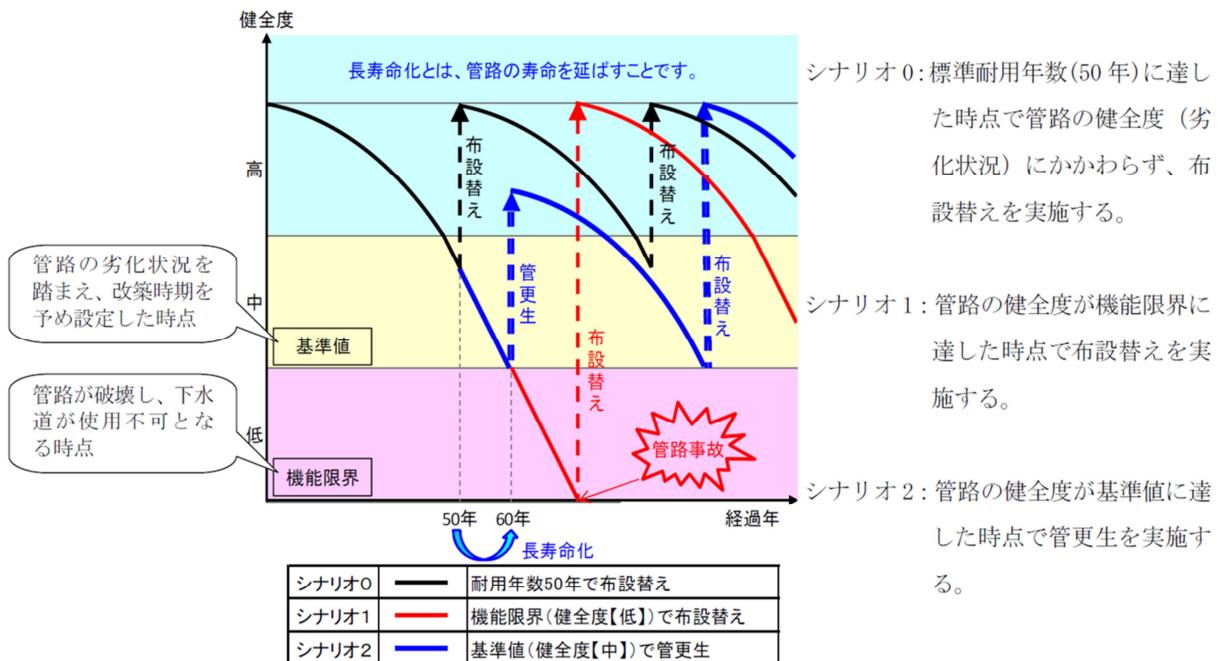
① 点検・診断の実施方針

- ・公共建築物については、不具合等の情報を常に把握するため、施設管理者による定期的な目視点検や劣化状況の把握等、日常的、定期的な公共施設の点検管理を行います。
- ・インフラ施設については、日々の点検やパトロール等に加え、国の指針やマニュアル等に基づく道路ストック点検や橋梁の劣化診断、管路の実態把握等を実施します。
- ・点検等に際して緊急かつ高度な技術力を要する公共施設等の点検・診断等がある場合には、必要に応じて国による直轄診断等の支援策の活用を検討します。

② 長寿命化の実施方針

- ・公共建築物やインフラ施設の維持管理にあたっては、これまでの不具合が顕在化してから対応する手法（対処療法型管理）から、点検診断等の結果による劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法（予防保全型管理）への移行を図ることで、性能・機能の維持を図ります。
- ・予防保全型管理へ移行することにより、既存の公共施設等の長寿命化を図ります。
- ・個別計画（長寿命化計画等）策定済の類型については、財政負担とのバランスを考慮しつつ適切な事業を実施するとともに、計画が未策定の類型については、必要に応じて個別計画の策定を行います。

図表2-4 長寿命化による健全度の維持の考え方（いなべ市下水道ビジョンより）



③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・公共建築物の建替えや大規模改修等は、既存施設の活用等を優先し、困難な場合には利用状況や今後の人口構成の変化に伴う施設のニーズの変化を踏まえ、施設の類型ごとの点検・診断結果に基づく修繕及び更新等の優先度を検討し、適正な規模を踏まえて実施します。
- ・インフラ施設については、人口動態に基づく需要予測や財政状況を踏まえ、必要に応じて適切な規模による更新を検討します。

- 既存施設の維持管理、修繕、更新等の適正化を図ることでライフサイクルコストの削減を目指します。

④ ユニバーサル化の推進

- 施設の更新等を行う際は、社会情勢や利用者ニーズの変化を踏まえた上で、多様な人々が利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

⑤ 脱炭素化の推進

- 本市は、令和4年7月に2050年までに実質二酸化炭素排出量ゼロに取り組む「チャレンジ・カーボンニュートラルいなべ」を宣言しました。施設の更新等を行う際は、太陽光発電設備や蓄電池による再生可能エネルギーの導入や民間事業者との共同出資により設立した自治体新電力「自然電力いなべ株式会社」からの電力供給の切替など、公共施設における脱炭素化の推進に取り組みます。

⑥ 未利用財産等の収益化の実施方針

- 施設の廃止や複合化、除却等によって生じる未利用財産（建築物や土地）については、国の補助制度等の制限を踏まえた上で、貸付や売却等による歳入確保の可能性を検討します。

方針③

【多様な主体との連携による運営の効率化】

① 指定管理者制度や民間委託等の活用

- 指定管理者制度導入にあたっては、効率性等の面から十分に検討します。導入済の施設については、モニタリング（評価）等を行い、サービスと指定管理料等のバランスに応じて必要な見直しを行います。
- コスト面やサービスの向上が見込まれる場合には、民間委託を検討します。なお、委託先を決定する場合には、利用者（団体）等から広く意見を聞いて決定するものとします。

② 周辺自治体との連携

- 行政区域をまたがる広域的な利用が見込まれる公共施設等については、周辺自治体との連携による共同利用や事務の共同化等による財政負担の軽減の可能性について検討します。

③ 更新財源の確保

- 公共施設の建替えや大規模改修、インフラ施設の布設替え等にあたっては、国の補助制度等の活用に努め、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用する可能性を検討します。

【総合的かつ計画的な管理を実現するための取組体制や情報共有体制の構築】

以上までの実施方針を実現するための体制の構築や情報共有等については、以下の方策を検討していきます。

① 全府的な取組体制の構築

- ・本計画の推進に向けて、政策・財政・管財部門と公共施設等の管理部門が連携した、全庁横断的な取組体制を検討します。
- ・公共施設等の更新や統廃合の事業化にあたっては、その利活用方針や優先順位等を全庁横断的な会議体等において協議、決定します。

② 情報管理・共有の推進

- ・公共施設等の情報を継続的に集約するとともに、維持管理費用や利用状況等の情報の把握に努め、庁内での情報共有を図ります。

4. 長寿命化等の実施の効果

実施方針に即して、適正な保有及び長寿命化等を実施した場合の財政面での効果を試算します。

① 長寿命化の考え方

P11 の「③ 公共建築物の更新費推計の考え方」を基に、長寿命化（予防保全型）の考え方を以下のように設定しました。

日常修繕と大規模改修（長寿命化改修）を予防保全の考え方により周期的に実施することで、物理的にも機能的にも長寿命化を図ることとします。なお、今後 10 年間に予定されている廃止・統合等の施設再編計画や個別施設計画に位置付けられた主な事業を踏まえ、実情に即した試算を行うこととします。

【日常修繕の考え方】：日常修繕は、建物を良好に維持するために、築 10 年目以降、10 年ごとに実施するものとし、費用を計上します。日常修繕に係る費用は、公共施設（建物）の更新費の 10% とします。

【大規模改修の考え方】：大規模改修については、長寿命化（予防保全型）の管理において、建物の構造ごとに設定した耐用年数の半分を経過した時点で実施するものとし、費用を計上します。令和 3（2021）年度時点での耐用年数の半分以上を経過しているものについては、令和 4（2022）年度から 10 年間で費用を按分し計上します。また、前述のうち、非木造で 30 年以内、木造で 15 年以内に建替え時期がくるものについては、大規模改修を実施せず、建替えを行うこととします。大規模改修に係る費用は、公共施設（建物）の更新費の 25% とします。

【建替えの考え方】：建物の構造ごとに長寿命化を考慮した耐用年数が来たタイミングで建替えを実施するものとし、費用を計上します。令和 4（2022）年度時点での耐用年数を経過しているものについては、令和 4（2022）年度から建替えを実施するものとします。

図表 2-5 公共施設（建物）の耐用年数（長寿命化）

公共施設（建物）構造	従来 (事後保全型)	長寿命化 (予防保全型)
RC 造、SRC 造、S 造	60 年	80 年
木造	40 年	50 年

建替えに係る費用は、事後保全型の管理の場合と同様に、公共施設（建物）の用途別に延床面積 1 m²当たりの単価に延床面積を乗じて算出しています。単価には建替えに伴う解体、仮設移転費用、設計費等を含んでいます。

【施設再編計画・個別施設計画との整合】

今後 10 年間に廃止・統合等の施設再編が見込まれる場合は、費用は計上しないこととします。

個別施設計画において建替え・大規模改修等の実施が位置付けられている場合は、上記の試算によらず各計画の位置付けを優先して費用を計上します。

② 長寿命化等の実施の効果

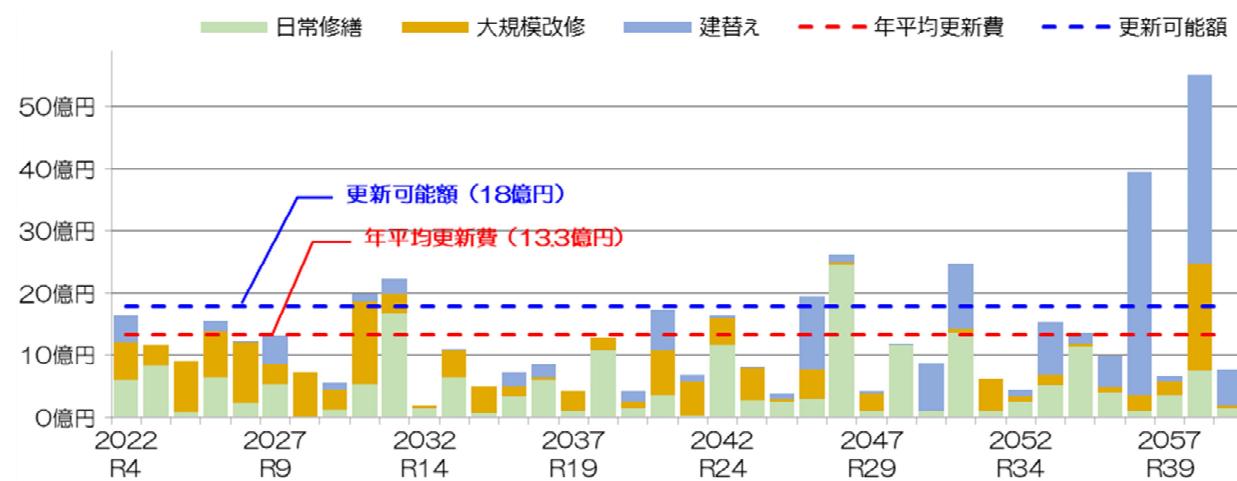
(ア) 公共施設（建物）

試算においては、今後、施設の統合や廃止を行い、建物の保有量を縮減し、かつ、長寿命化を図る建物については、事後保全型の場合と同じように日常修繕を実施することに加え、大規模改修（長寿命化改修）を実施することで建物の建替えまでの周期を延長させる予防保全型の管理を行うこととして試算します。

＜試算結果＞

公共施設（建物）の将来更新費は令和42（2060）年度までの39年間で519億円が見込まれ、日常修繕は207億円、大規模改修は145億円、建替えは167億円となっており、事後保全の場合と比較して総額で64.1%となり、約36%の費用削減効果が見込まれます。年平均更新費は13.3億円となり、過去の実績である18億円／年を更新可能額とすると更新可能範囲内となります。

図表2-6 公共建築物の将来更新費（予防保全型）と不足額



（イ）都市基盤施設（インフラ）

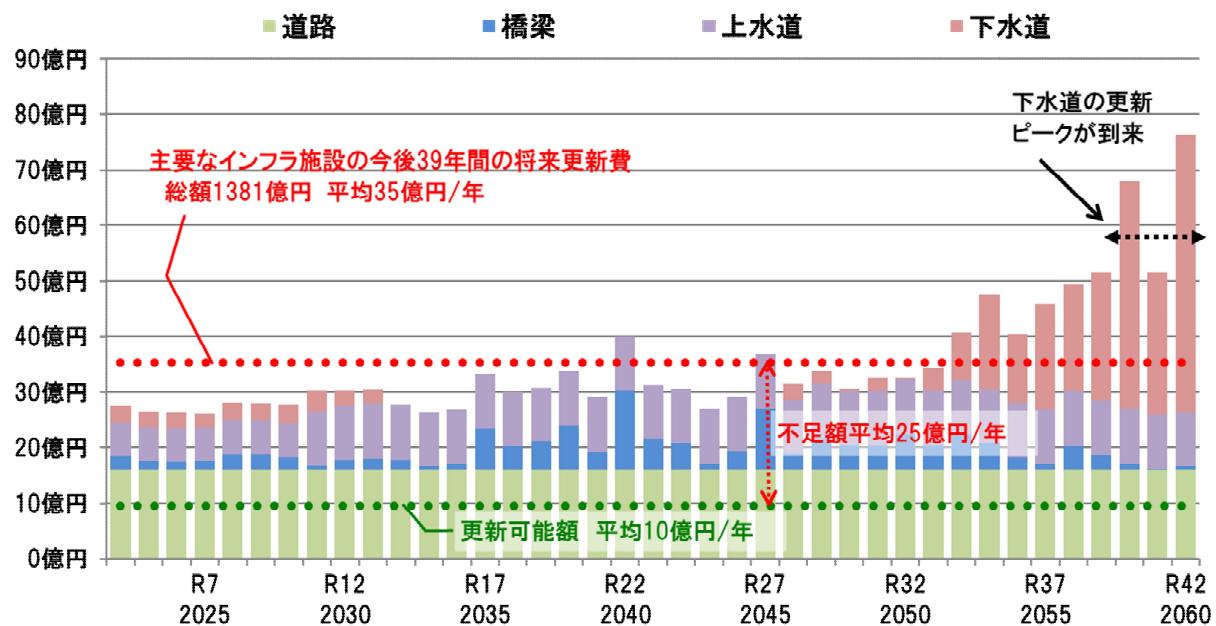
試算においては、適切な保有及び定期的な点検及びそれに基づく計画的な修繕を実施することで更新費を縮減することとして試算をします。

＜試算結果＞

都市基盤施設（インフラ）の更新に係る経費は、令和42（2060）年度までの推計値で1381億円となり、事後保全の場合と比較して約7%の費用削減効果が見込まれます。内訳は道路で625億円、橋梁で142億円、上水道で356億円、公共下水道で258億円となります。

更新費は39年間で平均すると35億円／年となります。都市基盤施設（インフラ）の更新費の実績は5年間の平均で10億円／年であり、これを更新に充てることのできる更新可能額とすると年間の不足額は25億円／年となります。

図表 2-7 インフラ施設の将来更新費（予防保全型）と不足額



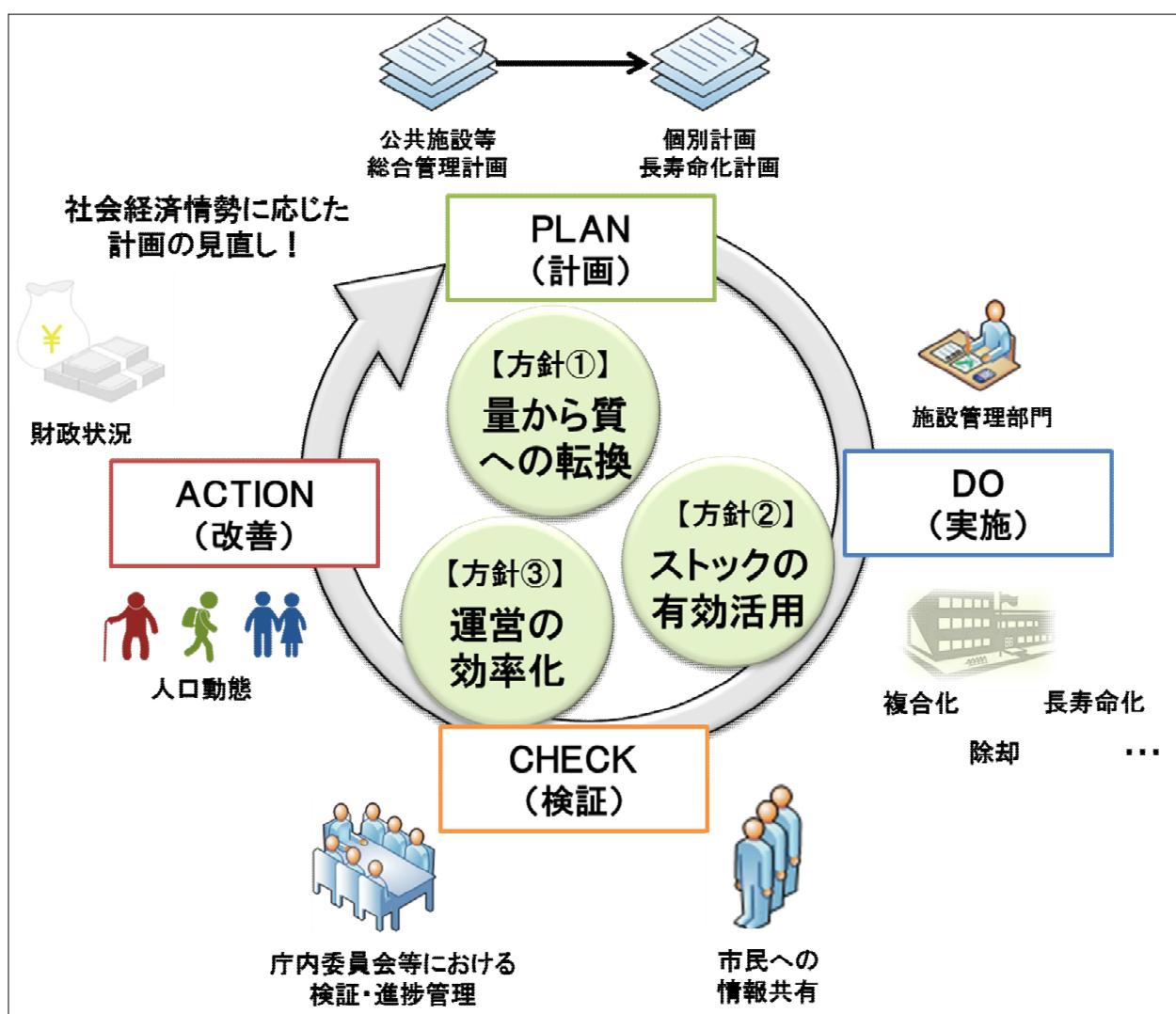
5. 公共施設等総合管理計画の推進に向けて

【フォローアップの実施方針】

今後は、本計画の考え方に基づき主要な公共施設等の類型ごとに個別計画や長寿命化計画を策定し（P L A N）、個別計画等に基づく各種事業を実施していきます（D O）。また、庁内委員会等における計画の検証や進捗管理を行い（C H E C K）、人口動態や財政状況等の社会経済情勢に応じて本計画で定めた方針等を適宜見直します（A C T I O N）。本計画の推進に向けて、P D C Aサイクルの考え方に基づき計画のフォローアップを実施していきます。

なお、一連の取組の考え方や進捗状況については、市民のみなさんに広報やホームページ等を通じた情報共有を図っていきます。

図表2-8 P D C Aサイクルによる計画の推進、見直し等のイメージ



第3章 施設類型ごとの管理に関する方向性

公共施設等の概況について

本章では、施設所管部門の施設調査結果（施設カルテを含む）より公共建築物及びインフラ施設の類型ごとの現状と課題を把握するとともに、第2章に掲げた基本方針や実施方針に基づく、類型ごとの今後の方向性を以下のとおり整理しました。

表 対象となる公共建築物及びインフラ施設の今後の方向性

施設類型	施設数 延床面積	今後の方向性（概要）
【公共建築物】 11類型 (150施設、243,046m ²)		
1 行政系施設 (庁舎等、消防施設、その他行政施設)	27施設 33,057m ²	<ul style="list-style-type: none"> 他施設との複合化等、既存庁舎の有効活用 建替えや周辺施設への機能移転
2 市民文化系施設 (集会施設、文化施設)	9施設 14,844m ²	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度や民間委託等の活用 周辺施設への機能移転による複合化等 地域、自治会等への譲渡
3 社会教育系施設 (図書館、博物館等)	3施設 2,094m ²	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の集約化、機能移転
4 学校教育系施設 (小学校、中学校、給食センター)	17施設 105,701m ²	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持保全や長寿命化 周辺施設からの機能移転、集約化等 空き教室等の有効活用 適切な規模や配置、運営方式等の検討
5 子育て支援施設 (保育園、児童施設)	17施設 15,358m ²	<ul style="list-style-type: none"> 民間への譲渡、廃止等の実施 指定管理者制度の導入等の運営見直し 近隣の小学校への機能移転等
6 スポーツ・レクリエーション系施設 (スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設)	19施設 24,086m ²	<ul style="list-style-type: none"> 行政としての関与の必要性を検討し、民営化や譲渡、集約化等を検討
7 産業系施設 (事務所、会館等)	11施設 6,855m ²	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度や民間委託の活用や地域への譲渡等
8 保健・福祉施設 (高齢福祉施設、障害福祉施設)	18施設 20,014m ²	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策や統廃合等今後のあり方検討 民間事業者による運営への移行
9 公営住宅	9施設 4,921m ²	<ul style="list-style-type: none"> 集約化、長寿命化等の検討 民間活用等の検討
10 供給処理施設 (リサイクルセンター、ごみ処理場等)	6施設 4,667m ²	<ul style="list-style-type: none"> 適正かつ効率的な処理による維持管理経費の削減
11 その他施設 (斎場、鉄道、普通財産、賃借施設等)	14施設 11,449m ²	<ul style="list-style-type: none"> 地域の要望等を踏まえ、譲渡や解体等を個別に検討
【インフラ施設】 5類型		
1 道路 (一般市道、農道、林道、道路附属物)	延長 1,102km	<ul style="list-style-type: none"> 点検診断による不具合の早期発見 効率的な整備手法によるコストの削減
2 橋梁	561橋 延長 6.6km	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化、効率化によるコスト削減 全橋梁の長寿命化修繕計画の策定
3 上水道 (管路、浄水場、配水池等)	延長 650km	<ul style="list-style-type: none"> 管路等の耐震化 長寿命化、効率化によるコスト削減
4 下水道 (公共下水道、農業集落排水、マンホール等)	延長 523km	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画の見直しと災害対策 長寿命化、効率化によるコスト削減
5 その他インフラ施設		<ul style="list-style-type: none"> 個別に今後のあり方を検討

1. 公共建築物に関する基本方針

公共建築物の分析項目と考え方について

ここでは、令和 3 (2021) 年 3 月末時点の公共建築物の過去 3 年間（平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度）の利用状況、維持管理経費、将来更新費の状況を下表のとおり整理しました。

図表 3-1 施設分類ごとの整理項目と内容

項目	種別	内容
施設保有状況	表	<ul style="list-style-type: none">用途別分類：総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの分類による用途を表示（分類一覧は参考資料に掲載）延床面積：施設を構成している建物の延床面積（複合施設は占有面積）を表示建築年度（複数棟で構成している施設は代表年度）を表示経過年数：令和 2 (2020) 年度末時点の経過年数を表示更新費対象：図表 3-3 の考え方に基づく将来更新費を表示
年代別将来更新費	グラフ	<ul style="list-style-type: none">10 年ごとの大規模改修費及び建替え費の合計を表示 <p>※年代別将来更新費の考え方は図表 3-2 に掲載</p>
維持管理コストの内訳 (過去 3 年間の平均)	グラフ	<ul style="list-style-type: none">人件費等、光熱水費、修繕費、委託費、工事請負費等を施設ごとに表示 <p>※コストの考え方は図表 3-3 に掲載</p>
利用状況 (過去 3 年間の平均)	グラフ	<ul style="list-style-type: none">用途に応じた在籍者数、利用者数、貸出冊数、入居戸数等を施設ごとに表示 <p>※用途ごとの利用状況の考え方は図表 3-4 に掲載</p>

図表 3-2 年代別将来更新費の考え方

種別	考え方
公共建築物	<ul style="list-style-type: none">大規模改修費及び建替え費の状況を 5 年ごとに整理 <p>※更新費推計の考え方は 10 ページに掲載</p>
インフラ施設	<ul style="list-style-type: none">道路（一般市道）、橋梁、上水道（管路）、下水道（管路）の更新費の状況を 5 年ごとに整理 <p>※更新費推計の考え方は 13 ページに掲載</p>

図表 3-3 維持管理コストの内訳の考え方

費目	考え方
維持管理経費（コスト）	
人件費	<ul style="list-style-type: none">施設の運営等にかかる職員給与、嘱託職員報酬、臨時職員賃金等の人件費、報償費、旅費
燃料費・光熱水費	<ul style="list-style-type: none">燃料費、電気、ガス、水道料金等にかかる費用
修繕費	<ul style="list-style-type: none">工事等大規模なものを除く施設の修繕にかかる費用

費目	考え方
委託費	<ul style="list-style-type: none"> 運営にかかる費用（事業委託費）や保有にかかる費用（除草、点検等）、指定管理料（指定管理者制度を導入している施設のみ）
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 受信料やリース料・借地の賃借料等の費用
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> 大規模改修や建替え、設備の更新等の工事にかかる費用
その他保有費	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の需要費や通信運搬費、保険料等施設の維持管理にかかる費用
その他運営費	<ul style="list-style-type: none"> 補助金、原材料費、備品購入費等施設で提供するサービス（運営）にかかる費用
収入 ※施設整備にかかる収入は含めていない	
補助金・交付金	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営にかかる補助金、交付金等の収入
使用料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 保育料、入館料、施設の使用料、コピーライフ、自動販売機売上手数料等の収入
賃貸・目的外使用料	<ul style="list-style-type: none"> 貸付、目的外使用等にかかる収入
その他収入	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の収入（イベント事業等収入、指定管理者からの納付金等を含む）

※ コストの発生していない施設やコストが不明な施設の数値は含めていない。

※ 3か年分のコストが不明な場合には、不明な年度を除いた数値のみを採用した。

図表 3-4 用途別利用状況の考え方

用途別	考え方
学校	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの 4 月 1 日時点の在籍者数（生徒・児童数）及び平均を表示
保育園 児童施設 (放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの 4 月 1 日時点の在籍者数（園児数、登録児童数）及び平均を表示
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの 4 月 1 日時点の入居戸数及び平均を表示
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの年間貸出冊数及び平均を表示
上記以外の用途	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの年間利用者数及び平均を表示

※ 利用統計の無い施設や利用者数が不明な施設の数値は含めていない。

※ 3か年分の在籍者数や利用者数等が不明な場合には、不明な年度を除いた数値のみを採用した。

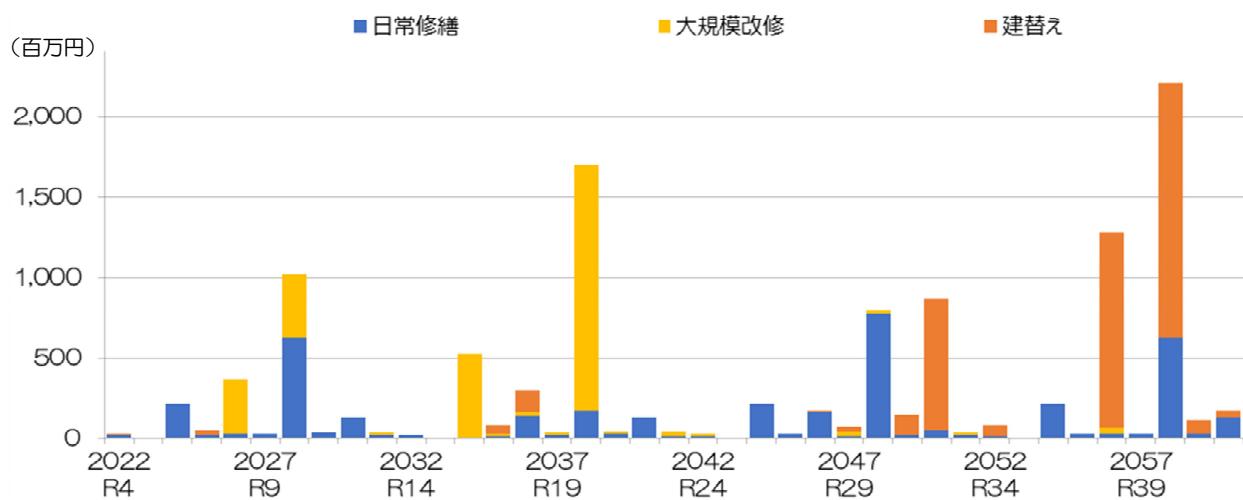
(1) 行政系施設

① 施設基本情報

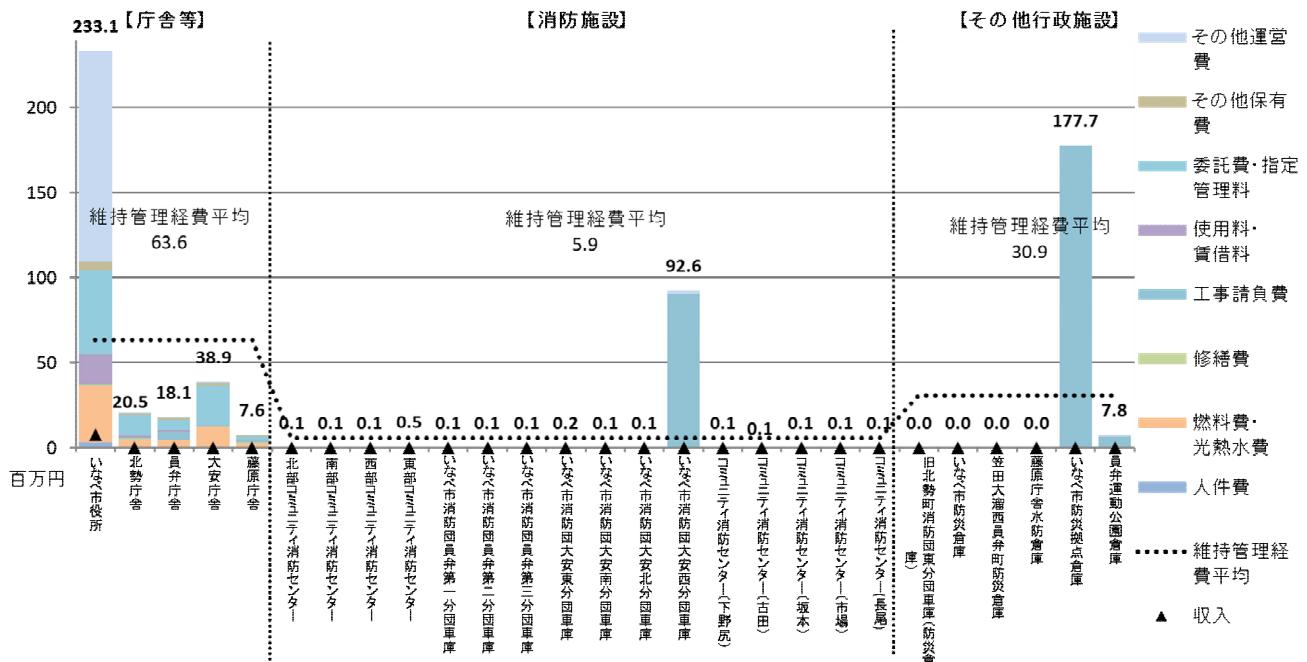
図表 行政系施設の一覧

用途中分類	施設名称	地区	建物 棟数 (棟)	延床 面積 (m ²)	建築年度 (代表)	築年数
庁舎等	いなべ市役所	北勢	7	12,804.43	2019	2
	北勢庁舎	北勢	2	4,034.75	1978	43
	員弁庁舎	員弁	5	3,783.79	1976	45
	大安庁舎	大安	1	5,281.00	1985	36
	藤原庁舎	藤原	3	2,274.54	1971	50
消防施設	北部コミュニティ消防センター	北勢	1	181.00	1999	22
	南部コミュニティ消防センター	北勢	1	181.00	1998	23
	西部コミュニティ消防センター	北勢	1	181.00	1998	23
	東部コミュニティ消防センター	北勢	1	181.00	2002	19
	いなべ市消防団員弁第一分団車庫	員弁	1	135.00	2006	15
	いなべ市消防団員弁第二分団車庫	員弁	1	135.00	2006	15
	いなべ市消防団員弁第三分団車庫	員弁	1	170.00	2006	15
	いなべ市消防団大安東分団車庫	大安	1	136.00	1982	39
	いなべ市消防団大安南分団車庫	大安	1	190.00	2017	4
	いなべ市消防団大安北分団車庫	大安	1	190.00	2018	3
	いなべ市消防団大安西分団車庫	大安	1	190.00	2020	1
	コミュニティ消防センター（下野尻）	藤原	1	138.00	1991	30
	コミュニティ消防センター（古田）	藤原	1	138.00	1992	29
	コミュニティ消防センター（坂本）	藤原	1	138.00	1993	28
	コミュニティ消防センター（市場）	藤原	1	177.00	2000	21
	コミュニティ消防センター（長尾）	藤原	1	138.00	1986	35
その他行政系施設	旧北勢町消防団東分団車庫（防災倉庫）	北勢	1	107.95	1987	34
	いなべ市防災倉庫	員弁	1	65.40	1987	34
	笠田大溜西員弁町防災倉庫	員弁	1	30.00	1956	65
	藤原庁舎水防倉庫	藤原	1	178.20	2006	15
	いなべ市防災拠点倉庫	北勢	1	949.00	2020	1
	員弁運動公園倉庫	員弁	1	949.00	2020	1
合計・平均		40	33,057	1997	24	

図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

＜施設の現状＞

- 築年数の平均は 26 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 10 施設（37.0%）を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 111.7 億円と推計されており、令和 20（2038）年度に大規模改修のピークが、令和 38（2056）年度から令和 40（2058）年度に建替えのピークが到来します。
- 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの維持管理コストは、598.2 百万円/年、内訳は庁舎等が 318.1 百万円/年（53.2%）、消防施設が 94.5 百万円/年（15.8%）、その他行政系施設が 185.5 百万円/年（31.0%）となっています。

＜課題及び今後の方向性＞

- 合併時に引き継いだ 4 庁舎は、いずれの庁舎も耐震性が確保されているものの、築 40 年から 50 年を経過し老朽化が進行しています。
- いなべ市役所本庁舎は、平成 31 年 3 月に建設され、同年 5 月から開庁しました。本庁舎は、行政サービスの核となる施設であり、災害発生時には、防災拠点となる重要な施設であることから、計画的な修繕・改修及び予防保全を行うことで、長寿命化を図ります。
- 旧庁舎については、支所機能及び各種行政事務、行政サービスの提供を行う施設として活用します。また、余裕スペースを民間事業者などへ貸付を行います。
- 本市の消防事務は、木曽岬町、東員町とともに、桑名市消防本部への事務委託方式を採用しています。三重県が取り組んでいる、「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成 26 年 3 月）に基づく消防活動の広域化等の動向を踏まえて今後のあり方を検討します。
- 地域の消防活動の拠点として整備している消防分団の施設やコミュニティ消防センター等については、今後 10 年間で大規模改修の検討が必要な築 30 年を一斉に迎えることから、地域の消防需要等を加味した今後のあり方を検討します。総務省消防庁「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」に基づき、消防団詰所の新設や改修を行います。
- 新しい防災倉庫設置に伴い、従来使用していた倉庫が不要となったため、施設の解体及び譲渡を検討します。

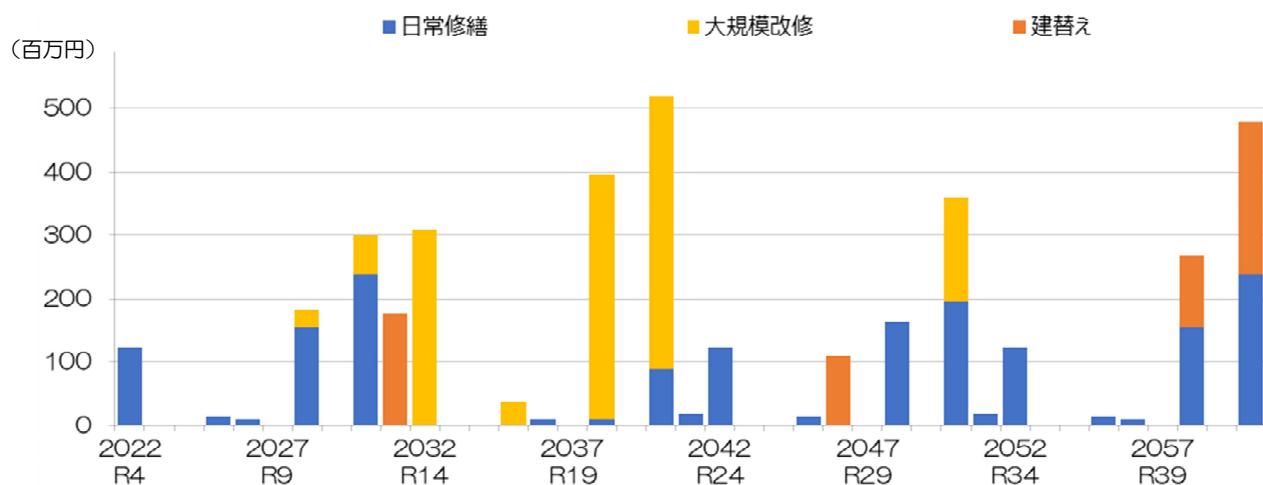
(2) 市民文化系施設

① 施設基本情報

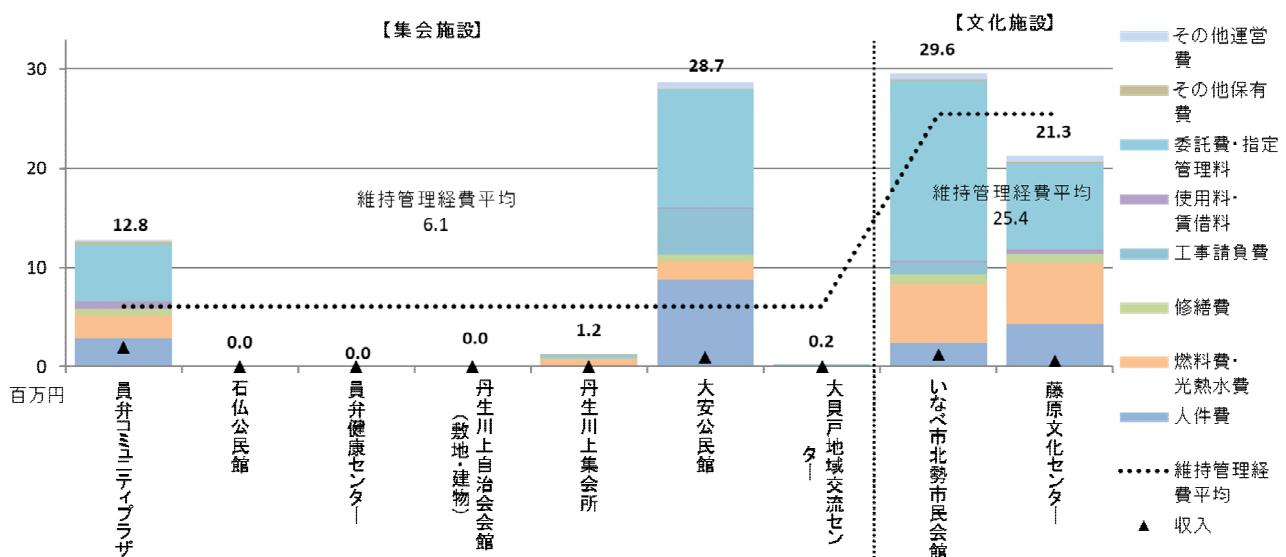
図表 市民文化系施設の一覧

用途中分類	施設名称	地区	建物棟数(棟)	延床面積(m ²)	建築年度(代表)	築年数
集会施設	員弁コミュニティプラザ	員弁	1	1,645.47	2000	21
	石仏公民館	員弁	1	368.20	1986	35
	員弁健康センター	員弁	1	605.00	1980	41
	丹生川上自治会会館(敷地・建物)	大安	1	274.88	1966	55
	丹生川上集会所	大安	1	440.98	1981	40
	大安公民館	大安	1	3,085.65	1983	38
文化施設	大貝戸地域交流センター	藤原	1	282.82	2009	12
	いなべ市北勢市民会館	北勢	2	4,301.00	1990	31
	藤原文化センター	藤原	1	3,840.00	1988	33
合計・平均			10	14,844	1987	34

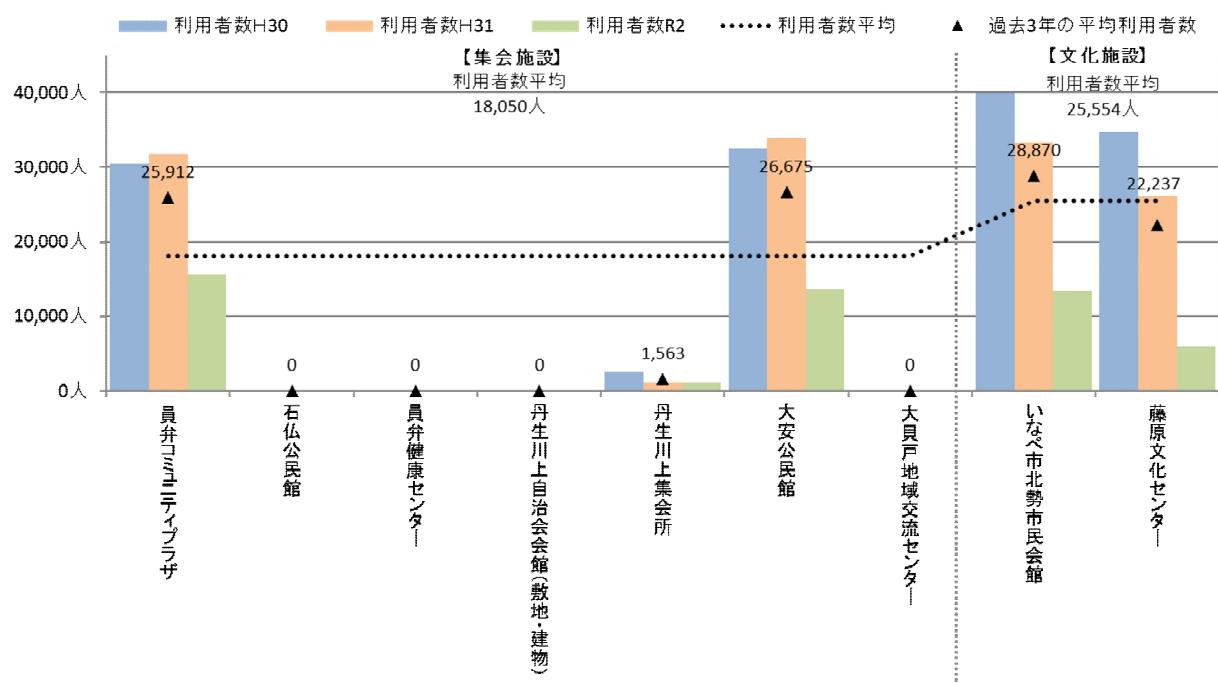
図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



図表 利用者数の推移



図表 施設の配置状況



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

＜施設の現状＞

- 築年数の平均は 34 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 7 施設 (77.8%) を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 37.8 億円と推計されており、令和 20 (2038) 年度から令和 22 (2040) 年度にかけて大規模改修のピークが、令和 13 (2031) 年度と令和 40 (2058) 年度から令和 42 (2060) 年度にかけて建替えのピークが到来します。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの維持管理コストは、93.6 百万円/年、内訳は集会施設が 42.8 百万円/年 (45.7%)、文化施設が 50.8 百万円/年 (54.3%) となっています。
- 集会施設の平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの利用者数は、54,149 人/年 (1 施設当たり 18,050 人) となっています。
- 文化施設の平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの利用者数は、51,107 人/年 (1 施設当たり 25,554 人) となっています。

＜課題及び今後の方向性＞

- 「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(平成 21 年 9 月) に基づき、員弁コミュニティプラザ、北勢市民会館、大安公民館、藤原文化センターは、それぞれまちづくりにおける地域の拠点施設として適切な維持管理を行っていくこととします。
- 集会施設については、利用者数が数万人規模の施設から数百人規模の施設があり、利用状況に大きな差が見受けられます。
- その他の集会施設については、築 30 年から 40 年以上を経過した施設が多いことから、地域の特性や配置バランスと財政状況等を考慮しつつ、周辺施設への機能移転による複合化や統廃合等を検討します。
- 員弁健康センターについては、保健センター建設に係る「公共施設等適正管理推進事業債」の適用施設であることから、令和 6 年度中に処分する方向です。
- 利用者が地域住民に限定されている施設については、地域への譲渡等を検討します。
- 今後とも継続する施設については、指定管理者制度や民間委託の活用等、効率的な運営形態による維持管理経費の削減に向けた手法等を検討します。

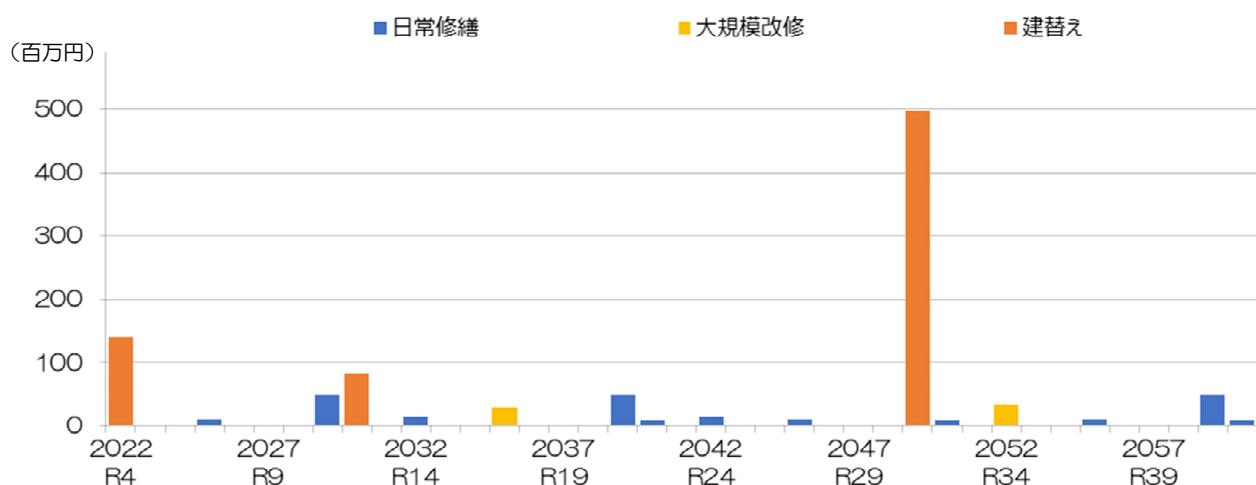
(3) 社会教育系施設

① 施設基本情報

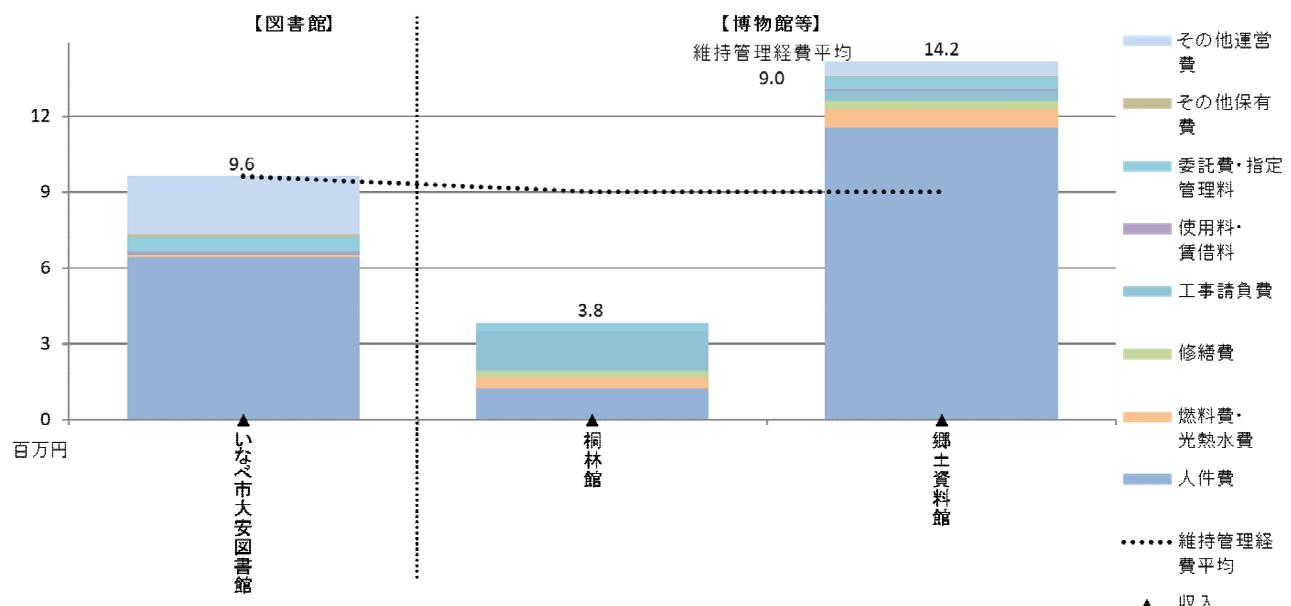
図表 施設の一覧^{※10}

用途中分類	施設名称	地区	建物棟数(棟)	延床面積(m ²)	建築年度(代表)	築年数
図書館	いなべ市大安図書館	大安	1	286.94	1986	35
博物館等	桐林館	北勢	3	352.00	1938	83
	郷土資料館	大安	2	1,455.00	1969	52
合計・平均			6	2,094	1964	57

図表 年代別の更新費用

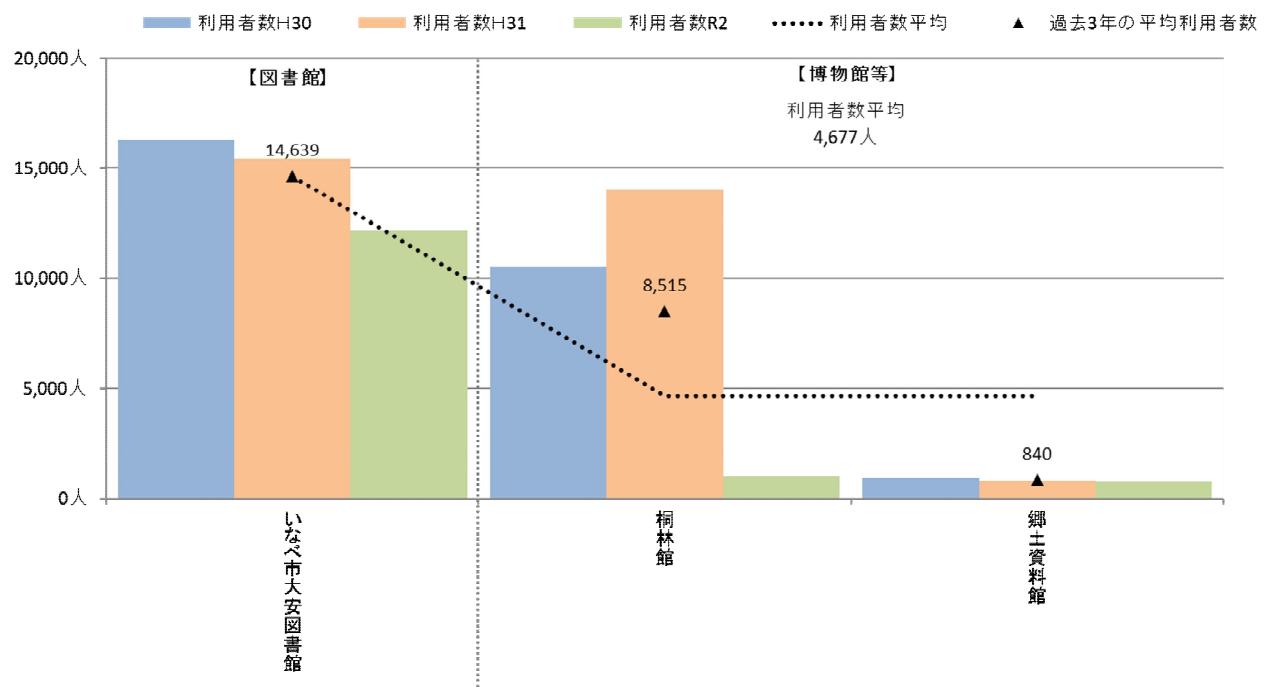


図表 維持管理経費の内訳

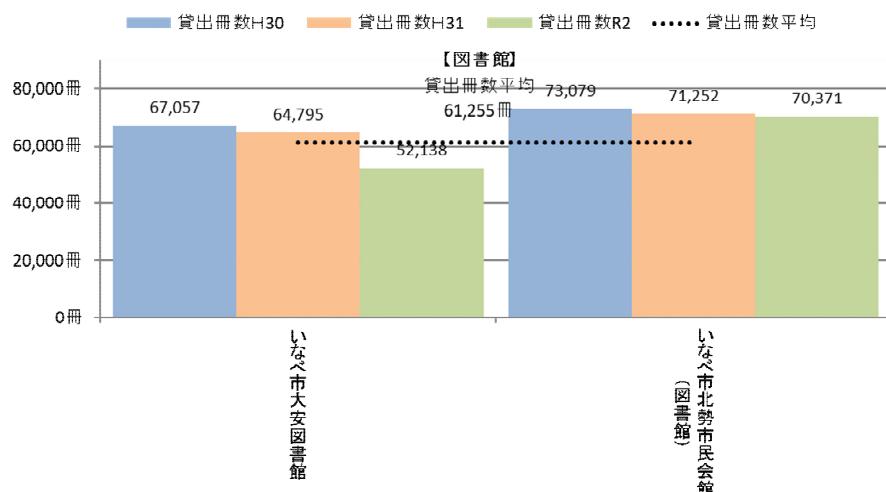


^{※10} 上記の他、員弁図書館（令和3（2021）年5月に員弁庁舎内へ移転）、北勢図書館（北勢市民会館に併設）、藤原図書館（藤原文化センター2階）の3つの図書館があります。

図表 利用者数の推移



図表 貸出冊数の推移



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

＜施設の現状＞

- 築年数の平均は 57 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 3 施設（100%）を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 10.2 億円と推計されており、令和 31（2049）年度に建替えのピークが到来します。
- 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの維持管理コストは、27.6 百万円/年、内訳は博物館等が 18.0 百万円（65.2%）、図書館が 9.6 百万円（34.8%）となっています。
- 図書館の平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの利用者数は、14,639 人/年となっています。
- 博物館等の平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの利用者数は、9,354 人/年（1 施設当たり 4,677 人）となっています。

＜課題及び今後の方向性＞

- 図書館は、市民からの要望に合わせながら集約していきます。
- 桐林館は、平成 26（2014）年 10 月 7 日に国登録有形文化財として登録されたことから、適切な維持保全に努めています。
- 郷土資料館は、収蔵機能を旧中里小学校へ移転します。展示機能についても旧中里小学校、藤原文化センターへの移転を検討します。
- 藤原自然科学館については、施設の老朽化に伴い平成 24（2012）年に藤原文化センターに移転したことから、適切な維持管理に努めています。

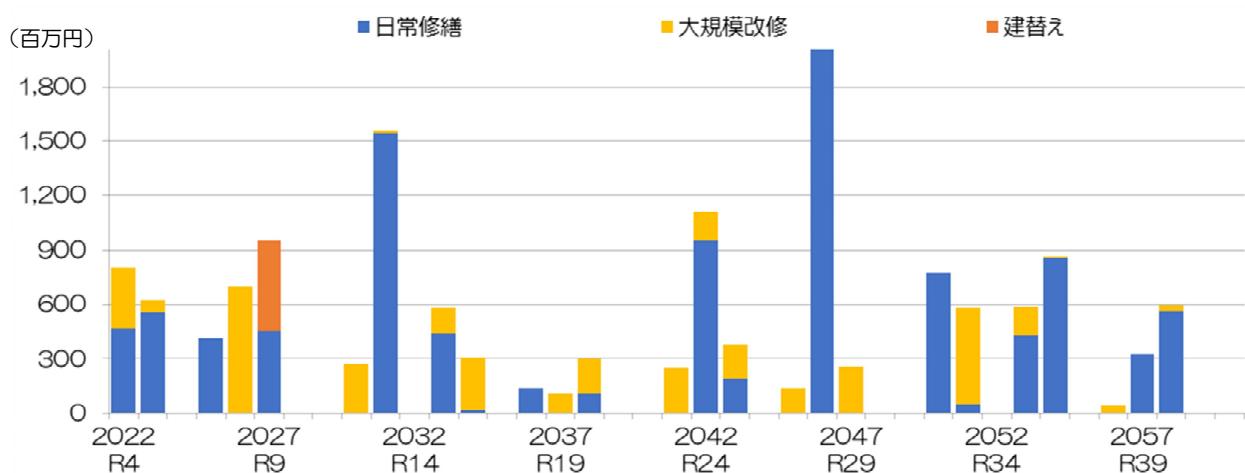
(4) 学校教育系施設

① 学校教育系施設の基本情報

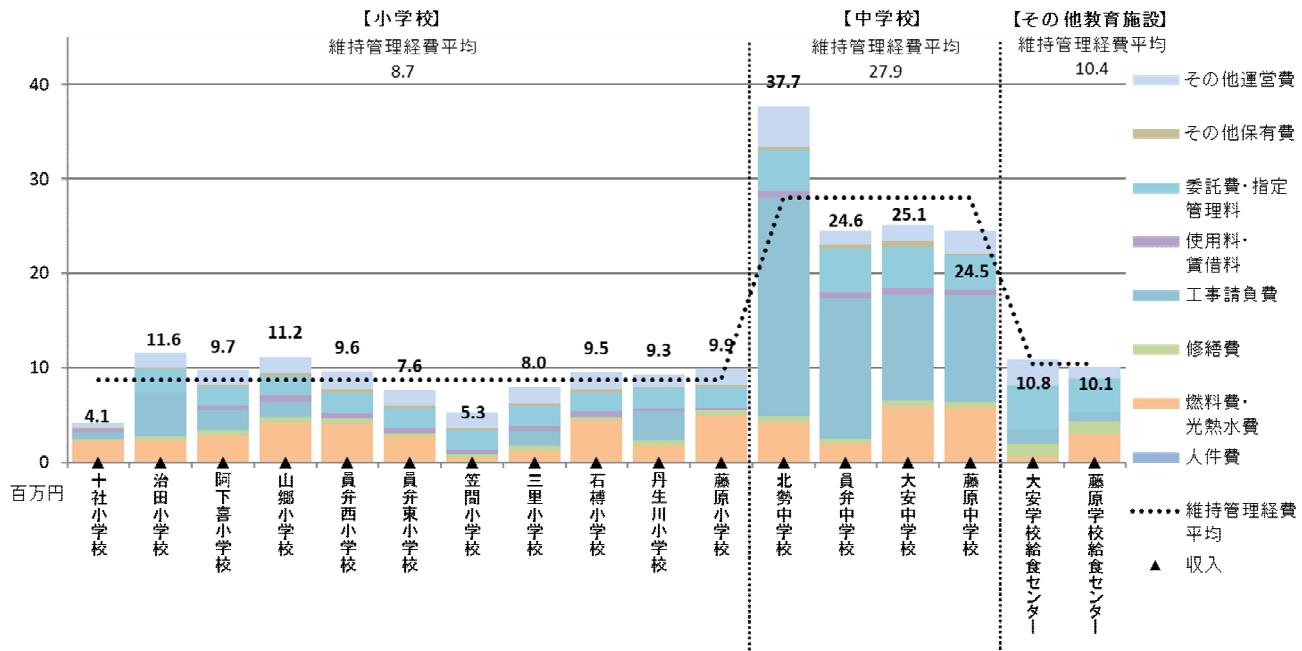
図表 施設の一覧

用途中分類	施設名称	地区	建物 棟数 (棟)	延床 面積 (m ²)	建築年度 (代表)	築年数
小学校	十社小学校 プール	北勢	8	3,994.00 366.50	1980 1968	41 53
	治田小学校 プール	北勢	8	5,361.81 397.80	1983 1965	38 56
	阿下喜小学校 プール	北勢	11	5,049.96 520.90	1981 1969	40 52
	山郷小学校 プール	北勢	11	5,223.58 401.70	1985 1969	36 52
	員弁西小学校 プール	員弁	5	6,229.82 400.00	2009 2010	12 11
	員弁東小学校 プール	員弁	8	5,427.61 400.00	2013 2013	8 8
	笠間小学校 プール	大安	6	4,605.36 400.00	2018 2010	3 11
	三里小学校 プール	大安	6	5,521.00 355.00	1987 1999	34 22
	石榑小学校 プール	大安	9	7,714.00 420.00	2005 2006	16 15
	丹生川小学校 プール	大安	13	2,865.00 325.00	1973 1976	48 45
	藤原小学校 プール	藤原	4	12,622.00 325.30	2016 2016	5 5
	北勢中学校	北勢	17	10,329.84	1987	34
中学校	員弁中学校	員弁	7	8,623.43	1991	30
	大安中学校	大安	20	11,168.93	2014	7
その他教育施設	藤原中学校	藤原	10	8,866.00	2004	17
	大安学校給食センター	大安	1	1,449.00	1996	25
	藤原学校給食センター	藤原	1	650.00	2003	18
合計・平均			145	105,701	1995	27

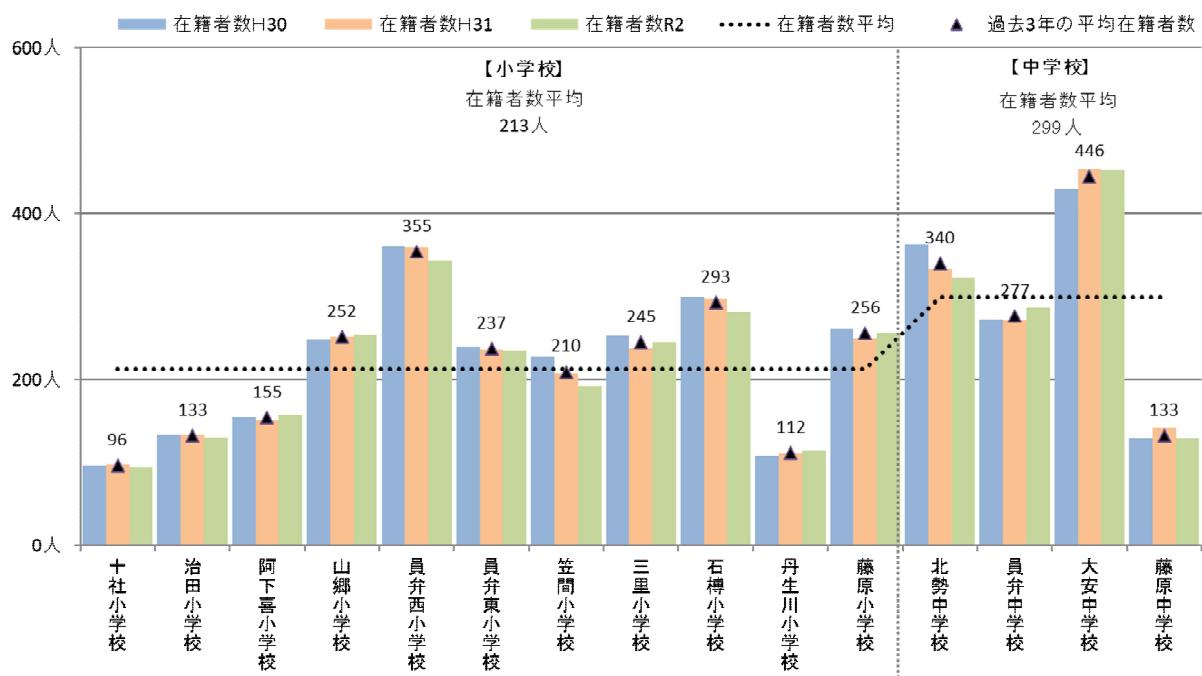
図表 年代別の更新費用



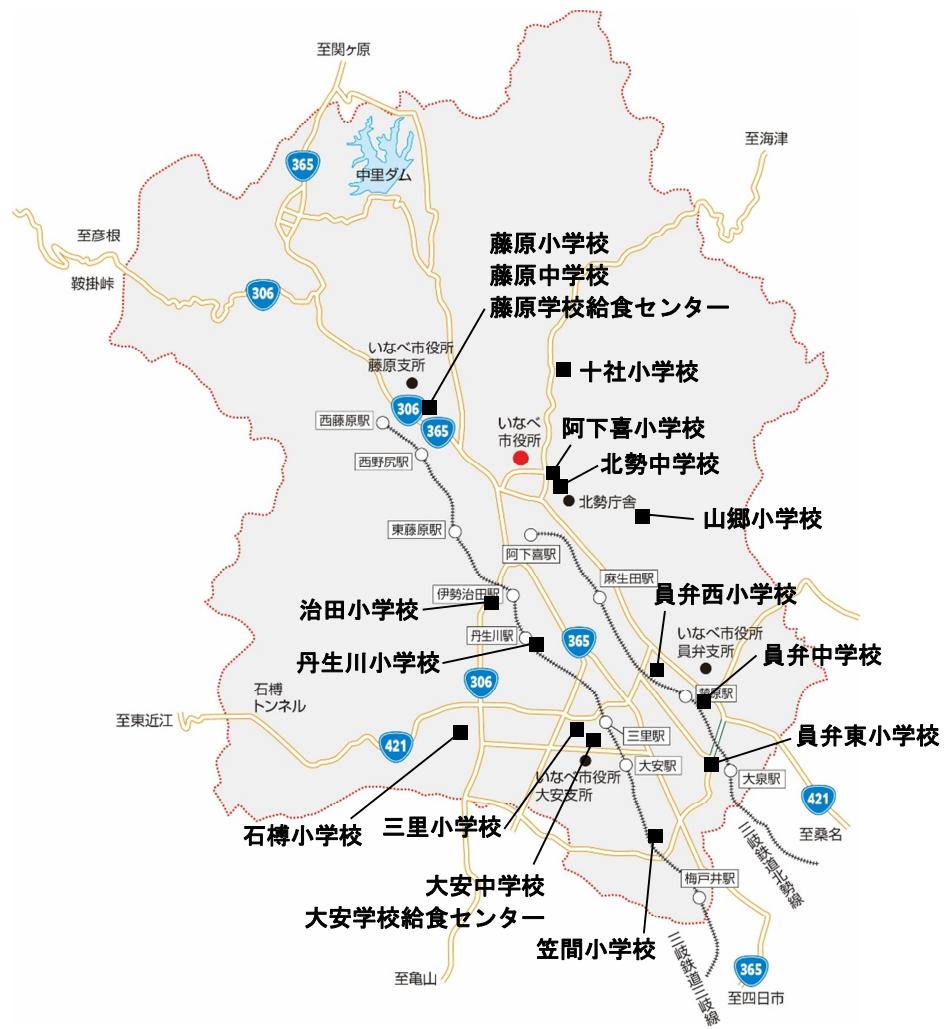
図表 維持管理経費の内訳



図表 在籍者数の推移



図表 施設の配置状況



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

＜施設の現状＞

- 築年数の平均は 27 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 13 施設（46.4%）を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 146.7 億円と推計されており、令和 9（2027）年度にかけて建替えのピーク、令和 28（2046）年度にかけて更新費のピークが到来します。
- 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの維持管理コストは、228.6 百万円/年、内訳は小学校が 95.8 百万円/年（41.9%）、中学校が 111.9 百万円/年（49.0%）、その他教育施設が 20.9 百万円/年（9.1%）となっています。
- 小学校の平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの在籍者数は、2,343 人/年（1 施設当たり 213 人）となっています。
- 中学校の平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの在籍者数は、1,196 人/年（1 施設当たり 299 人）となっています。

＜課題及び今後の方向性＞

- 学校については、義務教育施設として児童生徒が過ごす場であることから、耐震改修の促進による施設の安全性確保を最優先に実施してきました。今後は、学校施設を長期的に使用できるよう、計画的な維持保全や長寿命化に向けた改修等に取り組みます。
- 学校は、地域の拠点施設として、余裕スペース（空き教室等）や学校開放の活用による周辺施設との複合化やスポーツ施設との集約化等を検討します。
- 将来的には、令和 27（2045）年までの 30 年間に年少人口は 0.6 万人から 0.4 万人まで減少することが想定されています。今後の児童生徒数の減少を見据え、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文科省）等の考え方を参考に、必要に応じて適正な学校規模や施設配置による校区再編等を検討します。
- 「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」（文部科学省）による複合化の推進の考え方を参考にしつつ、令和 2（2020）年度を目途に空き教室等の有効活用や長寿命化対策等の計画の策定を検討します。
- 学校給食センターについては、センター方式による 2 拠点及び自校方式（北勢地区の 4 小学校）により給食を供給しています。今後は、安心安全な学校給食の提供に向けて、設備の老朽化等に伴う修繕費の増大等に留意しつつ、今後の児童生徒数の減少を見据えた適切な規模や配置、運営方式等を検討します。
- プールについては、昭和 40 年代に建てられた施設が 4 施設あり、今後、老朽化に伴う修繕や建替えが必要です。また、近年の猛暑や獣害により、プール授業が実施できない日が増えている現状から、天候や獣害等に影響されない温水プールを建設し、施設の統合を推進していきます。

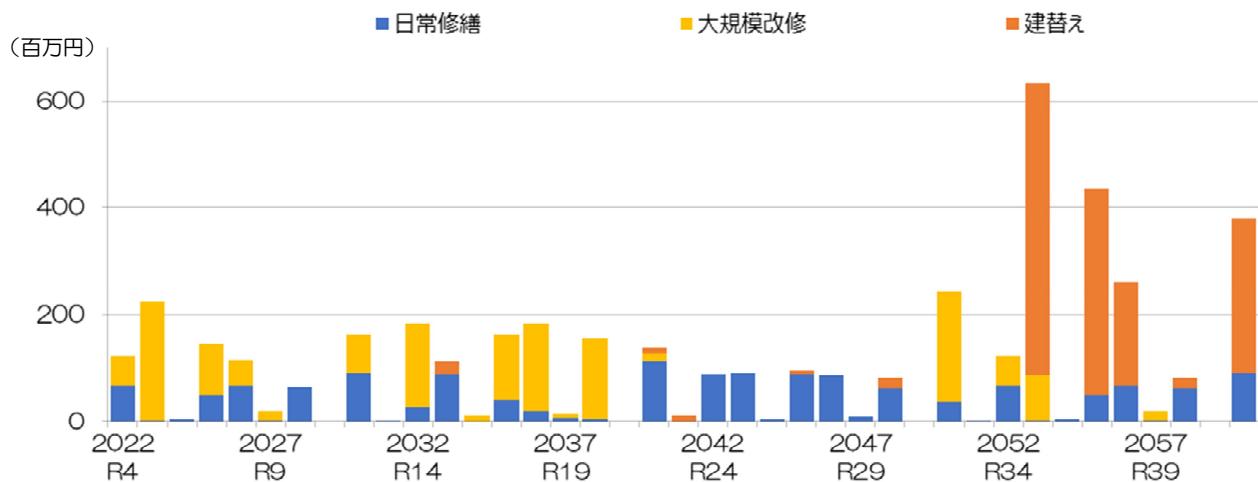
(5) 子育て支援施設

① 施設基本情報

図表 施設の一覧^{※11}

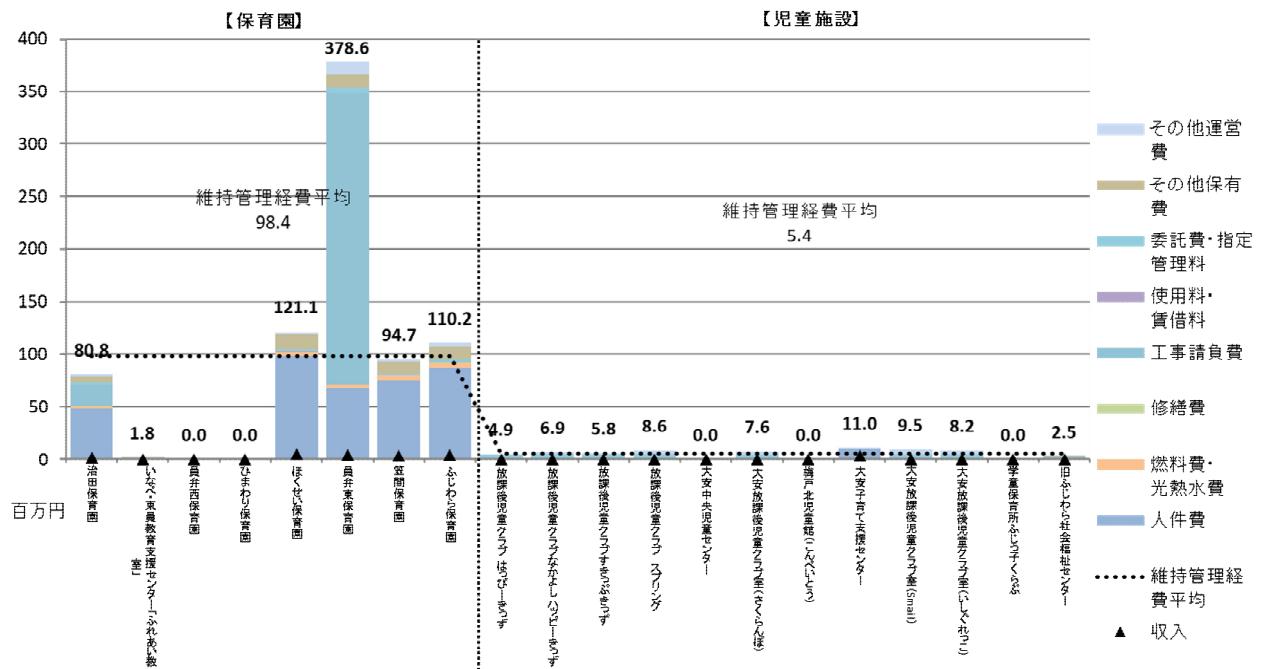
用途区分	施設名称	地区	建物 棟数 (棟)	延床 面積 (m ²)	建築年度 (代表)	築年数
保育園	治田保育園	北勢	1	1,021.06	2003	18
	いなべ・東員教育支援センター「ふれあい教室」	北勢	3	878.26	1974	47
	ほくせい保育園	員弁	1	1,858.27	2016	5
	員弁東保育園	員弁	4	1,905.40	2019	2
	笠間保育園	大安	3	1,737.82	2013	8
	ふじわら保育園	藤原	3	3,254.20	2001	20
児童施設	放課後児童クラブ はっぴーきっず	北勢	1	530.00	1976	45
	放課後児童クラブなかよし ハッピーきっず	北勢	1	589.74	1977	44
	放課後児童クラブすきっぷきっず	北勢	1	139.12	2015	6
	放課後児童クラブ スプリング	員弁	2	795.23	1985	36
	大安中央児童センター	大安	4	952.75	1986	35
	大安放課後児童クラブ室(さくらんぼ)	大安	1	113.56	2008	13
	大安子育て支援センター	大安	1	245.00	2013	8
	大安放課後児童クラブ室(Smail)	大安	1	136.63	2020	1
	大安放課後児童クラブ室(いしぐれっこ)	大安	1	141.00	2013	8
	学童保育所ふじっ子くらぶ	藤原	3	562.32	1973	48
合計・平均			32	15,358	2000	21

図表 年代別の更新費用

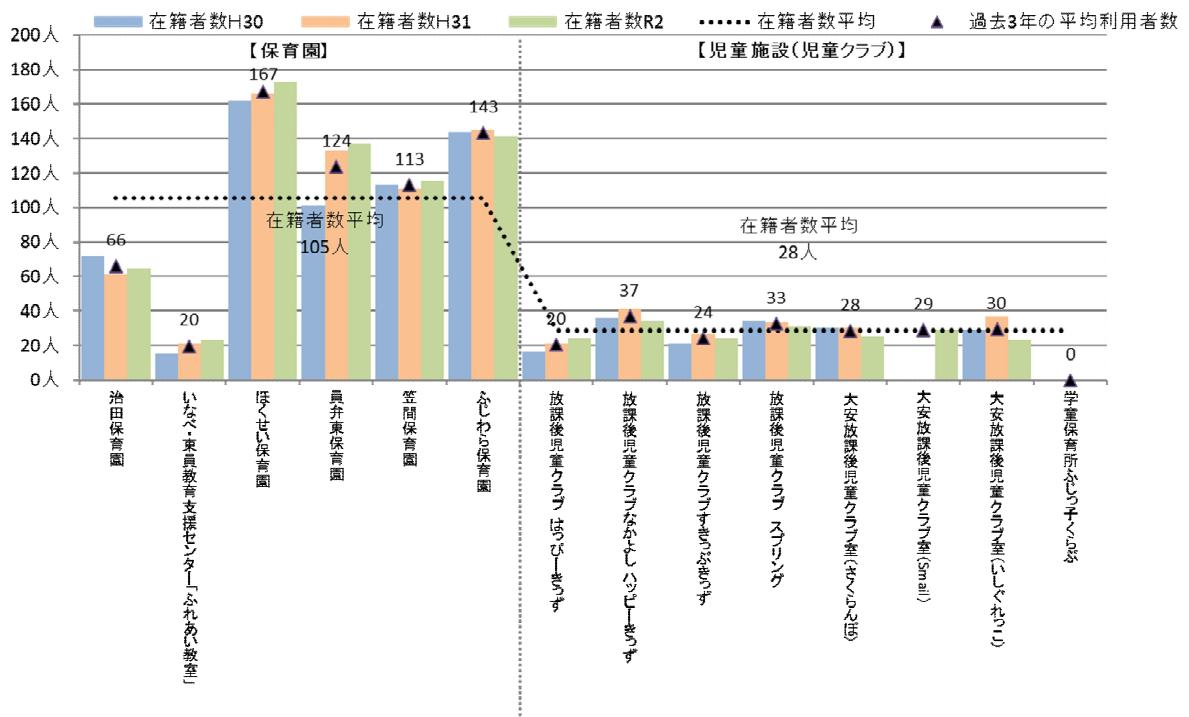


^{※11} 上記の施設の一覧他、子育て支援センターとして、員弁子育て支援センターなかよしひろば（員弁西保育園内）、北勢子育て支援センターすこやかランド（山郷保育園内）、石榑子育て支援センターはっぴい・はあと（石榑保育園内）、藤原子育て支援センターつくしんぼ（ふじわら保育園内）の4施設があります。

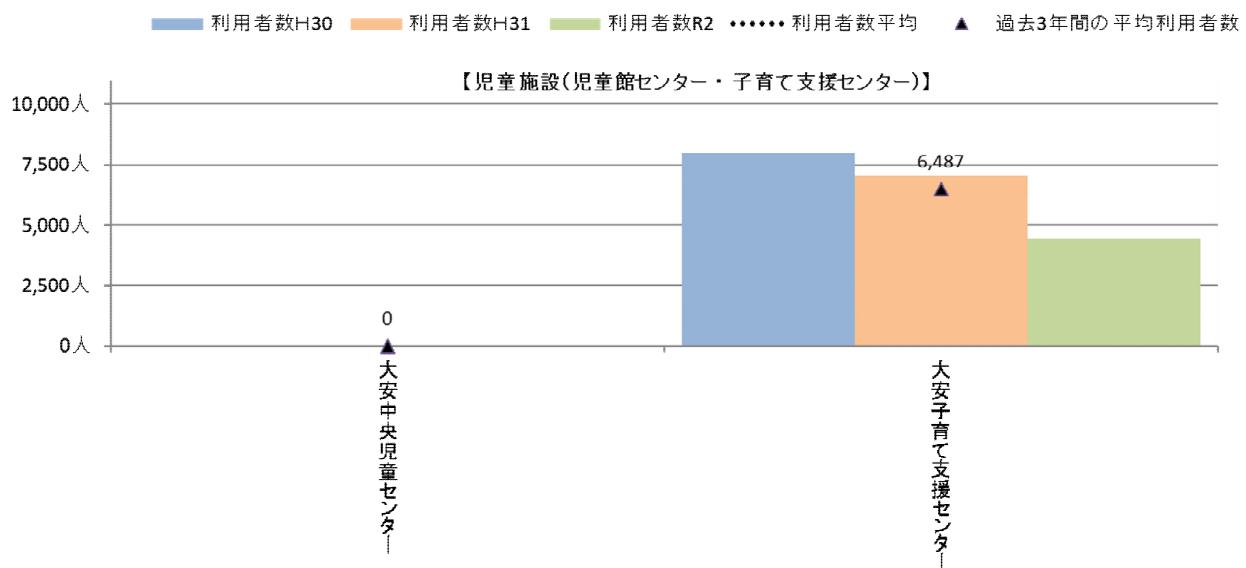
図表 維持管理経費の内訳



図表 在籍者数の推移



図表 利用者数の推移



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

＜施設の現状＞

- 築年数の平均は 21 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 6 施設（35.3%）を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 44.7 億円と推計されており、令和 35（2053）年度から令和 42（2060）年度に建替えのピークが到来します。
- 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの維持管理コストは、857.0 百万円/年、内訳は保育園が 787.2 百万円（91.9%）、児童施設が 69.8 百万円（8.1%）となっています。
- 保育園の平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの在籍者数は、663 人/年（1 施設当たり 105 人）となっています。
- 児童施設（児童クラブ）の平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの在籍者数は、201 人/年（1 施設当たり 28 人）となっています。
- 児童施設（児童センター、子育て支援センター）の平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの利用者数は、6,487 人/年（1 施設当たり 3,244 人）となっています。

＜課題及び今後の方向性＞

- 子育て支援施設については、「いなべ市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年 3 月）の考え方との整合を図りつつ、近隣小学校への機能移転等の連携も視野に入れつつ必要な機能の確保に努めていきます。
- 保育園は、現在 5 園ありますが、園児数の減少等にあわせて民間への譲渡や統合・廃止を実施する予定となっています。廃止予定の保育園については、今後のあり方や有効活用を検討します。
- 今後とも存続する保育園については、民営化等による運営の見直しを検討します。
- 私立保育園との役割分担による、保育ニーズの充足を図ります。
- 放課後児童クラブは、一部の施設において築 30 年から 40 年を経過し老朽化が進行していることから、近隣の小学校等の施設への機能移転や改築等を進めます。
- 児童館について、令和元年度末で市内全ての児童館は閉鎖されました。今後、施設の再利用や解体等について検討します。
- 子育て支援センターは、保育園との複合施設や併設施設となっていることから、保育園と一体で今後のあり方を検討します。

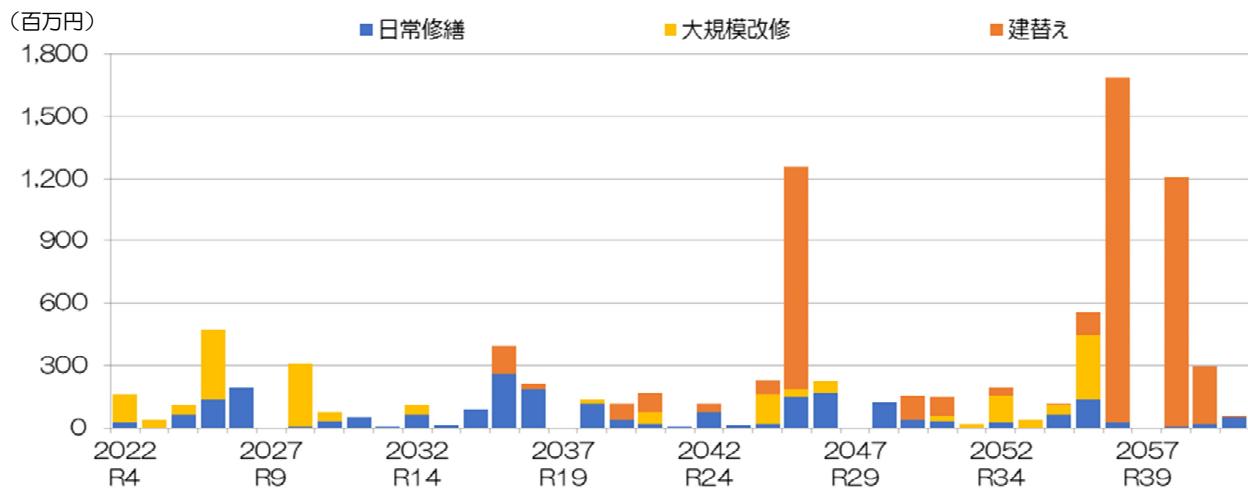
(6) スポーツ・レクリエーション系施設

① 施設基本情報

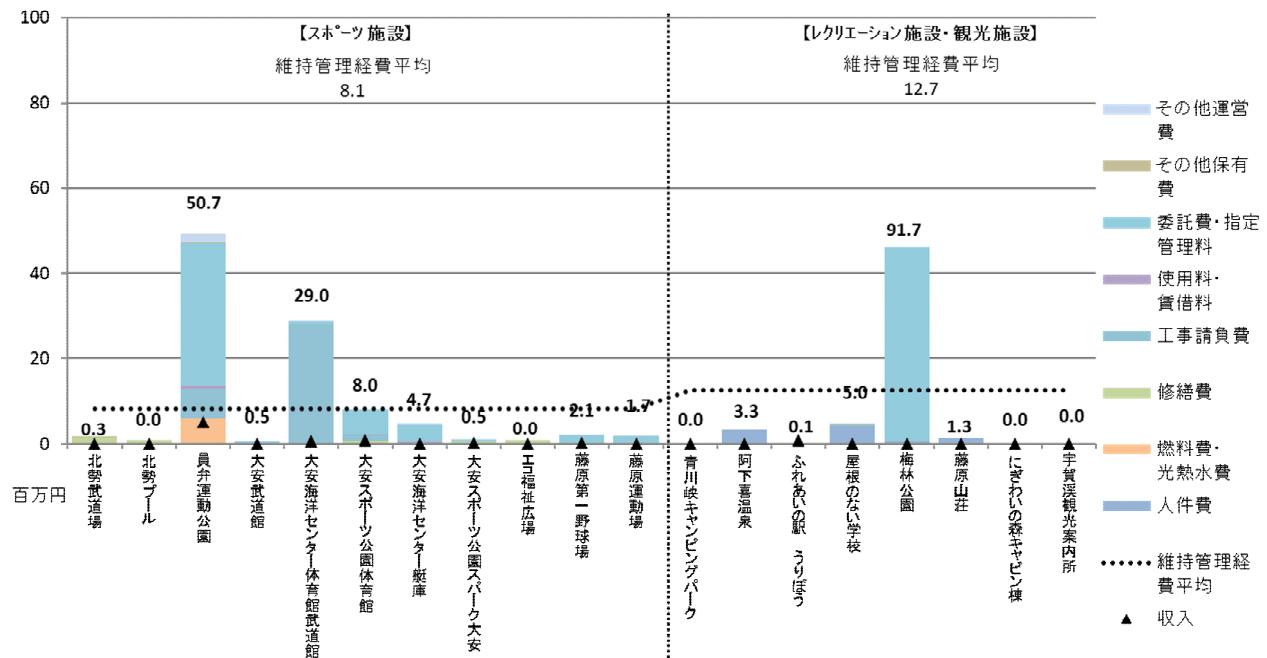
図表 施設の一覧

用途中分類	施設名称	地区	建物 棟数 (棟)	延床 面積 (m ²)	建築年度 (代表)	築年数
スポーツ施設	北勢武道場	北勢	2	579.00	1983	38
	北勢プール	北勢	2	178.00	1984	37
	員弁運動公園	員弁	8	5,247.46	1997	24
	大安武道館	大安	1	621.00	1991	30
	大安海洋センター体育館武道館	大安	2	1,627.80	1978	43
	大安スポーツ公園体育館	大安	1	2,234.37	1979	42
	大安海洋センター艇庫	大安	2	229.66	1981	40
	大安スポーツ公園スパーク大安	大安	2	1,180.07	1995	26
	エコ福祉広場	藤原	7	1,250.39	2003	18
	藤原第一野球場	藤原	1	224.00	1980	41
	藤原運動場	藤原	1	144.00	1989	32
レクリエーション施設・観光施設	青川峡キャンピングパーク	北勢	26	3,641.00	1996	25
	阿下喜温泉	北勢	3	2,618.22	2006	15
	ふれあいの駅 うりぼう	員弁	1	556.53	2004	17
	屋根のない学校	藤原	1	196.00	2002	19
	梅林公園	藤原	15	3,042.55	2002	19
	藤原山荘	市外	3	91.86	1982	39
	にぎわいの森キャビン棟	北勢	2	19.74	2021	0
	宇賀渓観光案内所	大安	1	404.12	1994	27
合計・平均			81	24,086	1993	28

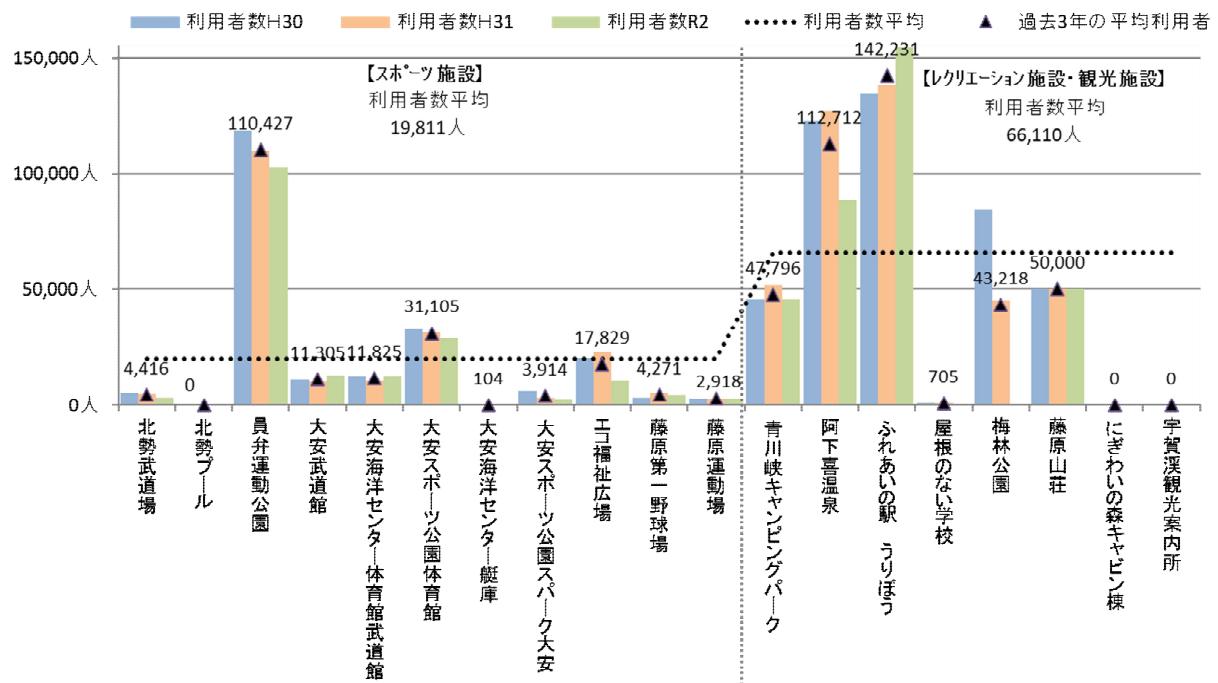
図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



図表 利用者数の推移



図表 施設の配置状況



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

＜施設の現状＞

- 築年数の平均は 28 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 9 施設 (47.4%) を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 90.7 億円と推計されており、令和 27 (2045) 年度と令和 38 (2056) 年度から令和 41 (2059) 年度にかけて建替えのピークが到来します。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの維持管理コストは、199.1 百万円/年、内訳はスポーツ施設が 97.7 百万円/年 (49.1%)、レクリエーション施設・観光施設が 101.4 百万円/年 (50.9%) となっています。
- スポーツ施設の平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの利用者数は、198,114 人/年 (1 施設当たり 19,811 人) となっています。
- レクリエーション施設・観光施設の平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの利用者数は、平均 396,663 人 (1 施設当たり 66,110 人) となっています。

＜課題及び今後の方向性＞

- 「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(平成 21 年 9 月) に基づき、公共施設の統廃合は、維持管理経費が高い施設、大規模改修が必要な施設、安全性に問題がある施設を優先して統廃合を検討します。
- スポーツ・レクリエーション系施設については、行政としての関与の必要性を検討のうえ、民営化や譲渡、集約化を検討します。
- 今後とも継続するスポーツ・レクリエーション系施設については、指定管理者制度や民間委託等の活用等、効率的な運営による維持管理経費の削減に向けた手法を検討します。
- スポーツ施設のうち体育館や野球場等、同一の機能が複数ある施設については、地域の特性や配置バランスと利用状況等を考慮し、必要に応じて市内の拠点施設への機能集約や学校開放の利用等による代替手段を検討します。
- レクリエーション施設・観光施設については、利用状況や維持管理経費の状況を考慮しつつ、行政としての関与の必要性を検討のうえ、今後のあり方を検討します。
- 国や県、民間に類似施設がある場合は、必要に応じて集約化等を検討するとともに、継続していく場合には使用料の見直しによる受益者負担の適正化を検討します。
- 北勢プールは、いなべ市民温水プール（仮称：令和 3 年度新築工事発注）の建築により廃止し、温水プール（仮称）完成後 5 年以内に解体します。

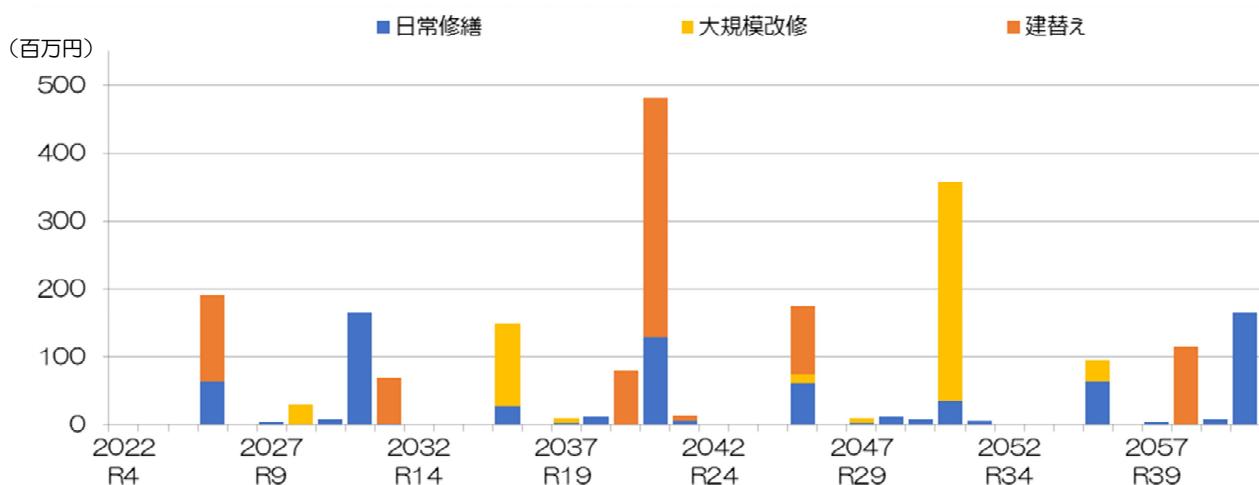
(7) 産業系施設

① 施設基本情報

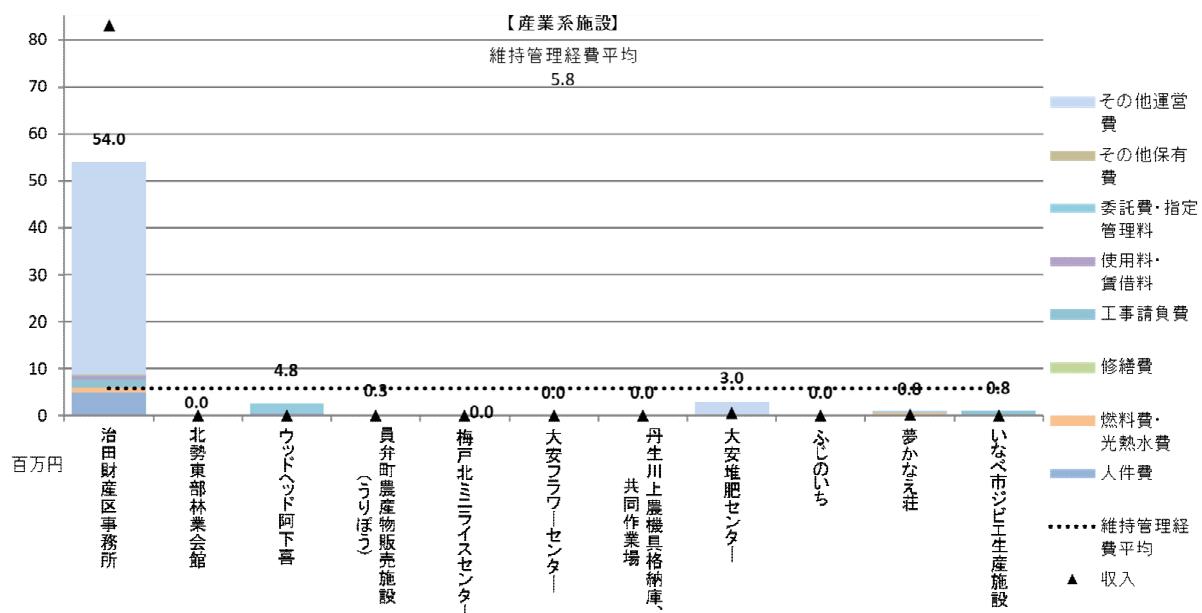
図表 施設の一覧

用途区分	施設名称	地区	建物棟数(棟)	延床面積(m ²)	建築年度(代表)	築年数
産業系施設	治田財産区事務所	北勢	1	255.00	1937	84
	北勢東部林業会館	北勢	2	190.28	1982	39
	ウッドヘッド阿下喜	北勢	1	628.00	1990	31
	員弁町農産物販売施設(うりぼう)	員弁	1	145.00	1996	25
	梅戸北ミニライスセンター	員弁	3	868.04	1986	35
	大安フラワーセンター	大安	2	585.00	1986	35
	丹生川上農機具格納庫、共同作業場	大安	2	492.38	1979	42
	大安堆肥センター	大安	6	3,226.50	2001	20
	ふじのいち	藤原	1	72.00	1998	23
	夢かなえ荘	藤原	1	319.46	2008	13
	いなべ市ジビエ生産施設	藤原	1	73.70	2017	4
合計・平均			21	6,855	1989	32

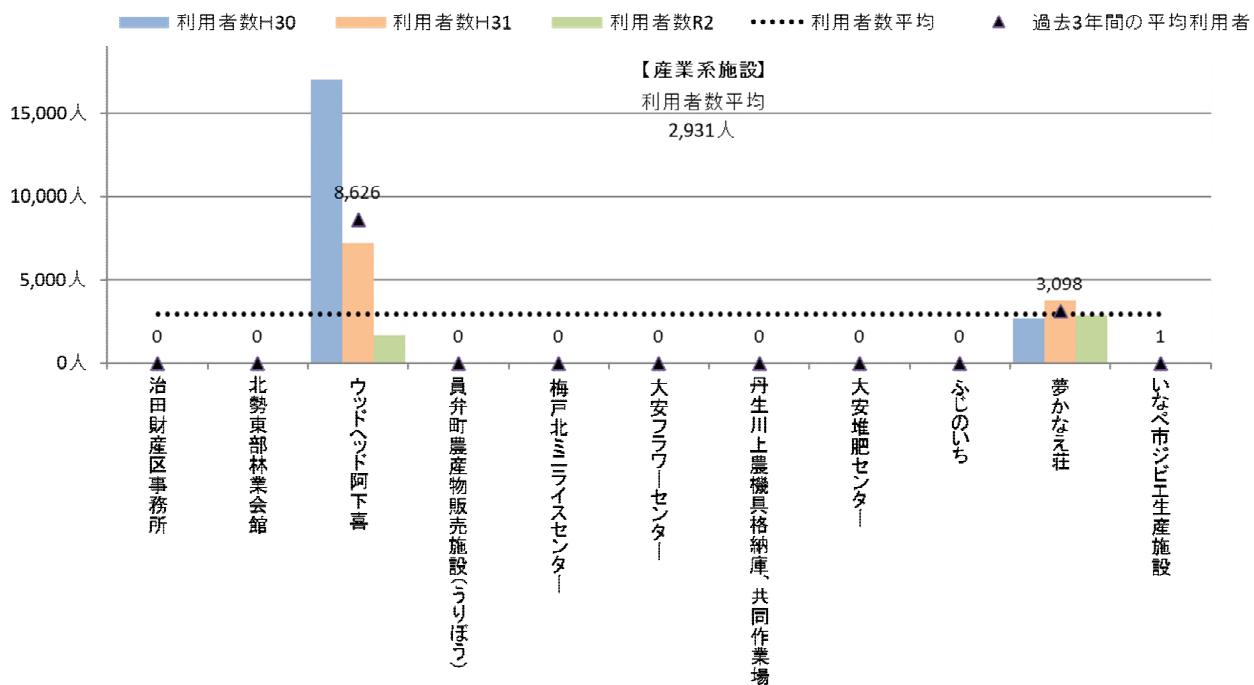
図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



図表 利用者数の推移



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

<施設の現状>

- 築年数の平均は 32 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 6 施設 (54.5%) を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 21.8 億円と推計されており、令和 32 (2050) 年度に大規模改修のピークが、令和 22 (2040) 年度に建替えのピークが到来します。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの維持管理コストは、63.6 百万円/年となっています。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの利用者数は、11,725 人/年 (1 施設当たり 2,931 人) となっています。

<課題及び今後の方向性>

- 利用状況や維持管理経費の状況を考慮しつつ、行政としての関与の必要性を検討のうえ、今後のあり方を検討します。
- 利用者が地域住民に限定される施設については、地域への譲渡を検討します。
- 今後とも継続する施設については、指定管理者制度や民間委託の活用等、効率的な運営による維持管理経費の削減に向けた手法を検討します。

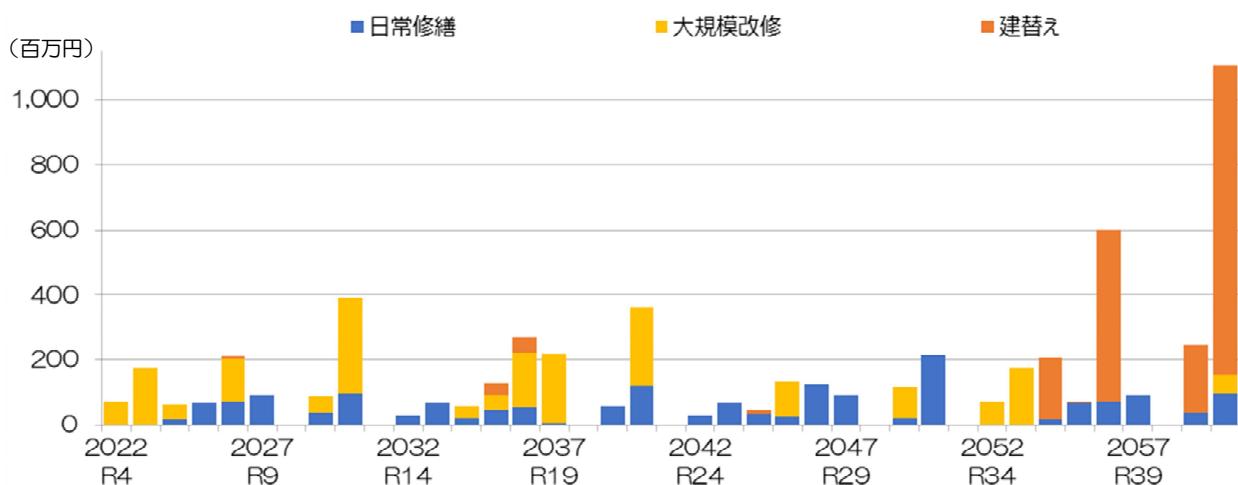
(8) 保健・福祉施設

① 施設基本情報

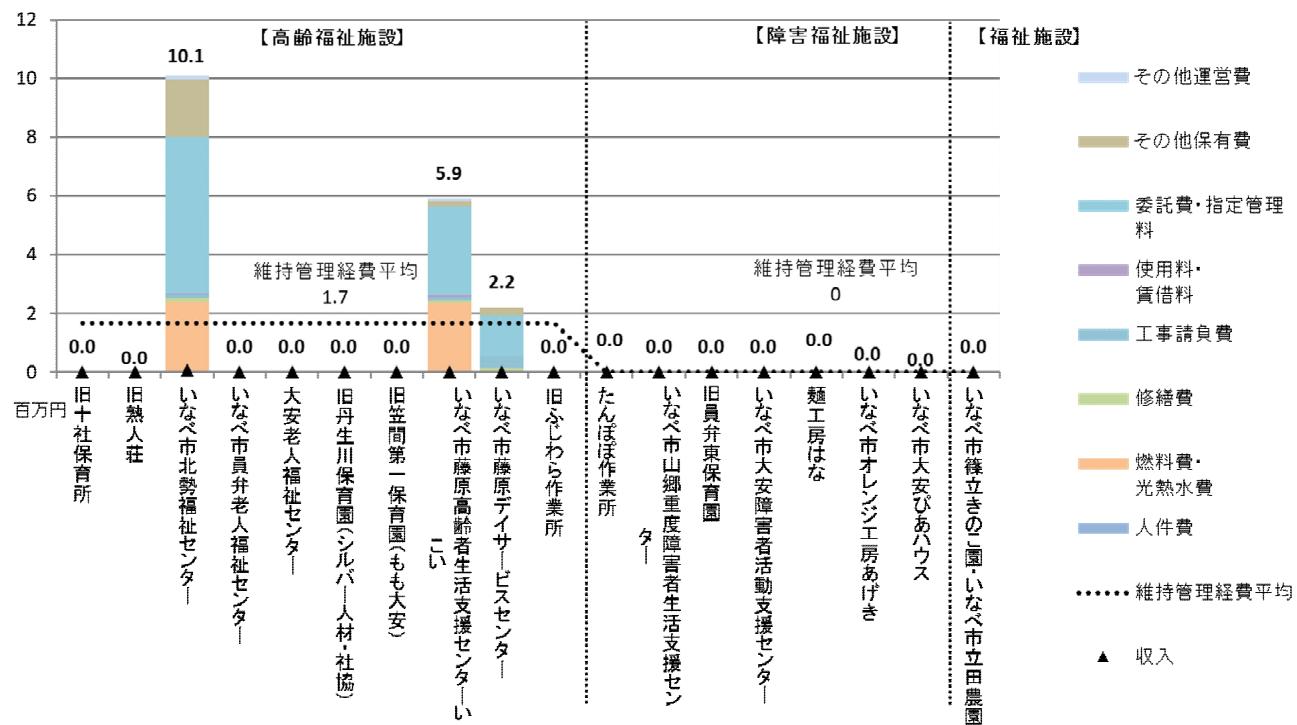
図表 施設の一覧

用途中分類	施設名称	地区	建物 棟数 (棟)	延床 面積 (m ²)	建築年度 (代表)	築年数
高齢福祉施設	旧十社保育所	北勢	3	552.50	1974	47
	旧熟人荘	北勢	1	579.00	1980	41
	いなべ市北勢福祉センター	北勢	4	1,734.57	1976	45
	いなべ市員弁老人福祉センター	員弁	1	1,461.00	1991	30
	大安老人福祉センター	大安	2	1,976.00	1980	41
	旧丹生川保育園(シルバー人材・社協)	大安	2	524.00	1975	46
	旧笠間第一保育園(もも大安)	大安	1	819.00	1990	31
	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい	藤原	1	1,165.89	2004	17
	いなべ市藤原デイサービスセンター	藤原	1	1,050.00	2000	21
	旧ふじわら作業所	藤原	1	697.00	1981	40
障害福祉施設	たんぽぽ作業所	北勢	1	799.00	2003	18
	いなべ市山郷重度障害者生活支援センター	北勢	1	644.00	2011	10
	旧員弁東保育園	員弁	3	910.80	1981	40
	いなべ市大安障害者活動支援センター	大安	4	2,021.20	1996	25
	麵工房はな	藤原	1	100.59	1956	65
	いなべ市オレンジ工房あげき	北勢	2	2,054.47	2017	4
	いなべ市大安ぴあハウス	大安	1	553.89	2016	5
	福祉施設 いなべ市篠立きのこ園・いなべ市立田農園	藤原	12	2,370.68	2017	4
合計・平均			42	20,014	1992	29

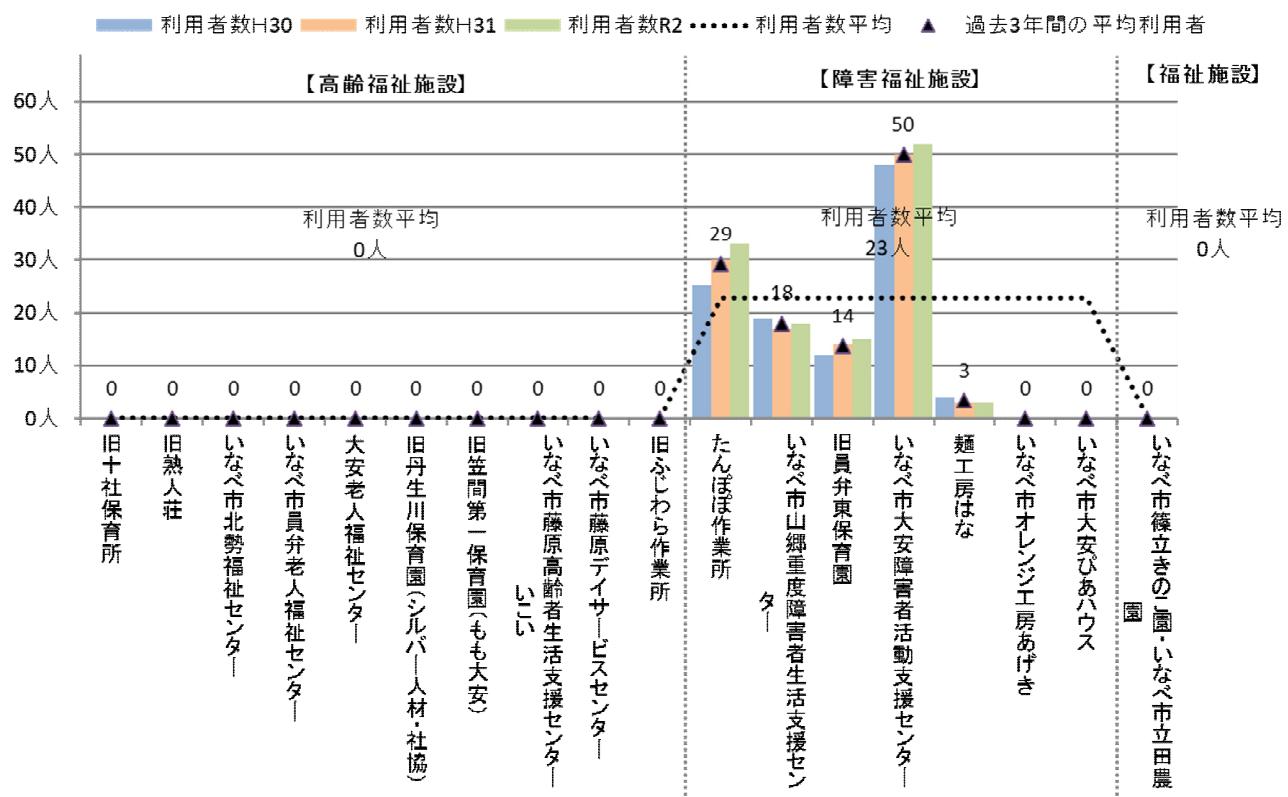
図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



図表 利用者数の推移



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

<施設の現状>

- 築年数の平均は 29 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 10 施設 (55.6%) を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 57.4 億円と推計されており、令和 38 (2056) 年度から令和 42 (2060) 年度にかけて建替えのピークが到来します。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの維持管理コストは、18.2 百万円/年、内訳は、高齢福祉施設が 18.2 百万円/年 (100.0%)、障害福祉施設が 0 百万円 (0.0%) となっています。
- 障害福祉施設の平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの利用者数は、114 人/年 (1 施設当たり 23 人) となっています。

<課題及び今後の方向性>

- 今後の高齢福祉サービスについては、「多様な市民参加による共助のあり方に関する答申」(平成 24 年 2 月)に基づき、行政による公助のみならず地域の共助、民間事業者等によるサービス提供等、多様な主体との連携によって実施していくことを検討します。
- 平成 27 (2015) 年 4 月の法改正による介護保険給付から市町村が実施する地域支援事業への移行により、いなべ市方式の地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 合併により引き継いだ旧町ごとに設置されている福祉センターは、築 30 年以上を経過した施設があり、老朽化対策や統廃合等、今後のあり方について検討します。なお、大安老人福祉センターは令和 4 年度に解体します。また、北勢福祉センターについては、保健センター建設に係る「公共施設等適正管理推進事業債」の適用施設であることから、令和 6 年度中に処分する方向です。
- 障害福祉施設は、障がいのある人が安心して日常生活を送るために、利用者にあったサービスを提供している重要な施設です。各種制度や地域生活を支えるサービス提供体制の充実に取り組んでいきます。

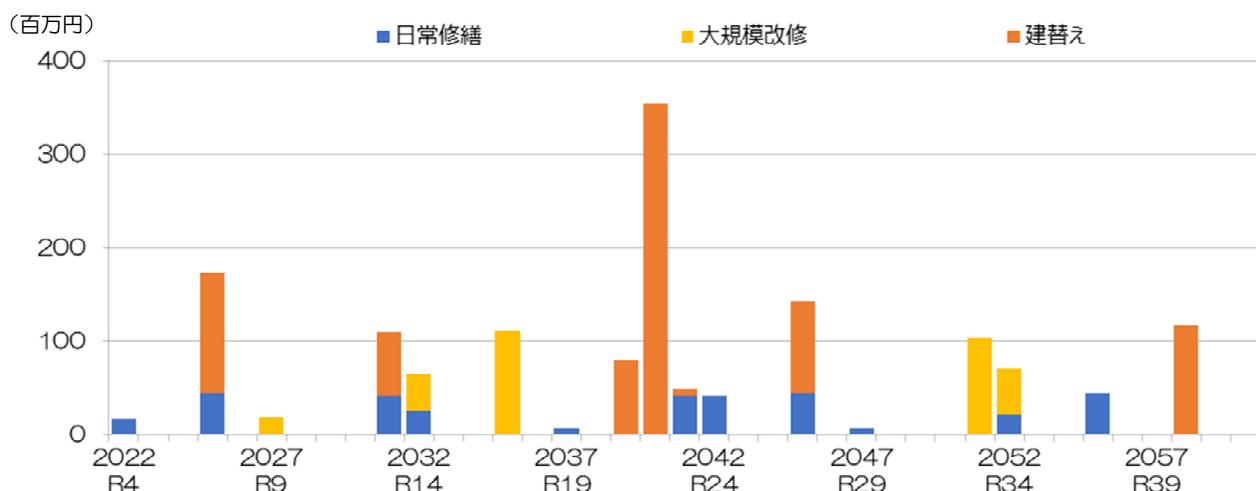
(9) 公営住宅

① 施設基本情報

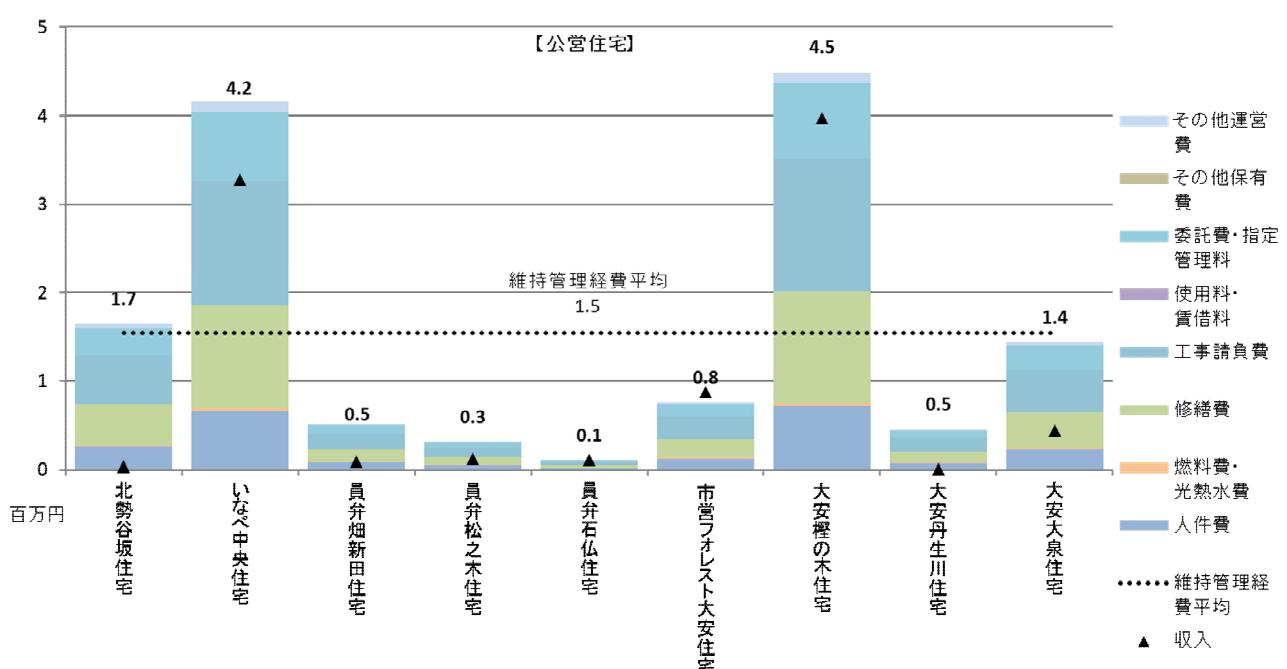
図表 施設の一覧

用途中分類	施設名称	地区	建物棟数(棟)	延床面積(m ²)	建築年度(代表)	築年数
公営住宅	北勢谷坂住宅	北勢	4	586.00	1966	55
	いなべ中央住宅	員弁	1	1,469.00	2002	19
	員弁畠新田住宅	員弁	4	184.00	1960	61
	員弁松之木住宅	員弁	1	110.00	1964	57
	員弁石仏住宅	員弁	1	37.00	1960	61
	市営フォレスト大安住宅	大安	5	268.90	2008	13
	大安櫻の木住宅	大安	10	1,596.00	1986	35
	大安丹生川住宅	大安	2	159.60	1982	39
	大安大泉住宅	大安	4	510.72	1983	38
合計・平均			32	4,921	1979	42

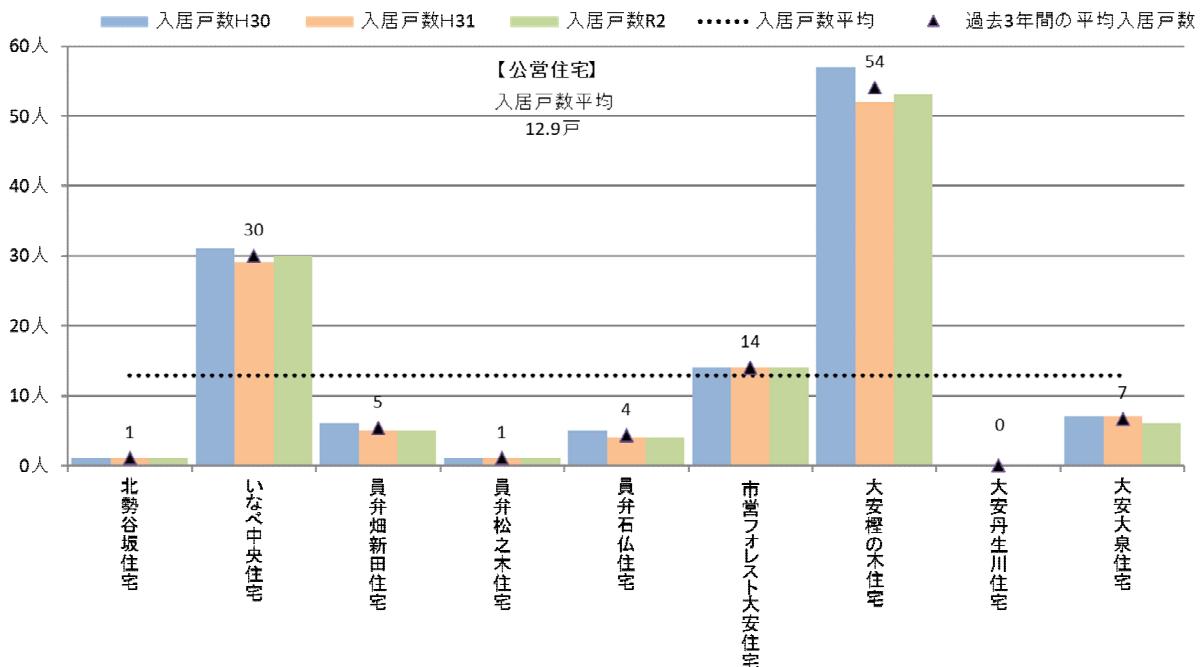
図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



図表 入居戸数の推移



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

<施設の現状>

- 築年数の平均は 42 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 7 施設 (77.8%) を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 15.1 億円と推計されており、令和 21 (2039) 年度から令和 22 (2040) 年度にかけて建替えのピークが到来します。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの維持管理コストは、13.9 百万円/年となっています。
- 公営住宅の平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの入居戸数は、116 戸/年 (1 施設当たり 12.9 戸) となっています。
- 公営住宅については、これまでにも居住者への譲渡等により、管理戸数の適正化に努めてきました。

<課題及び今後の方向性>

- 築 50 年以上が経過した住宅については、今後の公営住宅への需要を踏まえ、譲渡や集約化等を検討します。
- 一部の住宅では、耐震性の確保に向けた改修等の検討が必要です。
- 今後とも継続していく公営住宅については、長寿命化計画や長期修繕計画等の策定を検討し、安全性や機能向上を図るとともに、適切な維持管理、更新による維持管理経費の削減に努めます。
- 今後の運営や整備については、家賃補助による民間の賃貸住宅の活用、施設整備時の民間資本の活用 (PPP/PFI) 等、新たな手法を検討します。

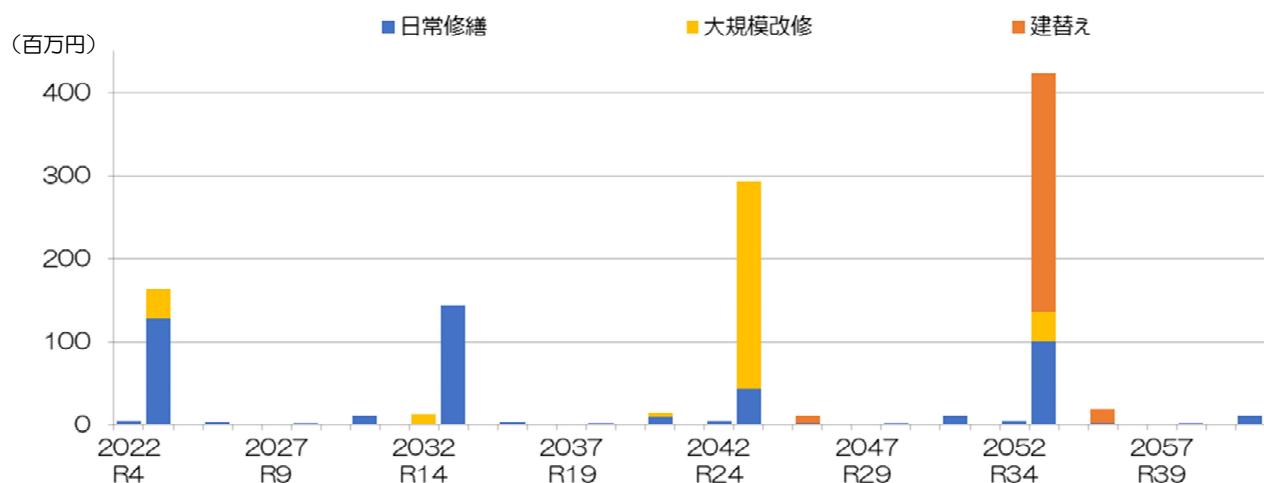
(10) 供給処理施設

① 施設基本情報

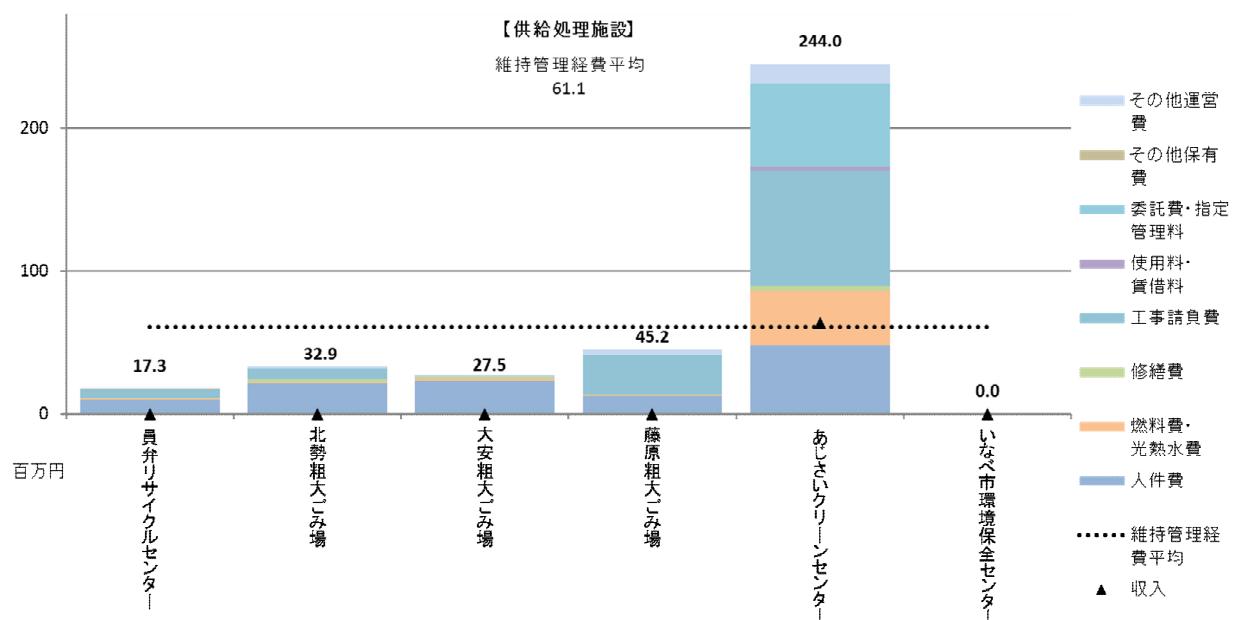
図表 施設の一覧

用途区分	施設名称	地区	建物棟数(棟)	延床面積(m ²)	建築年度(代表)	築年数
供給処理施設	員弁リサイクルセンター	員弁	2	440.00	2004	17
	北勢粗大ごみ場	北勢	3	66.44	2008	13
	大安粗大ごみ場	大安	6	137.08	1986	35
	藤原粗大ごみ場	藤原	3	124.49	1996	25
	あじさいクリーンセンター	北勢	7	3,769.86	1993	28
	いなべ市環境保全センター	大安	1	129.00	1983	38
合計・平均			22	4,667	1995	26

図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

<施設の現状>

- 築年数の平均は 26 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 2 施設 (33.3%) を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 11.3 億円と推計されており、令和 25 (2043) 年度に大規模改修のピークが、令和 35 (2053) 年度に建替えのピークが到来します。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの維持管理コストは、366.9 百万円/年となっています。
- いなべ市環境保全センターは現在閉鎖中となっていますが、解体や用途転用等の制限があり、今後の方向性を検討できない現状となっています。

<課題及び今後の方向性>

- 「いなべ市 一般廃棄物処理基本計画」(令和 4 年度見直し予定) の考え方に基づき、住民や事業所等の地域社会の積極的な協力と参画を求めながら、排出抑制と再資源化を推進し、ごみの適正かつ効率的な処理による維持管理経費の削減等を行っていきます。
- ごみ処理場（一般廃棄物処分場）のうち、北勢がれき場及び大安一般廃棄物最終処分場は埋め立ての残余容量が少なくなっており、廃止を予定しています。

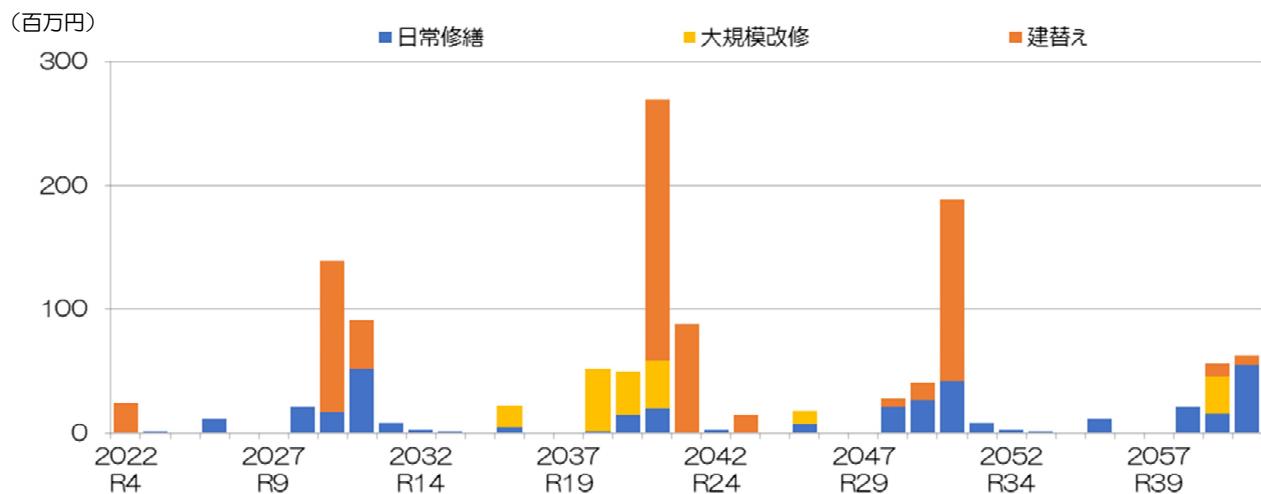
(11) その他施設(駅関連施設、斎場、普通財産、賃借施設等)

① 施設基本情報

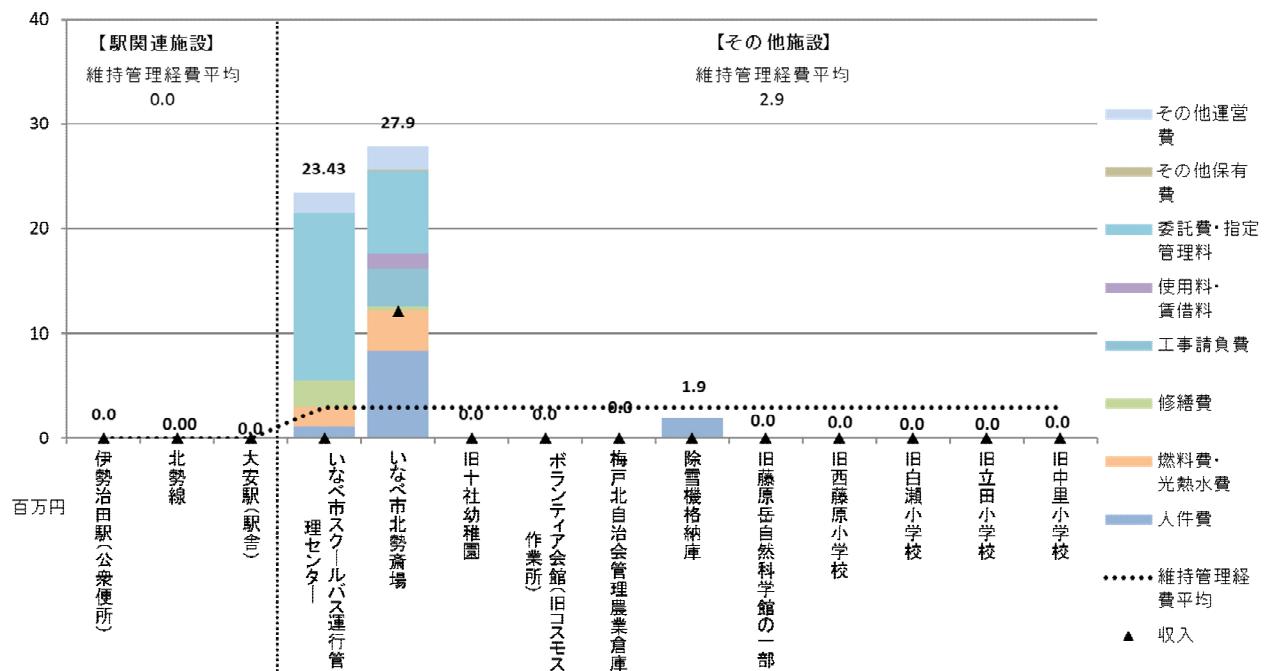
図表 施設の一覧

用途中分類	施設名称	地区	建物 棟数 (棟)	延床 面積 (m ²)	建築年度 (代表)	築年数
駅関連施設	伊勢治田駅(公衆便所)	北勢	1	17.98	2000	21
	北勢線	北勢	1	39.74	2004	17
	大安駅(駅舎)	大安	1	197.06	1986	35
その他	いなべ市スクールバス運行管理センター	北勢	3	449.19	1989	32
	いなべ市北勢斎場	北勢	2	603.00	1990	31
	旧十社幼稚園	北勢	2	570.90	不明	–
	ボランティア会館(旧コスモス作業所)	員弁	1	114.00	1996	25
	梅戸北自治会管理農業倉庫	大安	1	245.31	1981	40
	除雪機格納庫	藤原	1	37.00	1990	31
	旧藤原岳自然科学館の一部	藤原	1	67.00	1981	40
	旧西藤原小学校	藤原	8	2,388.00	1969	52
	旧白瀬小学校	藤原	7	1,002.00	1979	42
	旧立田小学校	藤原	13	2,367.90	1982	39
	旧中里小学校	藤原	10	3,349.56	1965	56
合計・平均			52	11,449	971	35

図表 年代別の更新費用



図表 維持管理経費の内訳



② 施設の現状、課題及び今後の方向性

<施設の現状>

- 築年数の平均は 35 年、大規模改修の目安となる築 30 年を経過した施設が 10 施設 (71.4%) を占めています。
- 今後 39 年間の更新費は、総額 12.4 億円と推計されており、令和 22 (2040) 年度から令和 23 (2041) 年度にかけて建替えのピークが到来します。
- 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの維持管理コストは、53.2 百万円/年となっています。

<課題及び今後の方向性>

- 駅関連施設については、鉄道利用者の増加に向けた利便性の向上策としてのパーク & ライドに向けた取組が不可欠であることから、駐輪場、駐車場を適切に管理し、必要に応じて増設・拡張も検討していきます。
- 北勢斎場は、設備等の老朽化が進んでいることから設備の修繕等を実施した上で、今後も継続的に運営します。数年後には、火葬炉及び設備の大規模改修を予定しています。
- 用途廃止後の施設については、地域の要望等を踏まえ譲渡や解体等を個別に検討します。

2. インフラ施設に関する基本方針

インフラ施設の概況について

ここでは、インフラの類型ごとに現状、課題及び今後の方向性などを整理しています。なお、本計画の対象となるインフラ施設は下表のとおりです。なお、インフラ施設については、策定済もしくは今後策定予定の長寿命化計画等の個別計画の策定に伴い具体的な実施策を検討します。

図表 インフラ施設の一覧

類型	主な資産	種別	数量
道路	一般市道	実延長	896km
	農道	実延長	122km
	林道	実延長	84km
橋梁	橋梁	延長	6.6km
		橋梁数	561 橋
	横断歩道橋	橋梁数	1 橋
	橋梁（林道）	橋梁数	43 橋
上水道	上水道	管路延長 (送水管、配水管、導水管)	650km
		水源数	20 箇所
		配水池数	28 箇所
		浄水場数	16 箇所
		ポンプ施設数	15 箇所
下水道	公共下水道	管路延長	454km
		処理区数	22 処理区
	農業集落排水	管路延長	69km
		処理区数	11 処理区
		合併処理浄化槽	処理人口数 1,776 人
その他 インフラ 施設等	マンホールポンプ場	中継ポンプ数	319 箇所
		トンネル	延長 24m
			トンネル数 1 箇所
		道路附属物	道路灯 1,052 基
			道路標識 102 基
			道路法面・土木構造物 218 箇所
			道路舗装 140 路線
			202km
	準用河川	河川数	80 河川
		延長	72km
普通河川	普通河川	河川数	111 河川
		延長	113km
	ため池	箇所数	86 箇所
		総貯水量	18,940,100 m ³
公園	公園	都市公園	5 箇所
		農業公園	2 箇所
		児童公園	3 箇所
		その他公園	67 箇所
	鉄道（北勢線）	路線距離（営業キロ）	20km
		駅数	13 駅
		輸送人員	約 200 万人/年

(1) 道路

① 基本情報

図表 県内 14 市との一般市道、農道、林道の実延長の比較

自治体名	国勢調査 (R2) 人口(人)	行政面積 (R3) (km ²)	市町村道 (H31)		一人当たり 実延長 m/人	行政面積 当たり実延長 km/km ²	農道 (H31) 延長(km)	林道 (H31) 延長(km)
			実延長(km)	面積(km ²)				
いなべ市	44,973	219.8	896.6	4.4	19.9	4.1	121.7	82.6
津市	274,537	711.2	3,483.5	16.5	12.7	4.9	298.0	246.5
四日市市	305,424	206.5	2,195.1	11.9	7.2	10.6	6.9	1.6
伊勢市	122,765	208.4	887.4	4.8	7.2	4.3	64.8	16.0
松阪市	159,145	623.6	1,903.7	9.6	12.0	3.1	201.7	258.8
桑名市	138,613	136.7	1,070.8	6.7	7.7	7.8	231.2	10.2
鈴鹿市	195,670	194.5	1,806.2	8.7	9.2	9.3	92.2	6.0
名張市	76,387	129.8	858.7	5.1	11.2	6.6	40.6	50.7
尾鷲市	16,252	192.7	203.4	0.8	12.5	1.1	10.7	69.6
亀山市	49,835	191.0	549.5	2.9	11.0	2.9	63.6	65.1
鳥羽市	17,525	107.3	251.5	1.2	14.3	2.3	49.0	6.9
熊野市	15,965	373.4	403.1	1.5	25.3	1.1	64.5	170.4
志摩市	46,057	178.9	665.2	2.8	14.4	3.7	127.1	22.6
伊賀市	88,766	558.2	2,333.9	13.6	26.3	4.2	201.7	223.7
平均	110,851	288.00	1,250.6	6.5	13.6	4.7	112.4	87.9

② 現状、課題及び今後の方向性

<現状>

- 市民一人当たりの市町村道の実延長は、県内 14 市中 3 番目に多く、行政面積当たりでは 8 番目に多くなっています。
- 農道の延長は、県内 14 市中 6 番目、林道の延長は、5 番目に多くなっています。
- 平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度にかけて、道路ストック点検（路面性状調査、道路付属物点検、道路防災点検等）を実施し、対処すべき不具合や異常等の把握に努めました。

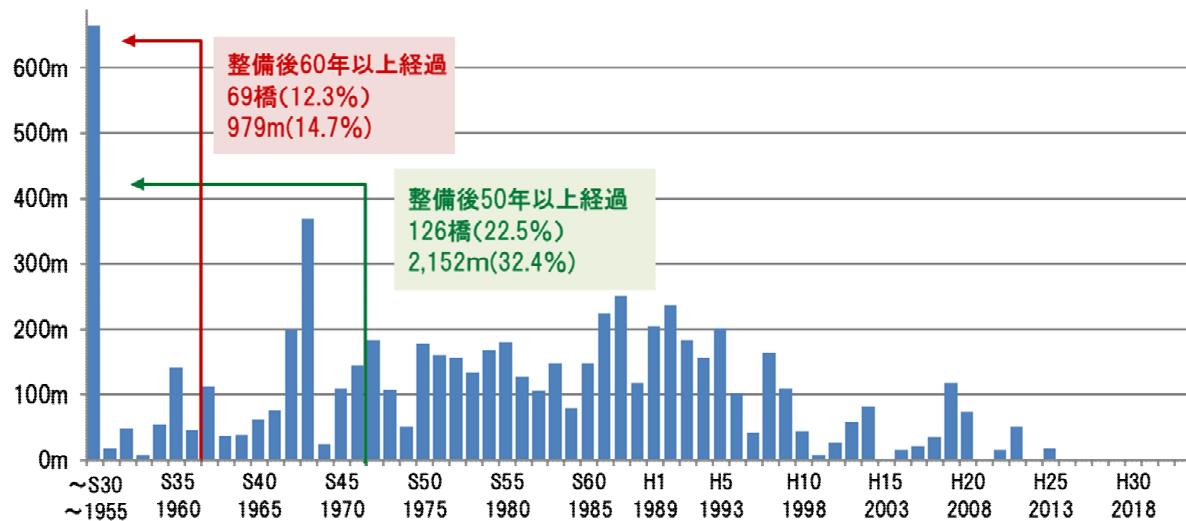
<課題及び今後の方向性>

- 市民一人当たりの市町村道実延長が多いことから、将来の更新負担が大きくなることが想定されます。
- 道路施設については、点検パトロールや法定点検、数年に一度の一斉点検等を確実に実施し、不具合の早期発見に努めます。
- 県道、市道の未改良箇所の順次改良や幹線道路を軸とした市域の一体的で有機的な道路網の形成、冬期の山間部の除雪、融雪体制の充実などが必要です。
- 東海環状自動車道の整備において、令和 6 年度の北勢 IC (仮称) 開通、令和 8 年度の全線開通時に機能を十分に発揮できるよう財政状況や必要性を踏まえた市内道路網の整備等、新たなニーズへの対応を図ります。
- 生活道路として利用している道路が狭小、未改良であり車両・歩行者の通行に支障を来たしている箇所があることから、道路の拡幅や改良等の実施を検討します。
- 道路施設については、交通量に応じた効率的な工法等を採用することで、維持管理にかかるライフサイクルコストの削減に向けた手法を検討します。
- 災害時の拠点となる施設につながる道路等については、優先的に機能の維持や更新等を検討します。

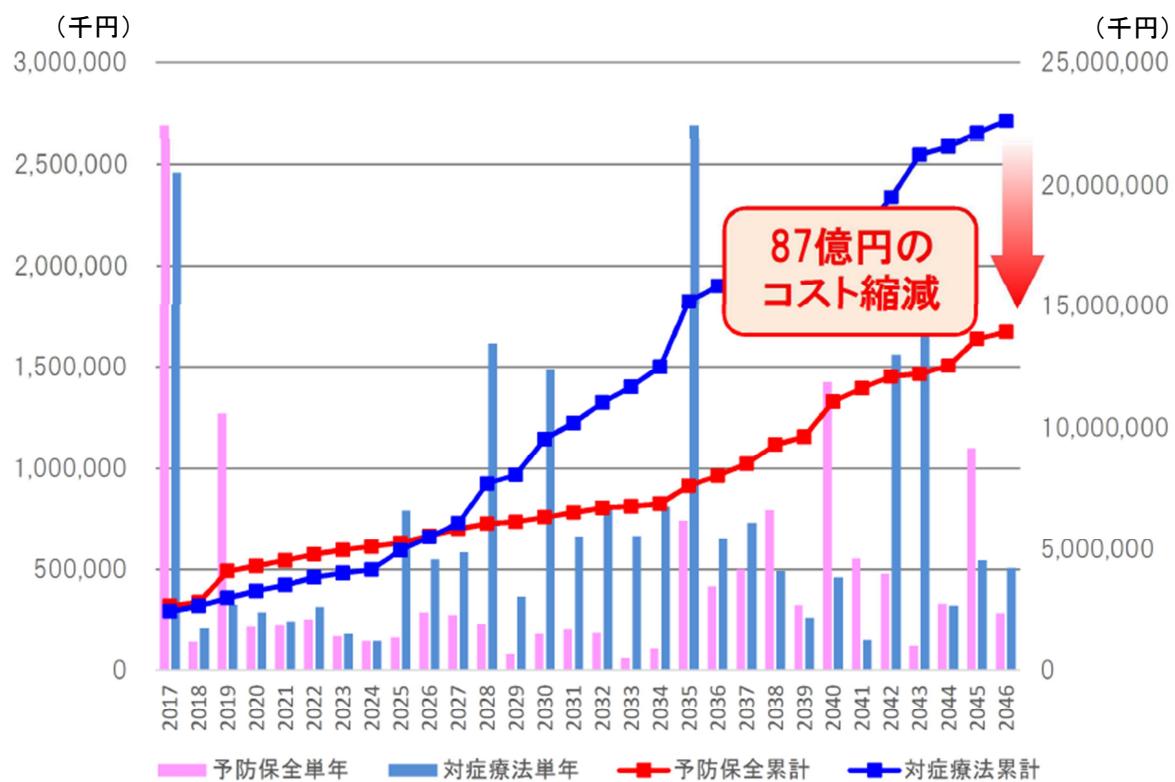
(2) 橋梁

① 基本情報

図表 橋梁の年度別整備状況



図表 対症療法型と予防保全型の工事費予測（いなべ市橋梁長寿命化計画より）



② 現状、課題及び今後の方向性

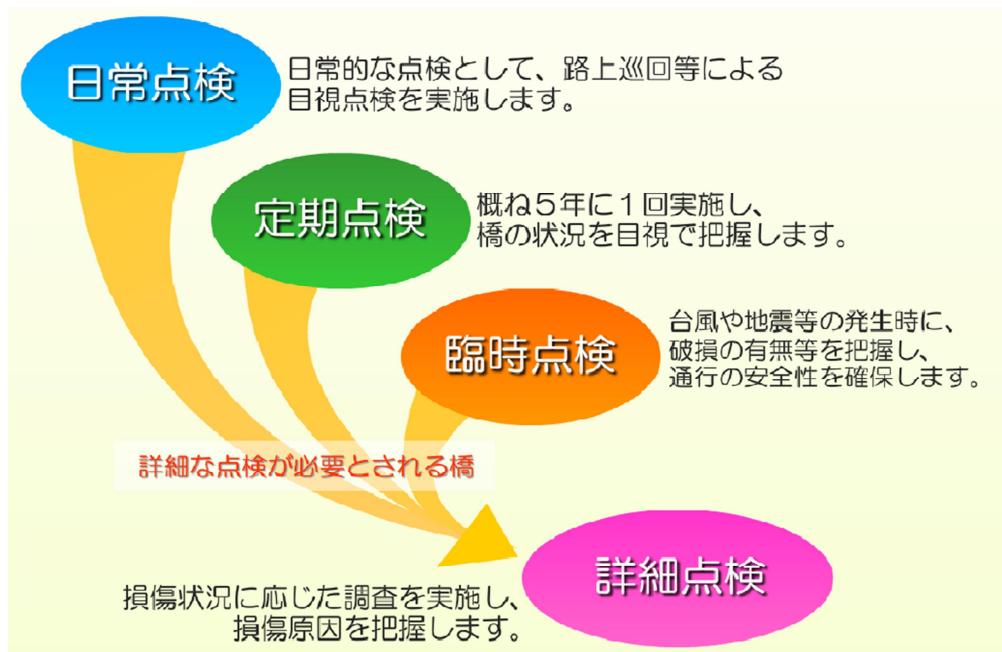
<現状>

- 本市では、561 橋、実延長 6,614m の橋梁を保有しています。法定耐用年数である 60 年を経過した橋梁は 45 橋 (8.0%)、662m (10.0%)、50 年以上経過した橋梁は 97 橋 (17.3%)、1,297m (19.6%) となっており、今後 10 年間で耐用年数を経過する橋梁が大幅に増加することが想定されています。
- 「いなべ市橋梁長寿命化修繕計画」（平成 29 年 3 月）では、橋長 15m 以上の 98 橋のうち、架設後 50 年以上を経過した橋梁が 97 橋 (17%)、20 年後には 319 橋 (57%) に増加し、老朽化が一斉に進行することを想定しています。

<課題及び今後の方向性>

- 「いなべ市橋梁長寿命化修繕計画」（平成 29 年 3 月）の考え方に基づき、「対症療法型」から「予防保全型」への転換を図り、長寿命化や効率的な維持管理手法によって、修繕や架替等にかかるライフサイクルコストの削減を目指します。
- 日常点検、定期点検（5 年に 1 度の法定点検）、臨時点検、詳細点検を確実に実施することで、橋梁の不具合や劣化状況を確実に把握し、修繕や架替を実施します。
- 令和 4 年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定（改訂）予定です。

図表 橋梁点検フロー（いなべ市橋梁長寿命化修繕計画より）



(3) 上水道

① 基本情報

図表 上水道及び簡易水道の主要施設一覧

種別	総延長(km)	箇所数	計画水量・処理量(m ³ /日)	容量(m ³)
管路(総延長)	650	—	—	—
(送水管)	71	—	—	—
(導水管)	11	—	—	—
(配水管)	568	—	—	—
水源	—	20	29,522	—
配水池	—	28	—	26,091
浄水場	—	16	—	32,522
ポンプ施設	—	15	—	—

② 現状、課題及び今後の方向性

＜現状＞

- 施設管理の合理化や維持管理経費の削減等の経営努力を続けているものの、水道会計は厳しい状況にあります。
- 上水道の普及率は、100%と市内全域に供給できる体制となっています。
- 配水池等の基幹施設については、これまでに耐震化を推進してきましたが、耐震化の必要がある配水池が一部あります。
- 水源である山林の荒廃や設備等の老朽化により、安定した水質と水量の確保が困難な施設があります。

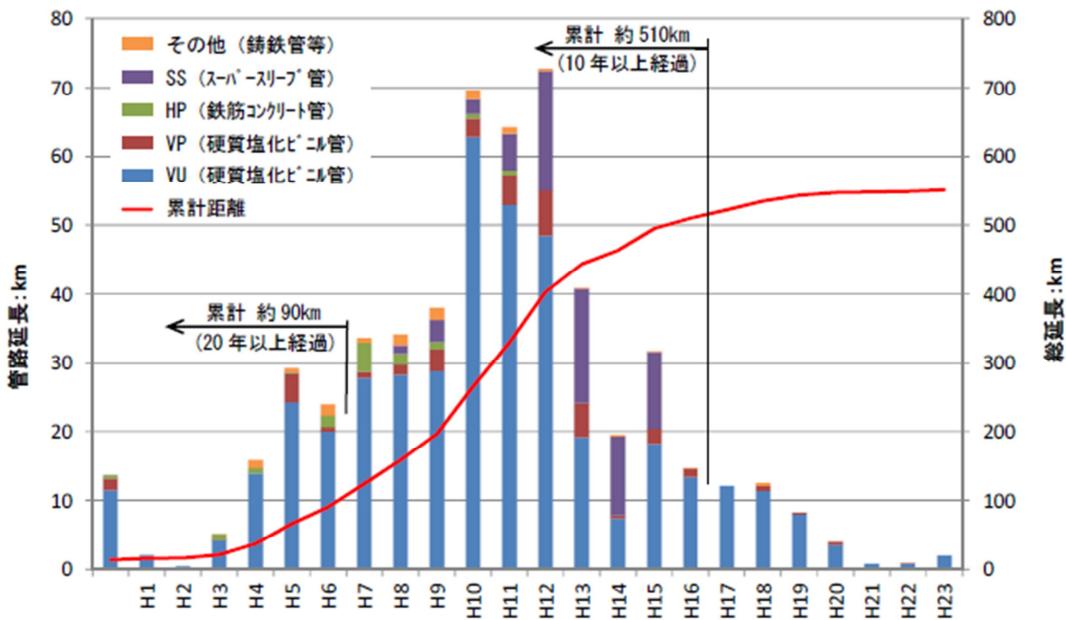
＜課題及び今後の方向性＞

- 「いなべ市水道ビジョン」（平成31年3月）及び「水道事業基本計画」の考え方との整合を図りつつ、上水道施設の適切な維持管理や整備を図ります。
- 上水道事業については、人口減少や節水意識の向上等による水需要や料金収入の減少を踏まえ、行政の果たすべき役割を見直すとともに、効果や効率性の観点等から所期の目的を達成したものや事業効果の薄れたものは、廃止・休止・縮小・簡素化等を検討します。
- 上水道施設の点検診断や施設経営については、必要性や有効性を考慮しつつ民間委託等を検討します。
- 老朽化した簡易水道施設を上水道へ統合するため、送水管や配水管工事等を実施していきます。上水道への統合によって、重複する施設を廃止することで維持管理経費の削減を図ります。
- 管路の老朽化にともない漏水が発生していることから、点検診断や修繕が必要となっています。既存管路の更新にあたっては、耐震管への切り替えを推進します。
- 点検診断の効率化や管路の長寿命化によるライフサイクルコストの低減が可能な手法を検討します。
- 災害等の非常時における対策マニュアルをより現実的な形態に修正する等、災害対応に向けた取組を推進します。

(4) 下水道

① 基本情報

図表 下水道の事業別年度別整備状況（いなべ市下水道ビジョンより）



② 現状、課題及び今後の方向性

＜現状＞

- 整備後 20 年以上経過した管路が 2 割程度となっており、これらは今後 30 年程度で法定耐用年数である 50 年を経過します。
- 農業集落排水は、昭和 63 (1988) 年度の整備開始から 33 年を経過し、老朽化に伴う更新・改築が必要になってきています。また、供用開始時期が集中しているため、今後、更新・改築等の更新時期の集中が想定されます。

＜課題及び今後の方向性＞

- 「いなべ市下水道ビジョン」（平成 27 年 3 月）の考え方との整合を図りつつ、下水道施設の適切な維持管理や整備を図ります。
- 人口減少等に伴い汚水量の減少が想定されることから、将来の需要予測に基づき、必要に応じて既存の整備計画の見直しを図ります。
- 12 地区ある農業集落排水区域のうち 4 地区を段階的に隣接する公共下水道へ取り込み、維持管理経費の削減を図ります。
- 市内住宅地のほぼ全域で公共下水道事業または農業集落排水事業を実施していますが、老朽化により更新が必要になっている施設があります。
- 災害時でも最低限の事業が継続できるよう管路の耐震化や体制構築に向けて取り組みます。
- 平成 31 年度から地方公営企業法の適用による企業会計へ移行済であり、固定資産台帳や財務書類等の活用により経営状況を明らかにし、より透明性が高い経営手法のもと、一層の基盤強化を図ります。
- 点検診断の効率化や管路の長寿命化によるライフサイクルコストの低減が可能な手法を検討します。

(5) その他インフラ施設等

本市では、本計画にて方向性を整理してきたインフラ施設以外に、以下のインフラ施設等を保有しております、今後類型ごとに方針を検討し適切な維持管理や更新に努めていくこととします。

図表 その他インフラ施設等の一覧

類型	対象となる施設等	現状と課題、今後の方向性等
トンネル	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> 供用中のトンネルは、麻生田墓下トンネル1箇所のみで、建設されて以来、100年以上が経過しています。今後老朽化が進むことで、通行者の安全確保が困難になることが予想されるため、個別修繕計画を策定し、定期点検を行い計画的な修繕を実施します。
道路附属物	道路灯 道路標識 道路法面・土木構造物 道路舗装	<ul style="list-style-type: none"> 道路ストックの総点検により、道路灯は1,052箇所のうち市道に設置された740基、道路標識102基、切土法面57箇所、盛土57箇所、擁壁92箇所、カルバート10箇所、主要幹線道路140路線(201.9km)の状況を把握しました。 点検結果より、老朽化の激しい道路附属物については、順次廃止や更新等を検討します。
河川	準用河川 80河川 72km 普通河川 111河川 113km	<ul style="list-style-type: none"> 近年の傾向として局地的な集中豪雨の発生等により、上流から多量の土砂等が流れ、準用河川、普通河川においても河床に土砂が堆積している状況がみられます。 定期及び日常のパトロールを実施することにより、不具合等を早期に発見し、維持管理経費の削減を図ります。 災害が発生した際には、現地の状況を把握し、国の補助金等を活用して復旧に努めます。
ため池	86箇所	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年(2021)年度から、市が管理するため池86箇所のうち、防災上重点農業用ため池の61箇所について、耐震調査等を随時実施していきます。
公園	77箇所 (都市公園、農業公園、児童公園、その他公園)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21(2009)年度に公園のあり方検討部会において、本市の公園72箇所(平成21年度時点)について、維持、処分、利用促進、地元調整による譲渡等の方向性を検討しました。 公園遊具については、将来的な修繕の実施主体や事故に対する責任の所在が明確になっていないものがあります。 当初の設置目的と相違があったり、役割を終えた公園については、譲渡や廃止等を検討します。
鉄道	営業キロ数:20.4km 輸送人員: 約200万人/年	<ul style="list-style-type: none"> 北勢線については、平成15(2003)年度から、近畿日本鉄道(株)に代わり、三岐鉄道(株)が事業者となり、現在に至っています。 設備の老朽化の対応として国の地域公共交通確保維持改善事業により設備の更新を図ることとし、国・県・沿線市町(四日市市・東員町)との協調補助により平成25(2013)年度から令和7(2025)年度まで支援を実施することとなっています。 「第2次いなべ市総合計画基本計画」において、鉄道利用者の向上に向けた施策を展開し、交流人口の増加を図るための取組を実施していくこととしています。
林道施設(橋梁)	43橋	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に実施した林道施設(橋梁)の点検結果に基づき個別施設計画を策定しました。 今後も5年サイクルで定期点検を実施します。

まとめ

今回、本計画の策定を通じて、公共施設等が抱える課題を整理するとともに、課題解決に向けた基本的な方向性を整理しました。今後は、公共施設等の維持管理、更新における課題解決に向け、以下の取組を行っていきます。

公共建築物については、複合化や統廃合、譲渡などの取組による総量の縮減や、運営形態の適正化等の検討を進め、適正配置計画や長寿命化計画等の個別計画の策定を検討します。また、将来にわたって市民のみなさんが必要とする機能を維持していくため、本市のみならず、周辺自治体や国、県、民間事業者との連携等を通じた創意工夫を図っていく手法を検討します。

インフラ施設については、市民生活に欠かすことのできないサービスを提供していることから、将来にわたって安心安全に利用していくため、計画的な維持管理、更新を将来にわたって持続するとともに、幹線道路の整備等、新たなニーズに応じた整備を検討します。インフラに関する取組は今後本格化することとなります。的確な現状把握と優先度に基づく計画的な更新を実施していきます。これによって、これまで以上に効率的、効果的に維持管理を行っていくとともに、将来の需要予測に基づく規模の適正化やダウンサイ징などの新たな取組についても検討していきます。

本市では、建物や道路等のハード整備を重視する考え方から、保有資産を最大限有効活用していくという、「ハードから機能重視」へと発想を転換し、市民の共通財産である公共施設等を将来にわたって持続可能な形で継承していくことを目指します。



いなべ市公共施設等総合管理計画

発行：いなべ市 平成28（2016）年3月

第1回改訂 令和2（2020）年1月

第2回改訂 令和2（2020）年7月

第3回改訂 令和2（2020）年9月

第4回改訂 令和4（2022）年3月

第5回改訂 令和6（2024）年5月

企画・編集： いなべ市 総務部 管財課

住所：三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

電話：0594-86-7791 FAX：0594-86-7867

行政改革アクションプラン 実施項目一覧

基本方針	施策	項目番号	実施項目(案)	担当課	5月23日	7月25日	8月22日
基本方針1 職員力と組織力の向上	(1) 挑戦と改革の視点を持った職員の育成	1	職員の育成による市民サービスの向上	職員課	P1		
		2	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上	職員課、関係各課	P2		
	(2) 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり	3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課		○	
		4	多様な働き方の実現	政策課	P3		
				職員課	P4		
				業務課	P5		
		5	RPA、BPRの推進	政策課、情報課	P6		
	(3) 業務改革による生産性の向上	6	電子化の推進による業務の効率化	会計課、関係各課		○	
				契約管理課		○	
		7	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	議事課、庶務課、 関係各課(政策課)	P7		
				情報課、関係各課	P8		
				法務課、関係各課	P9		
				監査事務局、 関係各課		○	
				資産税課		○	
		8	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務 課、生涯学習課、 関係各課		○	
	(2) 経常的な経費の抑制	9	効果的な予算編成業務	財政課		○	
		10	公用車の適正化	管財課、関係各課	P10		
		11	投開票事務の効率化	選挙管理委員会 事務局		○	
		12	補助金・負担金の総点検	政策課、関係各課		○	
		13	受益者負担の適正化(施設使用料・手数料)の総点検	政策課、関係各課		○	
基本方針II 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立	(3) 安定的な自主財源の確保	14	受益者負担の適正化(サービス利用料等)の総点検	政策課、関係各課		○	
		15	徴収率の維持・向上	納税課	P11		
				保険年金課	P12		
				介護保険課	P13		
				水道総務課	P14		
		16	特別徴収の推進	市民税課		○	
		17	市有財産の有効活用・処分	管財課、関係各課	P15		
		18	寄附金制度の有効活用	商工観光課	P16		
		19	効果的な資金運用	会計課、関係各課		○	
		20	特別会計の健全化	財政課、関係各課		○	

行政改革アクションプラン 実施項目一覧

基本方針	施策	項目番号	実施項目(案)	担当課	5月23日	7月25日	8月22日
の的基構で本築安方定針しⅢた行効政果的・ビ効率	(1) 行政サービスのデジタル化の推進	21	行政手続のオンライン化の拡充	情報課、関係各課	P17		
		22	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	情報課、市民課	P18		
	(2) 多様な主体との連携と協働	23	公民連携(PPP／PFI)事業の推進	政策課、関係各課	P19		
		24	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課		○	
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供	25	行政評価の効果的な運用	政策課		○	

行政改革アクションプラン

基本方針1 職員力と組織力の向上

(3)業務改革による生産性の向上

実施項目が位置付けられている
基本方針と施策を示しています。

項目番号

5

担当課

政策課

財政効果

○

実施項目

RPA、BPRの推進

取組により財政効果が表れる項目には「○」を記入しています。

目的

業務プロセスについて検証し、業務の効率化を図る。

取組概要

○パソコン上で行う定型的な事務作業を洗い出しを行い、RPAの利用拡大を推進し、業務全体の生産性の向上を図ります。これにより、職員が職員でなければならない業務に注力できる体制を構築する。

○特に定型的で業務量の多い業務(長時間労働)の検証(BPRの推進)を行い、改善・見直しを行います。取組の実施内容を年度ごとに表しています。必要に応じて見直しを行います。

実施内容

実施時期

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

1 BPR推進手法の検討

調査・研究

各部署での実施に向けた調整・検討

2 RPA等を活用した業務効率化

利用拡大に向けた調整

BPRの実施と併せて調整・検討

3

評価指標

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

BPR実施件数
(累計)

目標数値
実績数値

取組の評価指標を設定し、目標数値を年度ごとに表しています。必要に応じて見直しを行います。

(進捗に応じて
設定)

(進捗に応じて
設定)

効果額

効果額の捉え方

業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。

2 RPA操作シナリオの作成
件数(累計)

目標数値
実績数値

RPA 10件

RPA 15件

(調整・検討の進捗
に応じて設定)

調整・検討の進捗
に応じて設定

(調整・検討の進捗
に応じて設定)

財政効果を「○」としている項目については、取組による効果額とその捉え方を記載しています。

効果額

効果額の捉え方

業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。

参考

※BPR／ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。業務内容やその流れ(業務プロセス)を分析し最適になるよう設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。

※RPA／ロボティック・プロセス・オートメーションの略。パソコン上で行う定型的な事務作業をソフトウェアロボットが自動化する技術のこと。

基本方針1 職員力と組織力の向上

(1) 挑戦と改革の視点を持った職員の育成

項目番号	1	担当課	職員課	財政効果	—
実施項目	職員の育成による市民サービスの向上				
目的	多様化・複雑化する行政課題に的確に対応するために、自律的に行動し自ら成長する職員を育成することで、市民サービスの向上につなげる。				
取組概要	<p>いなべ市人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりがキャリアプランを持ち自律的に取り組めるよう次の取り組みを実施する。</p> <p>○職員自身が、職務経験及び自身の職務遂行状況、能力、適性を把握することにより、適切な人事配置や能力開発ができるよう支援する。</p> <p>○キャリア形成(自己申告制度の充実:複数職場の経験)を通して、挑戦と改革の視点を持った職員の育成をする。</p>				
主な事業	<p>○職員人事管理事務 ○自治研究センター事業</p>				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 育成型ジョブ・ローテーションの実施によるキャリア形成支援 (対象:主事級職員)		自己申告制度の見直し・実施		検証・見直し・実施	
2 キャリアプランの作成支援		研修方法等の検討	実施・検証		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 キャリアプランのある職員率	目標数値	—	令和8年度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上
	実績数値				
参考		<p>・R8度までに「キャリアデザイン研修」※を実施し、その後の自己申告書における「キャリアプラン」記入者の率を目標数値とする。</p> <p>・R8度までに見直した自己申告制度について、R11度に職員アンケート実施により検証し必要に応じて見直す。</p> <p>※キャリアデザイン研修／労働者が自身の経験を振り返って自身への理解を深め、これからのお仕事人生を設計するための研修</p>			

基本方針1 職員力と組織力の向上

(1) 挑戦と改革の視点を持った職員の育成

項目番号	2	担当課	職員課、関係各課	財政効果	—
実施項目	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上				
目的	多様化・複雑化する行政課題に効果的かつ効率的に対応するため、組織横断的な課題共有及び意見交流の促進により協働の意識を醸成し、組織としての対応力の向上を図る。				
取組概要	<p>「いなべ市人材育成基本方針」(R8.4月改定予定)に基づき、組織横断的な交流機会を設け、相談・連携し合えるネットワークづくりを行い、協働の意識醸成を図る。</p> <p>○組織横断的な交流研修等を開催する。</p> <p>○組織横断的な課題検討等の会議を開催する。</p>				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 組織横断的な交流研修等の開催		実施・検証			
2 組織横断的な課題検討会議等の開催		部門長向け実施 所属長向け実施 管理職以外の職員向け実施			
3 働きがいアンケートの実施		実施・検証			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 2 3	働きがいを感じる職員率	目標数値	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上
		実績数値			前年度以上
参考		取組の効果は、自己申告時に「働きがいアンケート」を実施し、働きがいを「感じる」、「やや感じる」と回答した職員率で効果測定する。 R7度に実施した結果を基にR8以降の目標数値を定める。			

基本方針1 職員力と組織力の向上

(2) 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり

項目番号	4	担当課	政策課	財政効果	—
実施項目	多様な働き方の実現				
目的	組織力の向上のため、課題に対する早期対策、早期解決を図る。				
取組概要	<p>○全職員に対して、働き方改革による改善意見提案の実態把握を行い組織の課題を可視化する。</p> <p>○可視化した組織の課題は、業務運営検討委員会をはじめ、管理職が先頭に立ち課題解決に向けた取組を実施し、職員が能力を発揮しやすい職場環境づくりを行う。</p>				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	課題の早期対策、早期解決	調整検討実施	調整検討実施	調整検討実施	調整検討実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	働き方改革による改善意見提案に係る改善取組の進捗率	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績数値				
参考		働き方改革による改善意見提案に係る改善取組の進捗率は、改善提案の総数に対して、改善又は改善の方向性の道筋がついた割合とする。			

基本方針1 職員力と組織力の向上

(2) 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり

項目番号	4	担当課	職員課	財政効果	—
実施項目	多様な働き方の実現				
目的	職員一人ひとりの状況に応じた多様な働き方を実現することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、職員の意欲を高め、生産性の向上を図る。				
取組概要	<p>職員一人ひとりが、働きながらも生活を充実させられるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>○時差勤務制度、フレックスタイム制度、テレワーク制度などの調査研究を進め、多様な働き方を支援する。</p>				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 時差勤務制度の拡大		検討	検討結果を踏まえた対応		
2 フレックス勤務制度の導入		検討	検討結果を踏まえた対応		
3 テレワーク制度の推進		実施・検討			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 テレワーク制度 活用率	目標数値	R7度実績を基に 設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績数値				
参考		自己申告時にテレワーク制度活用についてアンケート調査し活用率で効果測定する。			

基本方針1 職員力と組織力の向上

(2) 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり

項目番号	4	担当課	業務課	財政効果	—
実施項目	多様な働き方の実現				
目的	障がい者に適した庁内業務の受注調整などにより、年間を通して安定した作業量を確保することで雇用の維持・拡大を図る。				
取組概要	<p>法定雇用率(R8年7月3.0%)を上回る状態を維持する必要があるため、職員課と連携し業務課が雇用の受け皿となって取り組む。</p> <p>○本人の意思を尊重しながら業務の種類や方法をコーディネートする。 ○従事できる作業等を受注業務から切分けたり、新規に探したりして、業務量を確保する。 ○各障がい者の特性を理解し支援担当職員と共有する。 ○新規採用候補者があれば職員課と連携し、業務体験等を実施しながら業務環境を整えていく。</p>				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 受注業務量の維持確保		実施			
2 障がい者の特性の理解と共有		実施			
3 新規採用候補者の就業体験等実施		実施			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 2 3	障害者雇用促進法による法定雇用率	目標数値	3.35%	3.35%	3.35%
		実績数値			
参考		※障害者雇用促進法による法定雇用率 R8年7月 3.0% いなべ市 R7年4月現在 3.35%			

基本方針1 職員力と組織力の向上

(3) 業務改革による生産性の向上

項目番号	5	担当課	政策課、情報課	財政効果	○	
実施項目	RPA、BPRの推進					
目的	業務プロセスについて検証し、業務の効率化を図る。					
取組概要	<p>○パソコン上で行う定型的な事務作業の洗い出しを行い、RPAの利用拡大を推進し、業務全体の生産性の向上を図る。</p> <p>○特に定型的で業務量の多い業務(長時間労働が多い業務)などを対象として、業務プロセスの検証(BPRの推進)を行い、改善・見直しを行うことで業務の効率化を図る。</p>					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	RPA等を活用した業務効率化	利用拡大に向けた調整		各部署での実施に向けた調整・検討		
2	BPR推進手法の検討	調査・研究		BPRの実施と併せて調整・検討		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	RPA操作シナリオの作成件数(累計)	目標数値	RPA 10件	RPA 15件	(調整・検討の進捗に応じて設定)	
		実績数値			(調整・検討の進捗に応じて設定)	
効果額						
		業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。				
2	BPR実施件数(累計)	目標数値	—	—	(調整・検討の進捗に応じて設定)	
		実績数値			(調整・検討の進捗に応じて設定)	
効果額						
		業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。				
参考		<p>政策課の役割／先進事例を確認し、原課との間でRPA、BPRの推進調整</p> <p>情報課の役割／原課との間でRPA、BPRの実施</p> <p>RPA／ロボティック・プロセス・オートメーションの略。パソコン上で行う定型的な事務作業をソフトウェアロボットが自動化する技術のこと。</p> <p>BPR／ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。業務内容やその流れ(業務プロセス)を分析し最適になるよう設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。</p>				

基本方針1 職員力と組織力の向上

(3) 業務改革による生産性の向上

項目番号	7	担当課	議事課・庶務課、 関係各課(政策課)	財政効果	○
実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進				
目的	新たな技術やサービスの導入により、内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。				
取組概要	○他自治体の導入事例などを参考にしながら、AI会議録作成システムを使って、会議録作成を効率的に行う。 ○一般質問、代表質問、総括質疑の通告書の取扱いについて、新たな技術の導入を検討し、答弁書作成における効率化を行う。				
主な事業	○議会事務局事業 ○議会議員報酬事務				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 生成AIの活用		検討	検討結果を踏まえた対応		
2 新たな技術やサービスの導入		検討	検討結果を踏まえた対応		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	新たな技術の導入件数	目標数値	1件	(調査・研究の進捗に応じて設定)	(調査・研究の進捗に応じて設定)
		実績数値			
2	効果額				
	効果額の捉え方		業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。		
参考					

基本方針1 職員力と組織力の向上

(3) 業務改革による生産性の向上

項目番号	7	担当課	情報課、関係各課	財政効果	○	
実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進					
目的	新たな技術やサービスの導入により、内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。					
取組概要	○生成AIの活用を推進するとともに、利用に関するガイドラインの見直し等を進める。 ○BIツール等を活用したEBPMの推進について、他自治体の導入事例などを参考にしながら、調査・研究を行う。					
主な事業	○情報管理体制充実事業 ○基盤インフラ整備事業 ○情報処理システム保守事業 ○システム更新・改修事業 ○情報セキュリティ対策事業 ○自治体DX推進事業 ○住民情報処理システム保守事業 ○認定審査会情報システム保守事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	生成AIの活用	運用	運用結果を踏まえた対応			
2	EBPMの推進	調査研究				
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	新たな技術の導入件数	目標数値	100件	(運用結果を踏まえて設定)	(運用結果を踏まえて設定)	(運用結果を踏まえて設定)
		実績数値				
	効果額					
	効果額の捉え方		業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。			
2	新たな技術の導入件数	目標数値	—	—	—	—
		実績数値				
	効果額					
	効果額の捉え方		業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。			
参考		生成AI／既存のデータを分析して予測や分類を行う従来のAIとは異なり、新しいコンテンツ(テキスト、画像、音声など)を自立的に生成するAIの一種のこと。 BIツール(ビジネスインテリジェンスツール)／企業が持つさまざまなデータを分析、見える化して、業務に役立てるソフトウェアのこと。 EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)／政策立案において、経験や直感ではなく、「客観的なデータやエビデンスを重視し、それに基づいて政策・評価する手法のこと。				

基本方針1 職員力と組織力の向上

(3) 業務改革による生産性の向上

項目番号	7	担当課	法務課、関係各課	財政効果	—
実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進				
目的	内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。				
取組概要	○紙面により収受、起案、決裁等を行っている事務を精査し、電子決裁への移行の可否を検討・分類整理した上で、収受、起案、決裁等の事務の電子化を推進する。				
主な事業	○情報公開・個人情報保護審査会事業 ○法制執務支援事業 ○文書管理支援事業 ○行政不服審査会事業				
実施内容	実施時期				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	電子決裁の推進	運用	電子決裁の推進		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	電子決裁率	目標数値	検討・分類整理 (取組の効果を踏まえ設定)	(取組の効果を踏まえ設定)	(取組の効果を踏まえ設定)
		実績数値			
参考		電子決裁率 ①決裁総数に対する電子決裁数 ②収受総数に対する電子収受数			

基本方針2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

(2) 経常的な経費の抑制

項目番号	10	担当課	管財課、関係各課	財政効果	○	
実施項目	公用車の適正化					
目的	公用車の保有台数の適正化に取り組み、維持管理経費の削減を図る。					
取組概要	○公用車の台数削減に向けた精査を更に進め、維持管理経費の削減を図る。 公用車について、令和8年度に使用状況を精査し、令和9年度に効率の良い利用と保有台数の適正化に向けた道筋を検討。この結果を受けて、令和10年度から令和12年度にかけて適正化をする。					
主な事業	○公用車管理事業 ○公用車購入事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	公用車の保有台数の適正化等に向けた取組		使用状況の精査	適正化の検討	適正化	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	公用車の保有台数(年度末)	目標数値	—	—	(検討結果を踏まえ設定)	
		実績数値			(検討結果を踏まえ設定)	
効果額						
効果額の捉え方		公用車の台数削減による維持管理費の削減額を効果額とする。 公用車の売却等の実績額を効果額とする。 公用車の管理方法の見直しに伴う歳出抑制額を効果額とする。				
参考		公用車／全職員が共有して使用する公用車や各部署がその専門性に応じて限られた職員のみが使用する特定車、業務車両等など市が業務で使用する車両。				

基本方針2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

(3) 安定的な自主財源の確保

項目番号	15	担当課	納税課	財政効果	○
実施項目	徴収率の維持・向上				
目的	税や保険料等の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。				
取組概要	○電子納付環境の拡充により納税者等の利便性の向上を図る。 ○滞納者には電話・文書等で納付を促すとともに、個別・具体的な実情に即した効果的な滞納整理を行う。				
主な事業	○固定資産評価審査委員会事務 ○三重地方税管理回収機構事業 ○市税収納事務 ○滞納整理事務				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 徴収率向上の取組		実施			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	徴収率（市税）	目標数値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
		実績数値			
	効果額（一般会計）				
効果額の捉え方		徴収率が前年度実績と同率だった場合と比較した歳入増分を効果額とする。			
参考					

基本方針2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

(3) 安定的な自主財源の確保

項目番号	15	担当課	保険年金課	財政効果	○
実施項目	徴収率の維持・向上				
目的	税や保険料等の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。				
取組概要	○電子納付環境の拡充により納税者等の利便性の向上を図る。 ○滞納者には電話・文書等で納付を促すとともに、個別・具体的な実情に即した効果的な滞納整理を行う。 ○各担当課で所管する市債権の徴収を必要に応じて納税課で引き継ぐことにより、一元的・効率的に徴収を行う。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 徴収率向上の取組		実施			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	徴収率(国保、後期)	目標数値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
		実績数値			
	効果額(一般会計)				
効果額の捉え方		徴収率が前年度実績と同率だった場合と比較した歳入増分を効果額とする。			
参考					

基本方針2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

(3) 安定的な自主財源の確保

項目番号	15	担当課	介護保険課	財政効果	○
実施項目	徴収率の維持・向上				
目的	税や保険料等の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。				
取組概要	○電子納付環境の拡充により納税者等の利便性の向上を図る。 ○滞納者には電話・文書等で納付を促すとともに、個別・具体的な実情に即した効果的な滞納整理を行う。				
主な事業	○介護保険賦課徴収事務				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 徴収率向上の取組		実施			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	徴収率（介護）	目標数値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
		実績数値			
	効果額（一般会計）				
効果額の捉え方		徴収率が前年度実績と同率だった場合と比較した歳入増分を効果額とする。			
参考					

基本方針2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

(3) 安定的な自主財源の確保

項目番号	15	担当課	水道総務課		財政効果	○		
実施項目	徴収率の維持・向上、適正な債権管理							
目的	○使用者負担の公平性を保ちつつ、安定的に事業を継続するため財源の確保を図る。							
取組概要	○収納方法について検証を行い、DX等を活用した収納環境の整備を推進する。 ○債権の種類や特性等に即した適正な債権管理と回収を行う。 ○長期又は悪質な未納者に対して給水停止処分等を実施する。							
主な事業	-							
実施内容		実施時期						
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	徴収率向上の取組	実施						
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	徴収率（水道料金）	目標数値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上		
		実績数値						
	効果額（水道事業会計）							
効果額の捉え方		徴収率が前年度実績と同率だった場合と比較した歳入増分を効果額とする。						
2	徴収率（下水道料金）	目標数値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上		
		実績数値						
	効果額（下水道事業会計）							
効果額の捉え方		徴収率が令前年度実績と同率だった場合と比較した歳入増分を効果額とする。						
参考		徴収率の基準日は、5月31日とする。						

基本方針2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

(3) 安定的な自主財源の確保

項目番号	17	担当課	管財課、関係各課	財政効果	○	
実施項目	市有財産の有効活用・処分					
目的	市有財産の貸付等や未利用市有地の売却等により、歳入の確保に努めるとともに、維持管理経費の抑制を図る。					
取組概要	○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有状況(権利関係を含む。)を明確にし、市の保有土地及び施設の有効活用又は処分の検討する。 ○未利用市有地の売却や有効活用を検討する。 ○市有財産について、民間事業者への貸付等により歳入の確保に努めるとともに、所有し続ける市有地の維持管理経費の抑制を図る。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1 市有財産の有効活用		調査・検討・実施				
2 未利用市有地等の売払いの推進		調査・検討・実施				
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	市有財産の新規貸付等による効果額	目標数値	前年度実績を基に設定する	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
		実績数値				
	効果額					
		民間事業者への貸付等による歳入増・歳出抑制額を効果額とする。				
2	未利用市有地等の売却実績額	目標数値	前年度実績を基に設定する	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
		実績数値				
	効果額					
		未利用市有地等の売却実績額を効果額とする。ただし、売却に伴い発生する超過交付返還金等による歳出増分を差し引く。				
参考						

基本方針2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

(3) 安定的な自主財源の確保

項目番号	18	担当課	商工観光課	財政効果	○
実施項目	寄附金制度の有効活用				
目的	ふるさと納税制度を活用し、市を応援していただける方からの寄附を広く募る。				
取組概要	「ふるさとを応援したい」、「ふるさとへ貢献したい」という気持ちをもつ納税者が、ふるさとと思う地方公共団体に寄附を行った場合、個人住民税からその1割程度を上限として、寄附金額を控除する寄附金税制で、納税された方に対し、納税額に応じた返礼品を送付する。				
主な事業	○ふるさといなべ応援事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					令和12年度
1	返礼品発送件数	返礼品の選定、寄附の受け入れ、令状等の送付			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	返礼品発送件数	目標数値	2,400件	2,500件	2,600件
		実績数値			2,700件
		効果額			2,800件
効果額の捉え方		返礼品や寄附募集サイトの拡充を行うことで、返礼品の発送件数を増加させることで、地域の産業振興を図る。			
参考					

基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

(1) 行政サービスのデジタル化の推進

項目番号	21	担当課	情報課、関係各課		財政効果	○		
実施項目	行政手続のオンライン化の拡充							
目的	オンラインによる行政手続を拡充し、市民や事業者の利便性向上を図る。							
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者がデジタル化の恩恵を享受できるよう、受付件数が多い手続を中心に、マイナポータルのびったりサービスや民間ツールを活用した行政手続のオンライン化を積極的に進める。 ○行政手続のオンライン化と併せ、デジタル活用に不安がある方にデジタルデバイド解消に向けた取組を国の事業等を活用し行う。 							
主な事業	-							
実施内容		実施時期						
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	行政手続のオンライン化	検討・実施						
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	行政手続きのオンライン化数	目標数値	500件	550件	600件	650件		
		実績数値						
	効果額							
効果額の捉え方		取組によって削減された業務時間数を算出し、それに応じた人件費削減分を効果額とする。						
参考								

基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

(1) 行政サービスのデジタル化の推進

項目番号	22	担当課	情報課、市民課		財政効果	○		
実施項目	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上							
目的	窓口業務におけるマイナンバーカードの活用を促進し、行政サービスの利便性向上を図る。							
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカードを活用したフロントヤード改革の調査・研究を行う。 ○マイナンバーカードの取得促進と利便性の周知によりコンビニエンスストアでの証明書等の交付促進を行う。 ○事務手数料の支払いにおけるキャッシュレス決済の利用促進を行う。 							
主な事業	○戸籍住民基本台帳事務							
実施内容		実施時期						
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	フロントヤード改革の調査・研究	周知の推進 利活用に向けた調査・研究 						
2	マイナンバーカードの活用促進	周知の推進 利活用に向けた調査・研究 						
3	キャッシュレス決済等の促進	検討・実施・検証 						
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	—	目標数値	—	—	—	—		
		実績数値						
2	コンビニエンスストアでの交付枚数 (戸籍証明・住民票・印鑑証明・戸籍附票)	目標数値	18,000枚	19,000枚	20,000枚	21,000枚		
		実績数値						
効果額								
効果額の捉え方		交付枚数の増加により、減少した来庁者数に応じた人件費削減分を財政効果額とする。						
3	キャッシュレス決済の利用件数 (単年度)	目標数値	850件	900件	950件	1,000件		
		実績数値						
効果額								
効果額の捉え方		削減された現金収納や集計に係る業務時間数に応じた人件費削減分を財政効果額とする。						
参考		フロントヤード改革／行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取組のこと。						

基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

事務事業なし

項目番号	23	担当課	政策課、関係各課	財政効果	○	
実施項目	公民連携(PPP/PFI)事業の推進					
目的	民間のアイデアやノウハウを活用するなど、サービスの向上と事業コストの軽減を図る。					
取組概要	<p>○官民連携手法の調査・研究(具体的には、民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、市民協働、協定など)を通し、最も効果的で効率的なサービスの担い手になり得るのかの検討を実施する。</p> <p>○公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る。</p>					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	公民連携手法の調査・研究に基づく対応	官民連携手法の調査・研究	調査・研究に基づく対応			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	公民連携事業の数	目標数値	—	—	(進捗に応じて設定)	
		実績数値			(進捗に応じて設定)	
効果額					(進捗に応じて設定)	
効果額の捉え方		公民連携による歳入確保と経費削減の額を効果額とする。				
参考						

行政改革・事務事業調査シート
項目番号 1(資料1 P1)

担当課	事務事業名	事業実施の背景	事業目的	全体事業概要	今年度の事業内容	成果指標・活動指標の設定			令和8年度	令和9年度	令和10年度
						指標名	指標の説明・目標値の設定方針	単位	目標値	目標値	目標値
総務部 職員課	職員人事管理事務	自立した自治体経営のためには、より良い人材の確保と、人材育成により職員個々の能力を発揮させる人事管理を行つ。人材を経営資源の1つと捉え、より良い人材を確保するとともに、人材育成を行い一人ひとりの能力を発揮させる人事管理を行つ。	①より良い人材を幅広く求める職員採用試験を実施する。②職員の能力開発や伸長を図る研修を充実させる。③職員の意欲向上と公務能率増進を図るため、優れた事業や成績を収めた組織等を表彰する。④職員のモチベーションを高め、組織全体の公務効率の向上につなげるため、人事管理制度の運用を強化する。	職員採用試験の実施 研修計画の策定、市単独研修の実施、研修派遣 職員表彰の実施	キャリアプランのある職員率	・R8度までに「キャリアデザイン研修」※を実施し、その後の自己申告書における「キャリアデザイン」記入者の率を目標数値とする。 ・R8度までに見直した自己申告制度について、R11度に職員アンケート実施により検証し必要に応じて見直す。	%	-	令和8年度実績を基に設定する	前年度以上	
総務部 総務課	自治研究センター事業	三重県地方自治研究センター運営への支援が必要である。	三重県地方自治研究センター運営への支援を行つ。	運営経費の一部負担。	運営経費の一部負担。	三重県地方自治研究センター運営	運営経費の一部負担。	%	100	100	100

行政改革・事務事業調査シート

項目番号 7(資料1 P7~9)

担当課	事務事業名	事業実施の背景	事業目的	全体事業概要	今年度の事業内容	成果指標・活動指標の設定			令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
						指標名	指標の説明・目標値の設定方針	単位	目標値	目標値	目標値
議会事務局 庶務課	議会事務局事業	市議会は合議制の機関として、市民の負託と信頼に応える役割と責任を負っているため、活動を補助する必要がある。	合議制の機関として、公平かつ適正な議論が尽くされるよう、議会の活動を補助し市政発展を図る。	・各種研修の実施【先進地視察、機能強化を図るための研修】 ・政務活動費の交付【30,000円*12ヶ月・議員定数】 ・いなべ市議会だよりの発行【年4回】 ・インターネットによる会議録の閲覧及び本会議の中継、録画配信 ・エフエムによる本会議の録音放送	議会の活動を活性化させ、市政の発展を図る。	政務活動費の交付	議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し正確かつ適正に政務活動費を交付する。	%	100	100	100
議会事務局 庶務課	議会議員報酬事業	条例に基づく議員報酬及び議員期末手当の支給並びに市議会議員共済会から示された負担金を納付する必要がある。	議員報酬及び期末手当の支給並びに、市議会議員共済会から示された負担金を適正に納付する。	・市議会議員共済会から示された負担金の納入 【5月・8月・11月・12月】 ・議長、副議長、議員に対して議員報酬を支給する 【毎月】 ・議長、副議長、議員に対して期末手当を支給する 【6月・12月】	毎月の議員報酬、6月、12月の議員期末手当の支給、5月、8月、11月、12月の共済会負担金を納付する。	市議会議員共済負担金納入・議員報酬支給	負担金の納付、議員報酬の支払いを正確かつ確実に行う。	%	100	100	100
企画部 情報課	情報管理体制充実事業	日々進歩する情報技術に対して、積極的に情報収集を行い、ICT技術に対応できる職員の育成が必要である。	情報管理に関する研修や新しいICT技術の展示会、セミナー等に参加することで、システム等の見極めができる職員の育成を行なう。	情報担当職員やシステムを導入している部署の職員が情報収集や研修に参加する。	情報技術研修への参加	研修等への参加回数	新しい技術等の知見を広げるための研修会等への参加	回	10	10	10
企画部 情報課	基盤インフラ整備事業	情報に対する完全性や可用性を考慮した機器選定及びネットワーク構成の整備が必要である。	故障や災害が発生した場合などに備え、機器及びネットワーク構成の冗長化を行い、復旧時間の短縮ができるよう管理を実現する。	パソコン、サーバー、ネットワーク等機器更新及び故障時の修理対応やネットワークの保守管理を行う。	情報機器の維持管理 ネットワークの保守管理 行政及び学校用パソコン等の機器更新	システム保守体制整備率	システムの安定稼働を担保する運用管理を実施	%	100	100	100
企画部 情報課	情報処理システム保守事業	効率的な行政の構築を目指し、高品質な行政システムの構築及び保守管理が必要である。	機器の故障やシステム障害が発生した場合に備え、復旧時間の短縮ができるよう保守管理を実現する。	情報処理システムの安定的な稼働を確保するため、システム運用保守を実施し、適正な運用管理を行う。	情報処理システム保守管理	システム保守体制整備率	システムの安定稼働を担保する運用管理を実施	%	100	100	100
企画部 情報課	システム更新・改修事業	効率的な行政の構築を目指し、高品質な行政システムの構築及び保守管理が必要である。	安心で快適な市民サービスを安定的に提供するため、システムの構築、更新又は改修を実施し、行政事務の効率性及び正確性を実現する。	業務の効率化、経費削減、システムの安定稼働等を考慮したシステム構築等を行なう。	システムの構築、更新、改修等	システムの更新、改修実施率	行政サービスを安定的に提供するため、実施する	%	100	100	100
企画部 情報課	情報セキュリティ対策事業	ワルス感染、不正アクセス、情報漏えい等の被害に合った場合でも、被害を最小限に抑える対策が必要である。	安全な情報管理を行なうため、セキュリティ対策を強化し、行政事務の正確性及び信頼性等を実現する。	システム及びネットワークの安定的な稼働を確保するため、システム運用支障、情報セキュリティ対策を実施し、適正な運用管理を行う。	ワルス対策システム保守管理 セキュリティソフトライセンス更新	システム保守体制整備率	システムの安定稼働を担保する運用管理を実施	%	100	100	100
企画部 情報課	自治体DX推進事業	国の「デジタル・ガバメント実行計画」に基づきデジタル市役所の推進が必要である。また、SDGsの観点からもデジタル社会の構築が必要である。	市民誰もが便利で生活の豊かさを実感できるデジタル市役所、デジタル社会を実現する。	各業務のシームレスなデジタル化及び行政サービスのオンライン化に向けた計画、立案、構築を行なう。	システム及びサービスの構築等	新規サービス導入に向けた検討数	業務のデジタル化及び行政サービスのオンライン化の実現に向けた検討を実施	件	5	5	5
福祉部 介護保険課	住民情報処理システム保守事業	平成12年に介護保険法が施行されて以降、市町村に介護保険事業の実施にかかる事務処理が義務付けられた。	介護保険電算システムサポート及び保守管理により、介護保険事業が適正かつ迅速に行える環境を整備、維持する。	介護保険電算システムサポート及び保守管理により、介護保険業務の電算化による資格記録管理、賦課徴収業務、給付管理業務等を適切かつ迅速に行なう。	介護保険電算システムサポート及び保守管理により、介護保険業務の電算化による資格記録管理、賦課徴収業務、給付管理業務等を適切かつ迅速に行なう。	システム保守状況確認回数	システムの保守状況を確認し、委託料を支払った回数	回	12	12	12
福祉部 介護保険課	認定審査会情報システム保守事業	平成12年に介護保険法が施行されて以降、市町村に介護保険事業の実施にかかる事務処理が義務付けられた。	介護認定審査会の実施にかかる事務の効率的かつ円滑な運用を行うため、審査会電算システムの保守管理を行う。	介護認定審査会の実施にかかる審査データの一元化を行い、審査資料の作成、一次判定・二次判定等の業務が効率的かつ円滑に運用できるよう、審査会電算システムの保守管理を行う。	介護認定審査会システムの機器保守管理を行う。	システム保守状況確認回数	システムの保守状況を確認し、委託料を支払った回数	回	12	12	12
企画部 法務課	情報公開・個人情報保護審査会事業	情報公開条例、個人情報保護法等の規定に基づき、実施機関の諮詢に応じて審査を行なう機関として、情報公開・個人情報保護審査会を置く。	実施機関が審査請求を受けたときに諮詢することとなっている審査会の運営を行う。	審査会審査会設置条例に基づき、公文書の公開の請求に対する決定及び個人情報の開示又は訂正等の請求に対する決定に関する審査請求があつた場合に実施機関の諮詢に応じて審議を行う。 ※参考: いなべ市議会規則公文書の開示請求の手続	諮詢から答申までおおむね3回程度の会議を開催し、附属機関として意見をまとめて答申を作成し、実施機関へ送付するとともに、一般に公表する。	諮詢に対する答申の件数	審査会からの諮詢について、審査会で審議を行い、答申する。	%	100	100	100

行政改革・事務事業調査シート

項目番号 7(資料1 P7~9)

担当課	事務事業名	事業実施の背景	事業目的	全体事業概要	今年度の事業内容	成果指標・活動指標の設定			令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
						指標名	指標の説明・目標値の設定方針	単位	目標値	目標値	目標値
企画部 法務課	法制執務支援事業	地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。	例規制定改廃、例規集管理、文書事務、法律相談支援及び争訟に適切に対応する。	・市の例規集の管理を行う。 ・市例規等の制定改廃時にその内容を審査する。 ・法令等の解釈に関して、調査し、意見を述べる。 ・具体的な法律上の問題について、顧問弁護士へ照会するなどして対応する。	○例規集の管理及び法制執務研修の法制支援業者への委託○文書作成、法令解釈に必要な参考図書（システム使用を含む。）の購入○法律顧問（弁護士）契約	例規集システムの更新回数	例規集システムを更新し、市民及び市職員による市例規の閲覧を可能とする。	回	4	4	4
企画部 法務課	文書管理支援事業	現在及び将来の市民に対する説明責任を果たし、市政の透明性を高めるとともに市民共有の財産である公文書を適切に管理する必要がある。	行政文書等の適正な管理を行い、もつて行政事務を適正かつ効率的に運営する。	文書の管理の方法であるファーリングシステムによって公文書の発生から廃棄まで適切に管理する。 ファーリングシステムに関する専門的知識を学ぶため行政文書管理アカデミーへ職員を派遣する。	○文書管理に必要なキャビネット、個別フォルダ及び各種ラベルの購入○文書廃棄業務の委託○行政文書管理アカデミーへ職員の研修派遣	機密文書の廃棄処理の回数	文書の収受から廃棄に至るまでの過程（整理、保管、移替え、引継ぎ、保存）を適正に行う。	回	1	1	1
企画部 法務課	行政不服審査会事業	行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、市長の附属機関としていなべ市行政不服審査会を置く。	審査庁が審査請求について審理員の意見を踏まえ裁決をしようとするときに諮問することとなっている審査会の運営を行う。	審査会は、行政不服審査法に基づき、行政処分（不作為を含む。）に関する審査請求があった場合に審査庁の諮問に応じて審議を行い、意見をまとめ答申する。	諮問から答申までおおむね3回程度の会議を開催し、附庸機関として意見をまとめ答申を作成し、実施機関へ送付するとともに、一般に公表する。	諮問に対する答申の件数	審査庁からの諮問について、審査会で審議を行い、答申する。	%	100	100	100

行政改革・事務事業調査シート

項目番号 10(資料1 P10)

担当課	事務事業名	事業実施の背景	事業目的	全体事業概要	今年度の事業内容	成果指標・活動指標の設定			令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
						指標名	指標の説明・目標値の設定方針	単位	目標値	目標値	目標値
総務部 管財課	公用車管理事業	総括的管理により、保有する車を効率的に利用する必要がある。	保有する車を効率的に利用するため総括的管理を行う	・公用車の維持管理(車検・修理等) ・自動車損害共済の加入 ・交通安全管理者の配置	公用車の自動車損害共済への加入 公用車の維持管理(車検・修理等)	公用車稼働率	公用車使用日数／開庁日数	%	93	94	95
総務部 管財課	公用車購入事業	公用車買替計画に基づき車両の更新を行う。	公用車買替計画に基づき車両の更新を行う。	公用車の車両状況を把握し、適切に車両更新を行う。更新の際は、地域温暖化対策のため、環境配慮型車両を購入する。	公用車買替計画に基づき車両の更新を行う。	公用車数	安全な運行を確保するため、老朽化した車両の更新を行う。また環境配慮型車両の導入により、CO ₂ 排出削減及び燃料費の削減を図る。	台	41	41	41
福祉部 介護保険課	公用車管理事業	要介護認定にかかる訪問調査を円滑かつ効率的に実施するため、専用車両を担当課で管理する必要がある。	要介護認定にかかる訪問調査の専用車両を単独(担当課)で管理し、訪問調査業務を円滑かつ効率的に実施する。	要介護認定にかかる訪問調査を円滑かつ効率的に実施するため、専用車両を単独(担当課)で管理し、訪問調査業務を円滑かつ効率的に実施する。	要介護認定にかかる訪問調査のための専用車両を単独(担当課)で管理する。	整備回数	専用車両の車検整備及び故障等にかかる修繕回数	回	2	2	2

行政改革・事務事業調査シート
項目番号 15(資料1 P11~14)

担当課	事務事業名	事業実施の背景	事業目的	全体事業概要	今年度の事業内容	成果指標・活動指標の設定			令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
						指標名	指標の説明・目標値の設定方針	単位	目標値	目標値	目標値
総務部 納税課	固定資産評価審査委員会事務	固定資産税課税価格に関する納税者の疑念を晴らす必要がある。	固定資産税課税価格が適正か、第三者委員会の審査により、固定資産税に関する信頼を確保する。	固定資産課税台帳の登録価格について不正確がある場合、その賦課決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができる。審査の申し出があった場合、審査を依頼し、却下、棄却、認容の決定を仰ぐ。	不服申し立てに応じて固定資産評価審査委員会を開催する。	審査申し立てに対する未処理件数	審査の申出に対し、適正な審査を行う。	件	0	0	0
総務部 納税課	三重地方税管理回収機構事業	県内市町の滞納整理においては、差押処分をしている団体・していない団体が混在し、このような状況を放置すると、税に対する信頼が損なわれる。	県内市町及び県が連携し、広域的な徴収体制をつくり、滞納額を縮減・徴収体制の強化を図る。	県内市町職員及び県職員が市町民税・個人県民税について、関係市町から引き受けた事業に対する滞納処分を行ったために地方自治法第284条第2項に基づいて設立した「三重地方税管理回収機構」に対して負担金を支払う。	滞納処分及び徴収のノウハウを習得する。	適正に支払った割合	一部事務組合を運営していくため、構成自治体として負担金を支払い同文書議決議案等の上程を行つ事業であるから、負担金を適正に支払うことが必要とされる。負担金額については、回収機構において決定される。	-	1	1	1
総務部 納税課	市税収納事務	平日、休日に関係なく、また1日24時間いつでも納付できる環境づくりが必要となった。	納税環境を充実させることにより、収納率の向上を図る。	・広報誌、ホームページ等により市税納定期限を周知させる。 ・口座振替納税、コンビニ収納、スマホ決済及びコンビニでの市税証明書の発行を行う。 ・市税証明書のコンビニ交付を行う。	口座振替納税、コンビニ収納、スマホ決済及びコンビニでの市税証明書の発行を行う。	収納率	現年度の賦課に対する収納割合	-	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
総務部 紳税課	滞納整理事務	滞納者の増加は納税者の地方税に対する不公平感を増大させ、地方行政への信頼を著しく損ねることが懸念されていました。	市税等の市民負担の公平性、及び自主財源を確保するため、公平な徴収によって収入未済額を圧縮し、収納率の向上を図る。	諸事情により納税が困難な方には、分割納付、納税の猶予などの納税相談を行つ。税を納付する能力がありながら納付しない滞納者に対しては、「公平負担の原則」に立ち、債権、不動産、無体財産などを法律に基づいた厳格な差押えを実施する。	納付催告を行い、それでも納付されない滞納者については財産調査を実施し、預貯金、給与、保険、不動産の差押えなどの滞納処分を行う。	徴収率	滞納額越分に対する徴収割合	-	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
福祉部 介護保険課	介護保険賦課徴収事務	介護保険制度を安定的に運営していくためには、被保険者の資格得喪管理を的確に行い、制度の財源である介護保険料を確実に確保する必要がある。	介護保険料の賦課、徴収を適正に行い、安定した介護保険制度の財源確保することで、継続可能な制度運営体制を整える。	第1号被保険者の資格得喪管理を的確に行い、所得段階に応じた介護保険料を賦課徴収することで、健全で安定的な介護保険制度の運営を継続する。介護保険料の徴収方法については、特別徴収と普通徴収の2種類がある。	いなべ市介護保険条例に基づき、第1号被保険者の介護保険料を賦課し、徴収する。	保険料徴収率	保険料徴収率	%	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上

行政改革・事務事業調査シート

項目番号 18(資料1 P16)

担当課	事務事業名	事業実施の背景	事業目的	全体事業概要	今年度の事業内容	成果指標・活動指標の設定			令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
						指標名	指標の説明・目標値の設定方針	単位	目標値	目標値	目標値
農林商工部 商工観光課	ふるさといなべ応援事業	ふるさと納税制度を活用し、市を応援していただける方からの寄附を広く募り、市の活性化を行う必要がある。	ふるさと納税制度を活用し、市を応援していただける方からの寄附を広く募る。	「ふるさとを応援したい」、「ふるさとへ貢献したい」という気持ちをもつ納税者が、ふるさとと思う地方公共団体に寄附を行った場合、個人住民税からその割程度を上限として、寄附金額を控除する寄附金税制で、納税された方に對し、納税額に応じた返礼品をお送りする。	・ふるさと納税返礼品の選定事務 ・ふるさと納税寄附受入事務 ・寄附者への礼状等の送付	返礼品発送件数	返礼品や寄附募集サイトの拡充を行うことで、返礼品の発送件数を増加させることで、地域の産業振興を図る。	件	2,400	2,500	2,600

行政改革・事務事業調査シート

項目番号 22(資料1 P18)

担当課	事務事業名	事業実施の背景	事業目的	全体事業概要	今年度の事業内容	成果指標・活動指標の設定			令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
						指 標 名	指標の説明・目標値の設定方針	単位	目標値	目標値	目標値
市民部 市民課	戸籍住民基本台帳事務	住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などにより、住民の居住関係を公証するために台帳を適正に管理する必要がある。	住民の居住・身分関係の公証及び住民に関する記録の管理を行う。	・戸籍、住民票、印鑑登録等の各種証明書交付 ・戸籍届出書等の審査から戸籍の記載及び適正な管理 ・戸籍届出に伴う住民基本台帳の記録と編成 ・住基異動に関する住民基本台帳の適切な管理 ・印鑑登録に関する適切な管理	・戸籍、住民票、印鑑登録等の各種証明書交付 ・戸籍届出に伴う住民基本台帳の記録と編成 ・各種届出の適正な事務処理及び管理	コンビニエンスストアでの証明書交付枚数(戸籍証明・住民票・印鑑証明・戸籍附票)	コンビニ交付での証明書発行枚数の増加が市民の利便性の向上と市役所への来庁者数の減少につながり、それによって削減された業務時間数が人件費削減の財政効果となる。	枚	18,000	19,000	20,000

公共施設等総合管理計画の現状と課題

令和7年5月

総務部 管財課

1. いなべ市公共施設統廃合に関する答申(平成 21 年 9 月)とその進捗状況

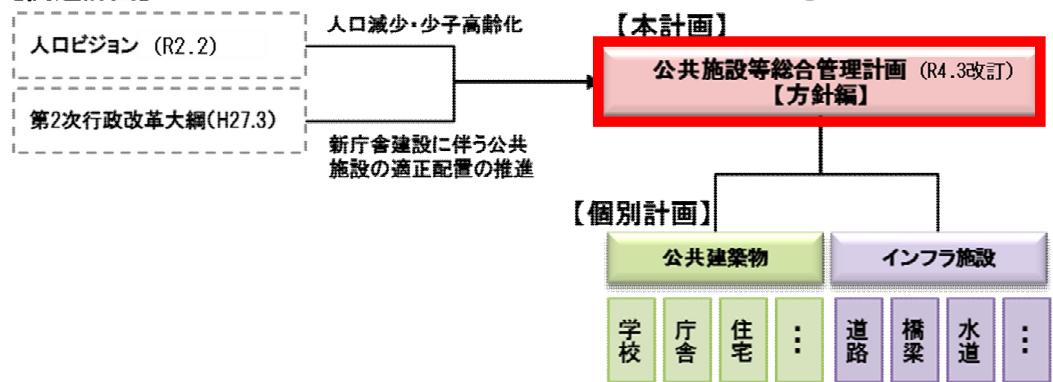
いなべ市では、いなべ市行政改革推進委員会が平成 21 年 9 月に策定した「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(平成 21 年 9 月)に基づき、合併により保有することとなった複数の重複・類似する公共建築物の統廃合に向けた取組を行ってきました。

いなべ市公共施設等総合管理計画は、これらの考え方を整理し、今後の財政状況や人口動態を踏まえ、本市の公共施設等全体を適切に維持管理、更新していくための基本的な方針を策定したものです。

【これまでの取組】

公共施設統廃合に関する答申(H21.9)	水道ビジョン(H21.2)
【基本方針】 <ul style="list-style-type: none">・市全体として適正な施設配置を検討し、住民サービスの質の確保と新たな住民ニーズにも対応できるような機能面の充実を図る・サービス提供の「量」から「質」への転換を図る	【施策目標】 <ul style="list-style-type: none">・安心・快適な給水の確保・安定給水・災害対策の強化・経営基盤の強化・環境対策の強化・お客様サービスの向上
橋梁長寿命化修繕計画 (H29. 3)	下水道ビジョン(H27.3)
【基本方針】 <ul style="list-style-type: none">・定期点検による橋梁の状態の継続的な把握による安全性の確保・「対症療法型」から「予防保全型」管理への移行によるコストの縮減・中長期的な観点から対策の優先順位を判断し予算を平準化・重要度や損傷程度を総合的に評価した修繕計画の策定	【取組方針】 <ul style="list-style-type: none">・人モノ力の持続可能な一體管理の確立・汚水処理の最適化・非常時のクライスマネジメントの確立・市民理解の促進とプレゼンスの向上

【関連計画】



本計画の公共施設マネジメントにおける当初の指針である「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(平成 21 年 9 月)で示された検討結果について、進捗状況は次頁となっています。

「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(H21.9)で示された検討結果一覧と進捗

施設分類	施設名	検討結果 (H21.9月)				進捗(R7.4月)
		現状維持	統廃合	民間委託	廃止	
市民会館等	中央公民館	●				
	北勢市民会館	●				
	藤原文化センター	●				
	員弁コミュニティプラザ	●				
資料館等	郷土資料館				●	移転、休止(R7 解体予定) 藤原文化センターと統合 譲渡 休止
	藤原岳自然科学館				●	
児童館	梅戸北児童館	●				
	中央児童センター			●		
	丹生川上児童館				●	
図書館	北勢図書館		●			統廃合せず維持
	員弁図書館		●			
	大安図書館		●			
	藤原図書館		●			
体育館	員弁運動公園体育館	●				解体
	大安スポーツ公園体育館	●				
	北勢体育館				●	
	大安海洋センター体育館				●	
屋内運動場施設	スパーク大安	●				
野球場	員弁野球場	●				
	大安スポーツ公園野球場	●				
	北勢其原グランド	●				
	藤原第1野球場	●				
	員弁市之原野球場			●		廃止
	北勢中山グランド			●		
	大安西部運動場			●		
	藤原第2野球場			●		自治会譲渡
	員弁運動公園プール	●				
	北勢プール			●		休止
プール	大安海洋センタープール			●		解体、いなべ温水プールへ
	大安武道館	●				
	北勢武道場			●		
武道場	大安海洋センター武道場			●		
	員弁運動公園運動場	●				
	藤原運動場	●				
運動場	大安スポーツ公園運動場				●	
	艇庫	大安海洋センター艇庫	●			
	員弁運動公園テニスコート	●				
テニスコート	大安スポーツ公園テニスコート	●				
	北勢テニスコート	●				
	サッカー場	員弁運動公園サッカー場	●			
フットサルコート	北勢フットサルコート	●				廃止
			22	4	1	14

【結果】 当初の検討結果通り 統廃合できた施設は 0 / 4
 民間委託できた施設は 0 / 1
 廃止(休止を含む)できた施設は 7 / 14

利用休止・用途廃止(譲渡・賃貸を含む)となった実績(予定も含む)

施設名	利用休止又は廃止の年月	経緯・理由等
ふじわら社会福祉センター	用途廃止 令和 3 年 8 月	社会福祉協議会のサーバー室が撤去され、放課後児童クラブと暮らしの保健室として使用。
十社保育所	用途廃止 平成 28 年 4 月	保育園が統合されたため。 民間企業に貸付け。
熟人荘	用途廃止 平成 21 年 11 月	民間企業に貸付け。
笠間第一保育園	用途廃止 平成 25 年 4 月	保育園が統合されたため。 社会福祉法人へ貸付け。
ふじわら作業所	用途廃止 平成 29 年 8 月	令和 5 年 3 月、非営利活動法人へ譲渡。
十社幼稚園	用途廃止 平成 20 年 3 月	令和 5 年 7 月、放課後児童クラブとして使用。
立田小学校 校舎	用途廃止 平成 29 年 3 月	地元自治会へ貸付け。
中里小学校	用途廃止 平成 29 年 3 月	郷土資料館等として活用。
白瀬小学校 校舎	用途廃止 平成 29 年 3 月	民間企業に建物譲渡。
東藤原小学校	用途廃止 平成 29 年 3 月	学校法人に建物譲渡。
員弁健康センター	用途廃止 令和 6 年 1 月	民間企業へ建物譲渡。
郷土資料館(大安)	用途廃止 令和 5 年 4 月	旧中里小学校校舎へ移転。 消防団詰所建設により解体予定。
十社小学校プール	用途廃止 令和 5 年 7 月	令和 5 年度に解体済。
治田小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 8 年度に解体予定。
阿下喜小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 8 年度に解体予定。
山郷小学校プール	用途廃止 令和 5 年 7 月	令和 6 年度に解体済。
三里小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 8 年度に解体予定。
丹生川小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 7 年度に解体予定。

北勢東部林業会館	用途廃止 令和 5 年 11 月	地元自治会に建物譲渡。
北勢福祉センター	用途廃止 令和 5 年 3 月	本庁の保健センター棟へ集約化したため。解体済。
大安老人福祉センター	用途廃止 平成 5 年 3 月	
北勢谷坂住宅	用途廃止 令和 5 年 12 月	老朽化が進み、入居者が 0 となったため。
たんぽぽ作業所	用途廃止 令和 4 年 10 月	社会福祉協議会に建物譲渡。
ほくせい保育園	用途廃止 令和 7 年 4 月	社会福祉協議会へ建物譲渡。
コミュニティ消防センター (下野尻)	用途廃止予定 令和 8 年度	藤原庁舎解体後に新設する詰所に統合するため。
コミュニティ消防センター (古田)		
コミュニティ消防センター (坂本)		
コミュニティ消防センター (市場)		
コミュニティ消防センター (長尾)		
藤原庁舎	用途廃止予定 令和 7 年度	消防団詰所建設により解体予定。

2. 公共建築物の現状

(1) 公共建築物の保有状況

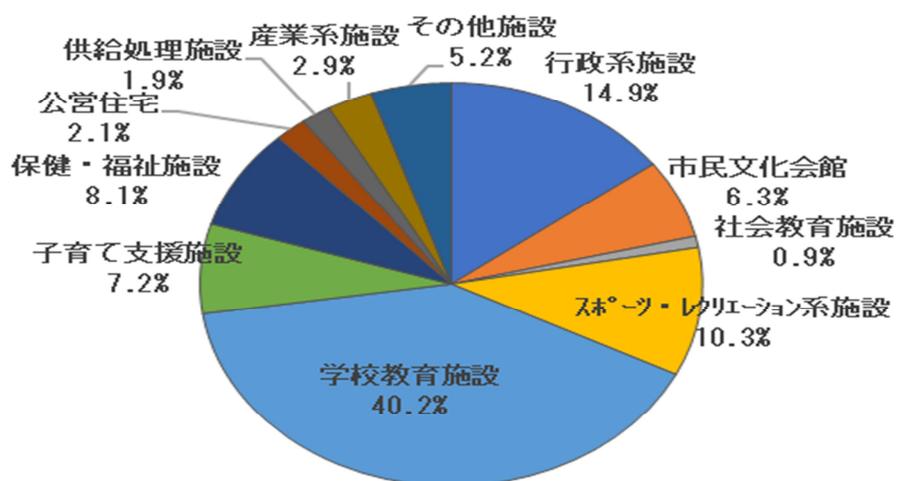
本市では、延床面積 23.4 万 m² の公共建築物を保有しており、延床面積全体のうち、学校教育系施設が 40.2%、行政系施設が 14.9%、スポーツ・レクリエーション系施設が 10.3% を占めています。

年度別の整備状況をみると、築 30 年以上経過した施設が延床面積全体の 38.9% を占めています。また、1970 年代から 1990 年代前半の 21 年間と合併前後の 6 年間に施設整備のピーク時期があることから、今後、これらの施設の大規模改修や建替え時期が集中することが想定されます。

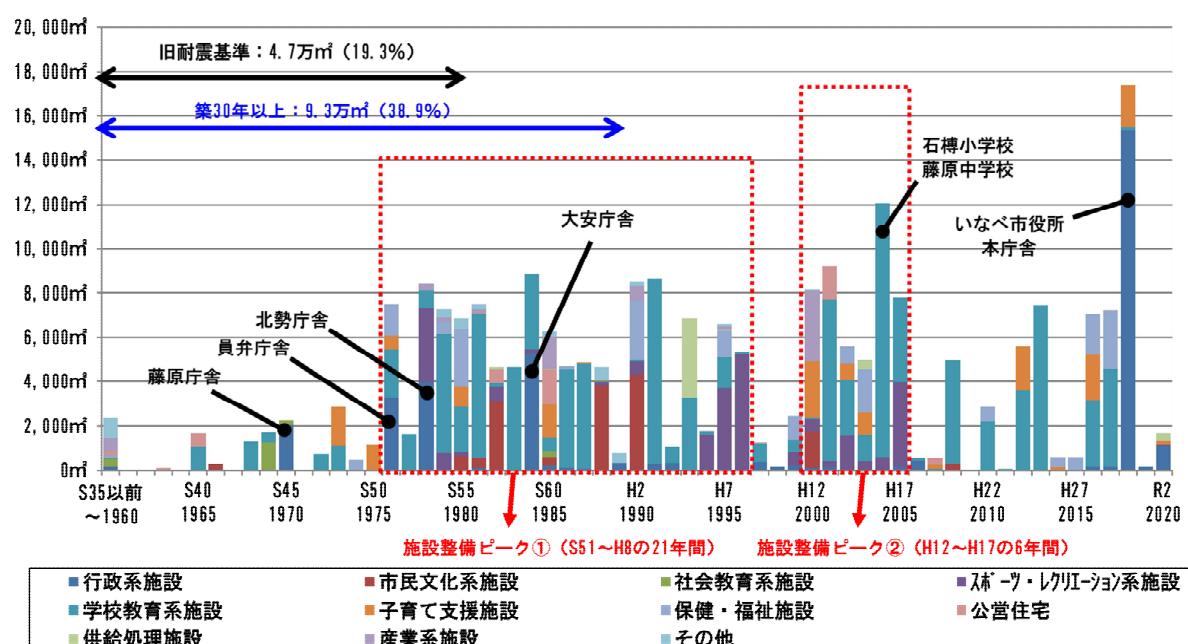
公共建築物の類型ごとの保有状況 ※令和3(2021)年3月末時点

公共建築物の類型	延床面積 (m ²)	構成比 (%)
行政系施設	34,857	14.9
市民文化会館	14,844	6.3
社会教育施設	2,094	0.9
スポーツ・レクリエーション系施設	24,086	10.3
学校教育施設	94,298	40.2
子育て支援施設	16,761	7.2
保健・福祉施設	19,048	8.1
公営住宅	4,836	2.1
供給処理施設	4,505	1.9
産業系施設	6,855	2.9
その他施設	12,113	5.2
合計	234,298	100.0

※その他施設には、駅関連施設、普通財産等の施設が含まれています。また、公園及び下水道の建築物は、インフラ施設として区分していることから除外しています。



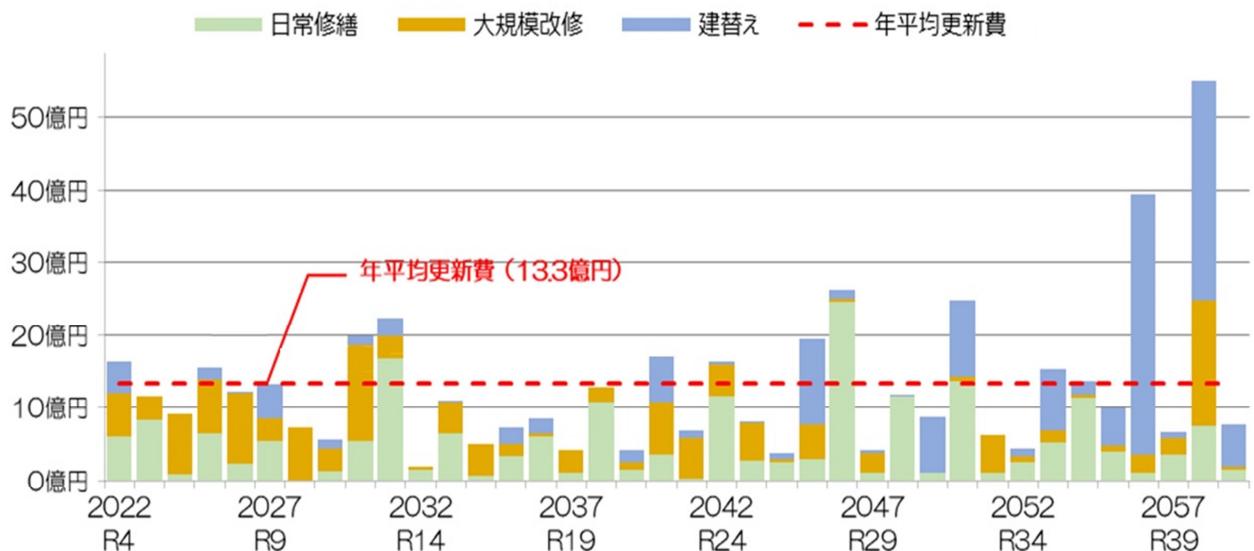
公共建築物の年度別整備状況(総延床面積) ※令和3(2021)年3月末時点



(2)公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

日常修繕と大規模改修(長寿命化改修)を予防保全の考え方により周期的に実施することで、物理的にも機能的にも長寿命化を図ることとして試算すると、令和4年から令和42年までの39年間で維持管理・更新等に係る中長期的な経費は519億円で、年平均換算で13.3億円となります。

公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み



【日常修繕の考え方】

日常修繕は、建物を良好に維持するために実施するものとし、費用を計上します。

日常修繕に係る費用は、公共施設(建物)の更新費の10%とします。

【大規模改修の考え方】

大規模改修については、長寿命化(予防保全型)の管理において、建物の構造ごとに設定した耐用年数の半分を経過した時点で実施するものとし、費用を計上します。

また、非木造で30年以内、木造で15年以内に建替え時期がくるものについては、大規模改修を実施せず、建替えを行うこととします。大規模改修に係る費用は、公共施設(建物)の更新費の25%とします。

【建替えの考え方】

建物の構造ごとに長寿命化を考慮した耐用年数が来たタイミングで建替えを実施するものとし、費用を計上します。

3. 公共建築物を取り巻く課題

(1) 今後、想定される課題

視点	現況及び見通し	今後想定される課題
人口	・今後30年間で総人口は2割程度減少 ・少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少	・公共施設等に対する需要の減少 ・公共施設等に対するニーズの変化
財政	・合併特例の終了による財政規模縮小 ・高齢化等の進行による扶助費の増加	・財政規模の縮小による投資余力の減少 ・更新費等の確保が困難となる可能性
建築物	・築30年以上の建築物が3分の1以上 ・他市と比較して一人当たり保有量が多い	・老朽化に伴う更新需要の増大 ・更新需要の増大による市民負担の増大
インフラ	・市町村合併により多くのインフラを抱える ・30年後には更新時期がピークを迎える	・維持するために多くの更新費が必要 ・更新費が大幅に不足する可能性

課題解決に向けた取組の視点

将来の人口動態と市民ニーズの変化への対応を図りつつ、
財政規模縮小を見据えて公共施設等の保有量を見直し、
今後増大する更新需要に対応するための更新財源を確保

(2) 施設所管課ヒアリングによる個別課題

- 維持費がかかるため統廃合を進めたいが、個々のスポーツ施設においては、それに強く根付いたスポーツ団体とその関係者がいて、その団体への配慮を重んじる傾向にある。
- 蛍光灯の生産中止になるため、LED照明へ交換しなければいけないが、施設数が多く多額の費用がかかるため、まだ大部分が実行できていない。
- 大規模、長寿命化の改修計画を立てているが、将来に予算が確保できるか不透明。
- 事業によっては定められた施設の定員があり、短期的に超過する場合、代替の公共施設もしくは公共スペースが見つからないため、調整に苦慮する。
- 統廃合を進めるには、将来を見据えた大局的な財政感覚・経営感覚を持って進めたいところだが、実態は多岐にわたる部署が、個々で施設を管理・運営しているため、統一的な動きが取れない。また部署が個々で判断するので、思い切った判断ができない。